令和８年度
廃棄物処理の概要





恵庭市生活環境部ゼロカーボン推進室
廃棄物管理課

目次

I. 恵庭市の概要…… 1
II. ごみ処理の体制 …… 2
1. 恵庭市家庭ごみ処理の大まかな流れ…… 2
2. ごみの収集について …… 3
3. 料金体系…… 3
4. 施設の概要 …… 7
5. 施設の維持管理情報 …… 12
III. ごみ･資源物･し尿処理実績 …… 14
1. ごみ発生量の推移…… 14
2. 家庭ごみの状況 …… 15
3. 施設ごとの処理量の推移 …… 18
4. 資源物搬入量の推移 …… 21
5. 資源物搬出量の推移・資源物回収物売払収入の推移 …… 22
6. リサイクル率の推移 …… 24
7. し尿等処理量の推移 …… 25
IV. 歳入歳出の状況 …… 26
1. 歳入の状況 …… 26
2. 歳出の状況 …… 27
V. ごみ排出抑制、啓発運動関係 …… 28
1. 小型家電の窓口回収 …… 28
2. リネットジャパンリサイクル（株）による家電回収 …… 29
3. 「おいくら」での不要品の買取査定依頼…… 29
4. 古着のリサイクル…… 30
5. （株）マテックじゅんかんコンビニ２４　恵庭黄金利用の状況…… 30
6. 廃食油の回収…… 32
7. 羽毛ふとんのリサイクル …… 33
8. 集団資源回収…… 33
9. 環境美化等推進員登録制度…… 34

10. ボランティア袋 …… 35
11. 集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度 …… 36
12. 不法投棄…… 39
VI. 生活環境部機構図…… 40
VII. 事務分掌…… 41
VIII. 令和 8 年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画 …… 42
第 1 本計画の位置付け …… 42
第 2 一般廃棄物処理の基本的事項 …… 42
1. 処理区域…… 42
2. 計画期間…… 42
3. 処理計画量 …… 42
4. 処理区域外の一般廃棄物の搬入及び処理 …… 43
第 3 ごみ処理実施計画 …… 44
1. 市が処理する一般廃棄物 …… 44
2. 一般廃棄物処分業許可業者が処理する一般廃棄物…… 53
3. 関係を有する市町村への搬出 …… 53
4. 処理区域外の一般廃棄物の搬入及び処理…… 54
第4 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策
（令和 8 年度の取組）…… 55
1. ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進 …… 55
2. 効率的な収集運搬と適切な施設運営…… 56
3. 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組 …… 56
4. 食品ロス削減に関する取組…… 57
IX. ごみ処理事業の沿革 …… 58
1. 恵庭市ごみ処理事業の沿革…… 58
2. ごみの広域処理から単独処理への経緯 …… 65
X. 清掃関連法令・内規類・その他資料…… 69
〇恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 …… 69
〇恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則…… 86
〇恵庭市廃棄物処理施設設置条例……106

○きれいなまちづくり条例 ……108
○恵庭市事業系廃棄物の受入等に関する要綱 …… 111
○恵庭市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可に関する基準 ……114
○恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱……116
○恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱……123
○恵庭市資源回収奨励金交付要綱……126
○恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱 ……130
○恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱 ……133
○恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱……135
○恵庭市し尿処理券の返還の取扱いに関する要綱 ……139

Ⅰ.恵庭市の概要

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土を持つまちです。早くから住宅地整備を進めるとともに、公共下水道や大学・専門学校、工業団地などの都市基盤の整備が進められ、着実に人口が増えてきています。また、季節によって様々な表情を見せる自然が広がり、農業・工業・商業とともに市民の暮らしと調和した豊かな環境に恵まれています。



●位　置

東端　東経141°39’10”

西端　東経141°14’07”

南端　北緯 42°47’45”

北端　北緯 42°59’16”

●海　抜 34.1m

●広ぼう　東西34㎞、南北23㎞

●面　積 294.65 K㎡

●人　口

恵庭市は、明治30年に戸長役場が設置された時は、143世帯572人で、73年後の昭和45年市制施行時には8,750世帯34,449人となっています。令和8年3月末日現在の人口は、次表のとおりです。

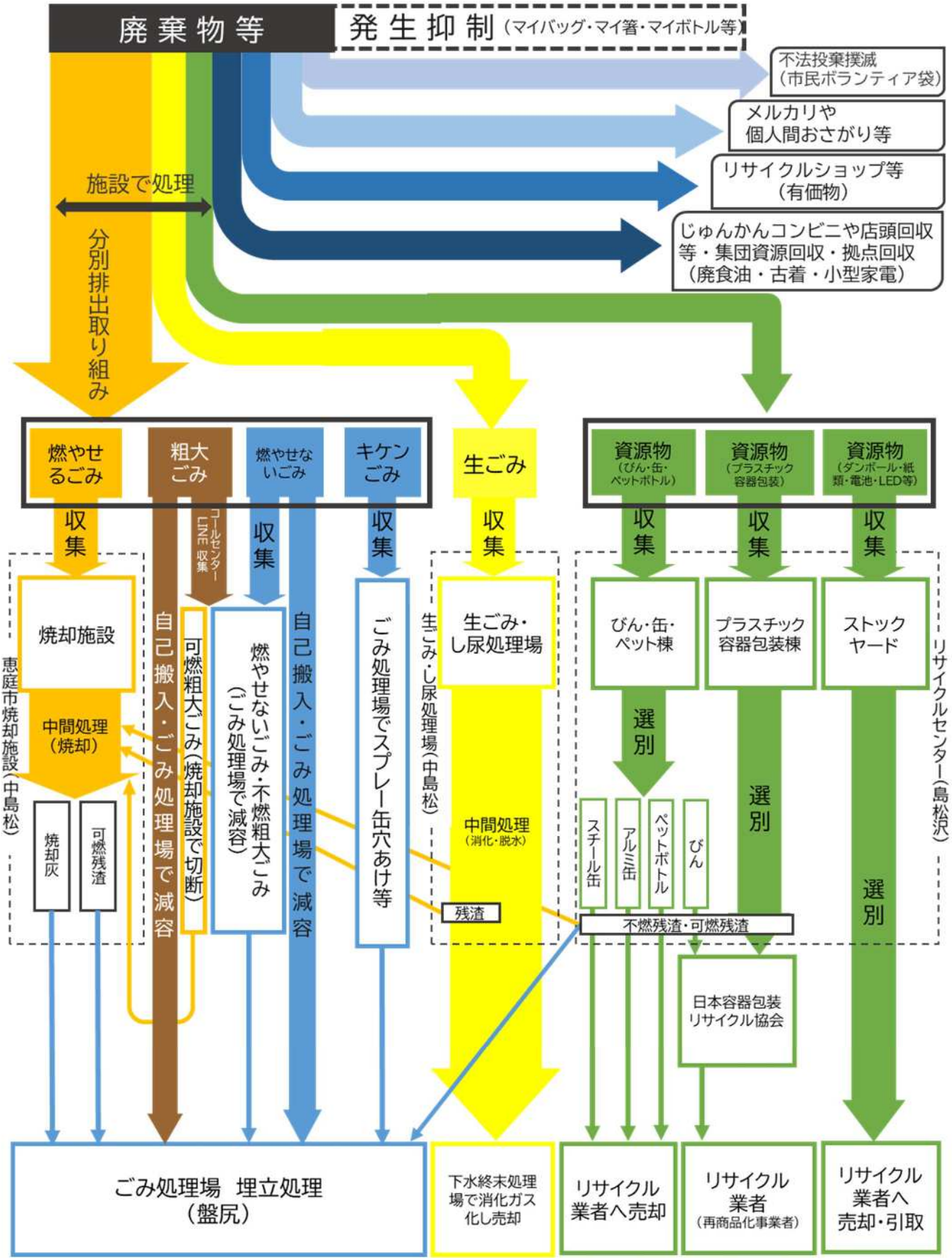
世帯数		36,507 世帯
人口	男	33,995 人
	女	35,950 人
	計	**69,945** 人

（令和8年3月末日現在）

II.ごみ処理の体制

1. 恵庭市家庭ごみ処理の大まかな流れ

図 1 恵庭市家庭ごみ処理の大まかな流れ



2. ごみの収集について

(1) 家庭ごみ

収集区分は『燃やせるごみ』『生ごみ』『燃やせないごみ(キケンごみを含む)』『粗大ごみ』『資源物』の 5 区分に分別して排出。平成 22 年 4 月からの家庭ごみ有料化に伴い、『燃やせるごみ』『燃やせないごみ』『キケンごみ』については有料指定ごみ袋を使用。『粗大ごみ』についてはごみ処理券を使用。

平成 24 年 4 月からは、それまで『燃やせるごみ』の中に含まれていた『生ごみ』の分別収集を開始。それに伴い生ごみ専用の黄色い有料指定ごみ袋を新設し、カラス対策として特殊な加工を施した素材を採用。燃やせるごみ用の指定袋は黄色からピンク色へ変更。

令和 2 年 4 月からは、『燃やせないごみ』の手数料改定に伴い、指定袋(青色)の文字色を紺色から赤色に変更。

令和 4 年 4 月からは、『燃やせるごみ』の手数料改定に伴い、指定袋をピンク色からオレンジ色へ変更。

令和 6 年秋頃からは、買い物時のレジ袋の代用としてごみ袋を使用することにより、プラスチックごみの削減を推進することを目的に、『燃やせるごみ』『生ごみ』『燃やせないごみ』用の指定袋を使用時に抵抗がなく親しみやすいデザインへ変更。また、CO2 削減を目的として、『燃やせるごみ』用の指定袋をバイオマスプラスチック含有の素材へ変更。

(2) 家庭資源物

資源物の分類は、『プラスチック容器包装』『ペットボトル・缶・びん』『紙パック』『段ボール』『新聞・チラシ』『雑誌・本』『蛍光管等』『電池』の 8 区分に分別して排出。

(3) 収集方法

燃やせるごみ、生ごみの日は週 2 回(農村地区は週 1 回)、燃やせないごみの日は月 1 回、資源物の収集日は週 1 回(燃やせないごみの日がある週は収集しない)。戸別及びステーション収集を実施。

平成 31 年 4 月からは、1 ヶ月に 1 回の収集であった粗大ごみを事前申込による収集へ変更。

3. 料金体系

(1) 手数料

表 1【家庭廃棄物処理手数料】

項目	規格	手数料
燃やせるごみ	5 ﾘｯﾄﾙ	15 円/枚
	10 ﾘｯﾄﾙ	30 円/枚
	20 ﾘｯﾄﾙ	60 円/枚
	40 ﾘｯﾄﾙ	120 円/枚
燃やせないごみ (キケンごみ兼用)	5 ﾘｯﾄﾙ	20 円/枚
	10 ﾘｯﾄﾙ	40 円/枚
	20 ﾘｯﾄﾙ	80 円/枚
	40 ﾘｯﾄﾙ	160 円/枚
生ごみ	3 ﾘｯﾄﾙ	6 円/枚
	6 ﾘｯﾄﾙ	12 円/枚
	12 ﾘｯﾄﾙ	24 円/枚
ごみ処理券	1 枚	100 円/枚 400 円/枚
直接搬入	−	250 円/10kg

※直接搬入については有料指定ごみ袋及びごみ処理券は使用せず、計量により算出。10kg に満たないものは端数切り上げ。

表 2【事業系廃棄物処分手数料】

種類	区分	手数料
事業系一般廃棄物	不燃ごみ	380 円/10kg
	可燃ごみ	240 円/10kg
	生ごみ	110 円/10kg
	資源物	120 円/10kg
産業廃棄物	不燃ごみ	510 円/10kg
	可燃ごみ	400 円/10kg

※すべて消費税込みの金額です。

※産業廃棄物(不燃ごみ)は循環資源利用促進税(10 円/10kg)が別途必要です。

表 3【し尿処理手数料】

項目	料金
し尿処理手数料	65 円/10ℓ

※すべて消費税込みの金額です。

(2) 公共料金等審議会及び廃棄物減量等推進審議会におけるごみ処理手数料等の改定経過
※平成 29 年度からごみ処理手数料は廃棄物減量等推進審議会で審議

<table>
<tr><th>年度</th><th>審議内容</th></tr>
<tr><td>昭和 62 年
(昭和 63 年 4 月 1 日改定分)</td><td>●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
<table>
<tr><th colspan="2">し尿処理手数料</th><th colspan="2">事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料</th></tr>
<tr><td>下水道区域内</td><td>下水道区域外</td><td>事業系一廃</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>97 円/10 ℓ</td><td>42 円/10ℓ</td><td>23 円/10kg</td><td>40 円/10kg</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 6 年
(平成 7 年 4 月 1 日改定分)
(平成 8 年 4 月 1 日改定分)</td><td>●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
<table>
<tr><th colspan="2">し尿処理手数料</th><th colspan="2">事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料</th></tr>
<tr><td>全域
平成 7 年 4 月1日
改定分</td><td>全域
平成 8 年 4 月 1 日
改定分</td><td>事業系一廃</td><td>産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>50 円/10ℓ</td><td>54 円/10ℓ</td><td>32 円/10kg</td><td>54 円/10kg</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 14 年
(平成 15 年 4 月 1 日改定分)</td><td>●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
<table>
<tr><th rowspan="2">し尿処理手数料</th><th colspan="3">事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料</th></tr>
<tr><td>事業系一廃</td><td>産業廃棄物</td><td>産業廃棄物
(汚泥)</td></tr>
<tr><td>47 円/10ℓ</td><td>60 円/10kg</td><td>税込 90 円/10kg</td><td>税込 110 円/10kg</td></tr>
</table>
※産業廃棄物処理事業特別会計は平成17年から消費税納付(内税方式 5%)</td></tr>
<tr><td>平成 18 年
(平成 19 年 4 月 1 日改定分)</td><td>●ごみ処分手数料改定
<table>
<tr><th rowspan="2">し尿処理手数料</th><th colspan="3">事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料</th></tr>
<tr><td>事業系一廃</td><td>産業廃棄物</td><td>産業廃棄物(汚泥)</td></tr>
<tr><td>−</td><td>80 円/10kg</td><td>税込 117 円/10kg</td><td>税込 140 円/10kg</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

平成 19 年
（平成 20 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処分手数料改定

し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
	事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物（汚泥）
－	88 円/10kg	税込 126 円/10kg	税込 151 円/10kg

平成 20 年
（平成 22 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

家庭廃棄物処理手数料			
燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ
2 円/ℓ		100 円/個	70 円/10kg

平成 22 年
（平成 23 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
	事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物（汚泥）
－	92 円/10kg	税込 132 円/10kg	税込 158 円/10kg

平成 23 年
（平成 24 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
事業系一廃	事業系一廃（生ごみ）	産業廃棄物	産廃（汚泥）
－	92 円/10kg	－	－

家庭廃棄物処理手数料			
可燃ごみ（生ごみ）	不燃ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ
2 円/ℓ		－	－

平成 24 年
（平成 25 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
事業系一廃	産業廃棄物	産廃（汚泥）
99 円/10kg	税込 142 円/10kg	税込 170 円/10kg

平成 25 年
（平成 26 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
	事業系一廃	事業系一廃（生ごみ）	産業廃棄物	産廃（汚泥）
50 円/10ℓ	100 円/10kg	99 円/10kg	税込 146 円/10kg 税別 136 円/10kg	税込 174 円/10kg 税別 162 円/10kg

消費税改定をふまえ（5%→8%H26.4.1）内税方式から外税方式へ変更

平成 28 年
（平成 29 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

し尿処理手数料		事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
	仮設トイレ加算料金	事業系一廃	事業系一廃（生ごみ）	産業廃棄物	産廃（汚泥）
50 円/10ℓ	880 円/1 箇所	112 円/10kg	112 円/10kg	税込 168 円/10kg（8%） 税込 171 円/10kg（R 元.10.1～10%） 税別 156 円/10kg	税込 201 円/10kg（8%） 税込 205 円/10kg（R 元.10.1～10%） 税別 187 円/10kg

平成 30 年
（令和 2 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

家庭廃棄物処理手数料			
収集		直接搬入	
不燃ごみ	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ
4.0 円/ℓ	100～900 円/個	128 円/10kg	231 円/10kg

事業系一般廃棄物処分手数料				産業廃棄物処分手数料	
事業系一廃（可燃）	事業系一廃（不燃）	事業系一廃（生ごみ）	事業系一廃（資源物）	産業廃棄物（可燃）	産業廃棄物（不燃）
128 円/10kg	231 円/10kg	93 円/10kg	114 円/10kg	税込 400 円/10kg 税別 364 円/10kg	税込 509 円/10kg 税別 463 円/10kg

平成 30 年
（令和 4 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

事業系一般廃棄物処分手数料		家庭廃棄物処理手数料
事業系一廃（可燃）	事業系一廃（不燃）	収集 可燃ごみ
217 円/10kg	343 円/10kg	3.0 円/ℓ

令和 5 年
（令和 7 年 4 月 1 日改定分）

●ごみ処理手数料改定

家庭廃棄物処理手数料	
直接搬入	
可燃ごみ	不燃ごみ
140円/10kg	250円/10kg

し尿処理手数料	事業系一般廃棄物処分手数料				産業廃棄物処分手数料
	事業系一廃（可燃）	事業系一廃（不燃）	事業系一廃（生ごみ）	事業系一廃（資源物）	産業廃棄物（不燃）
65円/10ℓ	240円/10kg	380円/10kg	110円/10kg	120円/10kg	510円/10kg

※仮設トイレ加算料金廃止

※すべて消費税込みの金額

4. 施設の概要

恵庭市の廃棄物処理施設は、ごみ処理場、リサイクルセンター、生ごみ・し尿処理場、焼却施設、破砕処理施設の5施設です。旧焼却場は、ダイオキシン類濃度基準などへの対応が難しかったことにより、平成14年度から休止となっていましたが、中島松に新たな焼却施設を建設し、令和2年4月から本格稼動しました。

(1) 恵庭市ごみ処理場

市内で発生した燃やせないごみ、キケンごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを埋め立て処理しています。



名称	ごみ処理場
所在地	盤尻 255 番地 4
種類	管理型
埋立方式	セル方式(サンドイッチ方式と併用)

	1期	2期	3期	4期	5期	6期
埋立面積	16,200 ㎡	18,520 ㎡	19,600 ㎡	42,600 ㎡	33,050 ㎡	20,500 ㎡
埋立容積	144,000 ㎥	166,448 ㎥	149,400 ㎥	330,000 ㎥	309,000 ㎥	160,000 ㎥
建設期間	昭和 58～59 年	平成 3～4 年	平成 6･10 年	平成 11～12 年	平成 18～19 年	平成 27～28 年
埋立開始	昭和59年10月	平成 4 年 5 月	平成 7 年 7 月	平成 12 年 4 月	平成 20 年 5 月	平成 29 年 5 月
補助事業	破砕･管理棟【防衛省(民生安定施設助成事業)】貯留構造物【厚生省補助】	防衛省(民生安定施設助成事業)	無し	防衛省(民生安定施設助成事業)	防衛省(民生安定施設助成事業)	防衛省(民生安定施設助成事業)
設置届出番号	昭和59年7月20日 衛施第774 号	平成3年10月30日 衛施第202-9 号 平成3年10月30日 衛施第4-44 号	平成6年10月19日 衛施第15-23 号 平成10年7月1日 石環生第912-2 号	平成11年3月8日 環廃第20-15 号	平成19年3月29日 循環第1524号	平成28年3月31日 循環第1938 号
備考	平成 7 年埋立終了	令和 2 年埋立終了	平成 22 年埋立終了 産業廃棄物用	平成 21 年埋立終了	供用中	供用中

合計埋立面積 150,470 ㎡ 埋立容積 1,258,848 ㎥

残余容量 57,621.57 ㎥(令和 7 年10月時点)

(2) 恵庭市リサイクルセンター

旧焼却場の施設を一部利用し、市内で発生した資源物を受入れ、選別・減容等処理を行い、市内外の資源化施設へ搬出しています。



名称	リサイクルセンター		
所在地	島松沢 131 番地 8		
敷地面積	11,137.92 ㎡		
施設名	ビン・缶・ペットボトル 等減容保管施設	プラスチック容器包装 減容保管施設	ストックヤード
建築面積	613.61 ㎡	418.65 ㎡	216.00 ㎡
延床面積	712.24 ㎡	418.65 ㎡	216.00 ㎡
機械設備	受入・供給設備・選別設備 圧縮・減容化設備	圧縮梱包設備	資源物保管庫
処理能力	11t/日(5h)	5t/日(5h)	200.00 ㎡
処理対象	ビン・缶・ペット その他資源物	プラスチック (容器包装適用物)	ダンボール・電池・蛍光管・ LED・水銀使用製品・ 紙パック・本・雑誌・新聞
工事期間	平成 10 年 8 月～ 平成 12 年 2 月	平成 18 年 10 月～ 平成 19 年 3 月	平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 3 月
補助事業	防衛省(特定防衛施設周辺 整備調整交付金)	防衛省(特定防衛施設周辺 整備調整交付金)	環境省(循環型社会形成 推進交付金)
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 29 年 3 月
備考	平成 27 年 3 月　資源物収集袋の圧縮梱包機更新(特定防衛施設周辺整備調整交付金)		旧焼却施設煙突解体(平成 27 年度実施)跡地に建設

(3) 恵庭市生ごみ・し尿処理場

市内の家庭及び事業活動から発生した生ごみやし尿を受入れ、破砕分別などを行っています。隣接する下水終末処理場に送った後、下水汚泥と混合し、バイオガスを発生させ資源化しています。



名称	生ごみ・し尿処理場	
所在地	中島松 460 番地 1	
敷地面積	12,028.00 ㎡	
施設名	生ごみ処理施設	し尿処理施設
建築面積	254.90 ㎡	535.56 ㎡
延床面積	357.53 ㎡	804.82 ㎡
機械設備	受入ホッパ、破砕分別機、 移送コンベア、残渣ホッパ	一次処理 受入槽、夾雑物除去装置、し渣ホッパ、 予備貯留槽、脱臭装置、沈殿槽 二次処理～休止中 脱水機、浄化槽、放流ピット、硝酸化槽、 汚泥分離槽
処理能力	18t/日(6h)	15kl/日(6h)
処理対象	生ごみ	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	破砕分別後、し尿処理施設混合槽へ移送	・一次処理後、下水終末処理場へ移送 (平成 16 年～平成 24 年) ・生ごみと混合し下水終末処理場へ移送 (平成 24 年～)
工事期間	平成 22 年 12 月～平成 24 年 8 月	昭和 62 年 8 月～平成元年 1 月
補助事業	防衛省(民生安定施設助成事業)	防衛省(民生安定施設助成事業)
供用開始	平成 24 年 9 月	平成元年 2 月
設置届出番号	平成23年4月6日循環第40号	昭和62年4月27日衛施第120号

（4）恵庭市焼却施設

市内で発生した燃やせるごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを焼却処理しています。焼却処理に伴い発生する熱はボイラで回収し、施設内の暖房等に利用する他、隣接施設で利用しています。

また、蒸気発電機によって発生した電力は、施設内の電力の一部として利用しています。



名称	焼却施設
所在地	中島松 461 番地 1
燃焼形式	全連続燃焼式ストーカ炉
敷地面積	28,018.00 ㎡
建築面積	2,282.00 ㎡
延床面積	4,204.00 ㎡
処理能力	56t/日（28t×2 炉）
工事期間	平成 28 年 9 月～令和 2 年 3 月
補助事業	防衛省（民生安定施設助成事業）
供用開始	令和 2 年 3 月
設置届出番号	平成29年11月9日循環第 1067 号

(5) 破砕施設

ごみ処理場で粗大ごみ等の破砕を行い、ごみを減容しています。



名称	破砕施設
所在地	盤尻 255 番地 4
処理能力	300t/日(5h) (移動式)
処理方式	低速回転破砕式
補助事業	防衛省(特定防衛施設周辺整備調整交付金)
供用開始	令和元年 6 月

(6) 休止している施設

名称	ごみ焼却場	ごみ破砕処理施設
所在地	島松沢 131 番地 7	盤尻 255 番地 4
敷地面積	11,621.00 ㎡(リサイクルセンター内)	105,028.00 ㎡(ごみ処理場内)
建築面積	1,091.56 ㎡	477.35 ㎡
構造	RC+S 造	RC+ALC 造
機械設備等	トラックスケール(供用中)、 焼却施設(H14 休止)、 事務室(供用中)、煙突等(H27 解体)	トラックスケール(供用中)、受入・破砕、集じん、磁選機、風力分離
処理能力	75t/日(24h)	30t/日(5h)
処理対象物	可燃物(プラ除く)	粗大ごみ
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	衝撃せん断併用回転式
工事期間	昭和 50 年 1 月～昭和 54 年 1 月	昭和 58 年 2 月 22 日～昭和 59 年 3 月 30 日
補助事業	防衛省(民生安定施設助成事業)	防衛省(民生安定施設助成事業)
供用開始	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日
休止	平成 14 年 11 月 30 日	平成 16 年 3 月 31 日
備考	平成 12 年度煙突補修工事 (炭素繊維補強工法) 平成 27 年度煙突等解体工事 (環境省:循環型社会形成推進交付金)	

5. 施設の維持管理情報

(1) ごみ処理場

		4期 モニタリング井戸				5期 モニタリング井戸				6期 モニタリング井戸			
		上流		下流		上流		下流		上流		下流	
		塩化物イオン (mg/L)	水温 (℃)	塩化物イオン (mg/L)	水温 (℃)	塩化物イオン (mg/L)	水温 (℃)	塩化物イオン (mg/L)	水温 (℃)	塩化物イオン (mg/L)	水温 (℃)	塩化物イオン (mg/L)	水温 (℃)
維持管理上の基準値		－	45以下	－	45以下	－	45以下	－	45以下	－	45以下	－	45以下
測定日	4月9日	5.00	11.20	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		5.00	13.10	5.00	11.30
	5月8日	5.00	12.00	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		5.00	17.70	5.00	11.10
	6月19日	20.00	14.80	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		5.00	21.60	2.00	13.20
	7月23日	20.00	17.50	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		5.00	24.40	5.00	14.30
	8月20日	20.00	16.20	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		2.00	21.60	2.00	13.70
	9月11日	10.00	20.00	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		2.00	21.60	2.00	12.70
	10月9日	5.00	10.70	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		2.00	19.20	2.00	9.90
	11月26日	50.00	8.40	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		2.00	15.20	2.00	8.40
	12月18日	20.00	7.30	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		2.00	12.90	2.00	7.90
	1月15日	5.00	5.00	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		2.00	11.20	5.00	5.30
	2月12日	5.00	6.10	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		5.00	14.20	2.00	7.00
	3月17日	5.00	7.20	井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		井戸枯れ水位測定・採水不能		2.00	12.20	2.00	8.20

		浸出水下水道放流前				
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	水温 (℃)
維持管理上の基準値		5.8以上8.6以下	60以下	90以下	60以下	45以下
測定日	4月3日	6.90	6.90	49.00	36.00	14.00
	5月8日	6.70	4.60	36.00	20.00	15.00
	6月5日	7.10	8.60	54.00	50.00	14.00
	7月3日	7.30	72.00	47.00	50.00	17.00
	8月7日	7.30	41.00	84.00	44.00	20.00
	9月4日	7.30	16.00	77.00	15.00	20.00
	10月9日	7.10	8.00	61.00	18.00	17.00
	11月6日	7.00	6.40	42.00	19.00	15.00
	12月4日	7.20	8.10	58.00	19.00	13.00
	1月8日	7.00	11.00	63.00	39.00	12.00
	2月5日	7.20	14.00	42.00	24.00	11.00
	3月5日	7.30	12.00	75.00	20.00	12.00

項 目	内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
搬入量(t)	一般廃棄物	257.57	234.84	287.26	283.73	226.80	271.78	237.62	235.29	230.60	158.35	166.12	191.65	2,781.61
	産業廃棄物	165.18	148.28	154.50	135.19	139.05	161.13	149.62	154.54	185.80	85.66	100.83	126.71	1,706.49
搬出量(t)	金属類搬出	0.00	0.00	0.00	22.72	0.00	21.04	8.55	6.21	6.87	0.00	4.81	11.39	81.59
	その他	0.20	1.21	7.71	10.48	11.34	8.19	4.86	6.38	4.44	0.82	0.71	8.79	65.13
埋立量(t)		422.55	381.91	434.05	385.72	354.51	403.68	373.83	377.24	405.09	243.19	261.43	298.18	4,341.38
覆土量(㎥)		300	0	0	1108	0	35	1400	245	45	0	0	70	3,203.00

(2) 焼却施設

令和7年度　恵庭市焼却施設　維持管理状況

施設名称	恵庭市焼却施設
設置場所	恵庭市中島松461－1

1．ごみ処理状況

種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ（t）	1号炉	595.11	37.77	609.23	816.94	144.77	564.24	478.66	777.78	567.43	0.00	669.34	747.96	6,009.23
	2号炉	567.33	814.64	601.33	436.94	846.68	750.44	391.75	301.66	546.17	790.33	240.04	110.26	6,397.57

総合計　12,406.80

2．ガス温度及び排ガス中の物質濃度（連続測定平均値）

測定項目	管理値		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼ガス温度	850℃以上	1号炉	997	989	1,020	1,012	1,023	991	1,041	1,022	1,052	停止中	1,045	1,021
		2号炉	1,042	1,019	1,006	1,000	991	996	1,021	994	1,065	1,051	1,013	1,050
集じん器入口温度	200℃以下	1号炉	170	170	170	170	170	170	170	170	170	停止中	170	170
		2号炉	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
排ガス中の一酸化炭素濃度	30ppm以下	1号炉	4.5	8.0	6.3	6.4	6.6	6.1	5.7	7.1	5.4	停止中	6.1	5.5
		2号炉	5.6	6.0	6.7	7.1	7.1	6.3	5.9	6.2	5.5	4.9	4.6	5.0

3．各設備にたい積したばいじんの除去状況

場所	測定炉	除去年月日
冷却設備	1,2号炉	稼働日毎日
排ガス処理設備	1,2号炉	稼働日毎日

4．煙突から排出される排ガスの濃度測定（分析機関による分析結果）

試料採取日	結果報告日	項目	ばいじん	塩化水素	硫黄酸化物	窒素酸化物	水銀	ダイオキシン類
		管理値	50㎎/㎥N以下	150ppm以下	100ppm以下	200ppm以下	50μg/㎥N以下	0.5ng-TEQ/㎥N以下
7月23日	9月2日	1号炉	1	39	29	60	1.2	0.00039
7月24日	9月2日	2号炉	2	40	27	52	1.1	0.00057
2月4日	4月3日	1号炉	2	21	17	63	0.13	0.0020
2月5日	4月3日	2号炉	1未満	14	6.2	64	0.13	0.00024

III.ごみ・資源物・し尿処理実績

1. ごみ発生量の推移

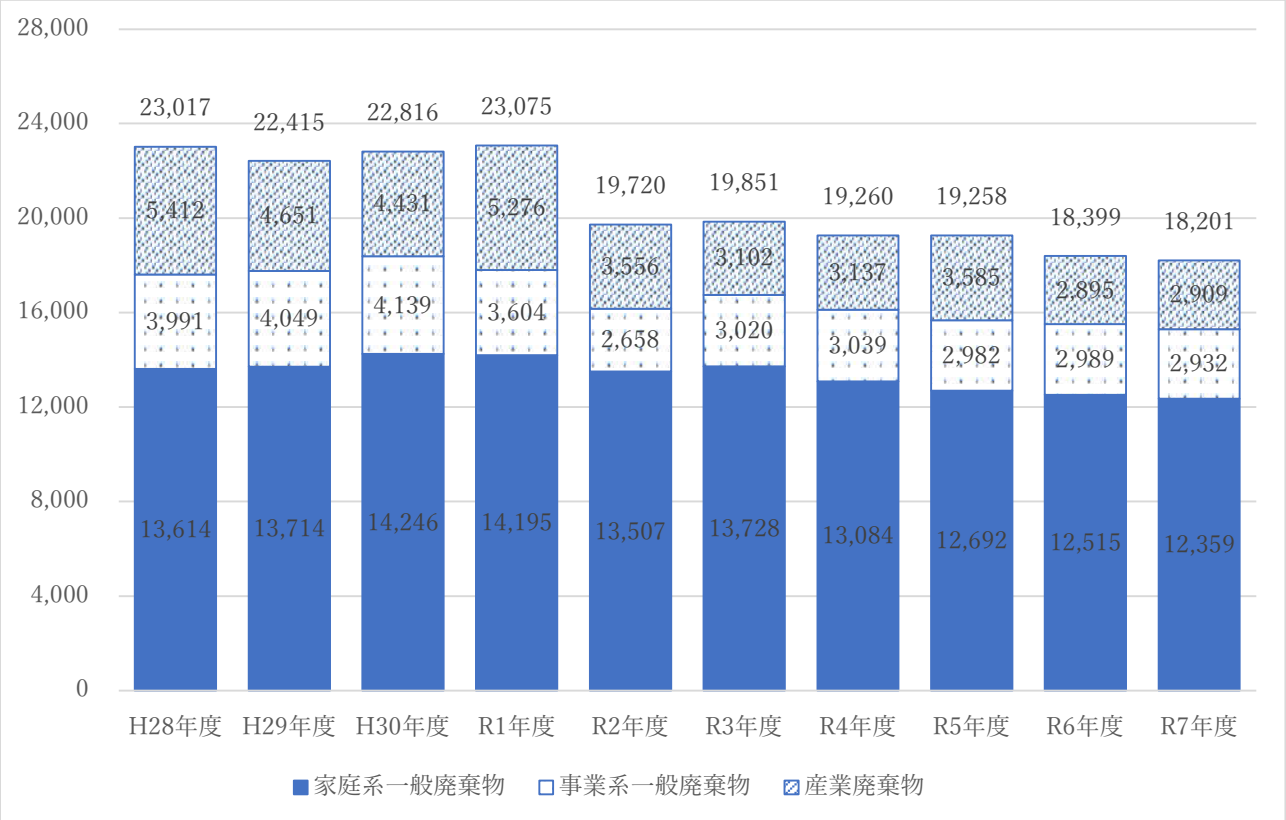
表 4【ごみ発生量の推移】

（単位:t）

項目＼年度			H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
処理対象人口			69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069	70,023	70,125	69,945
処理対象世帯			32,416	32,867	33,331	33,779	34,237	34,569	35,007	35,488	36,138	36,507
家庭一般廃棄物	収集	可燃	5,653.60	5,691.26	5,666.61	7,043.12	7,812.38	8,129.87	7,628.67	7,501.81	7,532.28	7,438.32
		生ごみ	2,332.51	2,356.12	2,323.26	2,318.39	2,235.42	2,126.75	1,986.89	1,917.40	1,785.25	1,732.90
		不燃	1,131.00	1,141.00	1,372.00	653.29	444.71	482.02	451.85	417.37	403.46	384.28
		粗大ごみ	755.80	765.83	921.07	341.86	306.75	337.58	367.85	335.51	336.46	345.25
		資源	2,562.44	2,455.64	2,424.24	2,293.29	2,303.53	2,272.83	2,236.87	2,143.39	2,080.55	2,014.41
	小計		12,435.35	12,409.85	12,707.18	12,649.95	13,102.79	13,349.05	12,672.13	12,315.48	12,138.00	11,915.16
	直接搬入	可燃	88.04	130.42	156.50	1,194.74	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.23
		不燃	1,065.12	1,152.93	1,361.91	317.41	382.59	363.08	393.95	358.90	362.85	412.47
		資源	25.80	21.18	20.41	32.90	21.44	16.33	18.37	17.32	14.37	14.57
	小計		1,178.96	1,304.53	1,538.82	1,545.05	404.03	379.41	412.32	376.22	377.22	444.27
	合計		13,614.31	13,714.38	14,246.00	14,195.00	13,506.82	13,728.46	13,084.45	12,691.70	12,515.22	12,359.43
事業系一般廃棄物	可燃		1,714.32	1,774.66	1,816.65	1,855.74	1,101.05	1,549.15	1,535.85	1,527.12	1,597.86	1,630.77
	生ごみ		1,448.68	1,476.41	1,597.92	1,451.65	1,318.02	1,310.28	1,338.20	1,276.62	1,197.22	1,200.25
	不燃		688.63	676.17	612.62	214.26	215.49	148.89	159.45	146.09	173.81	71.70
	資源		138.96	121.71	111.86	82.17	23.09	11.72	5.48	31.73	20.12	29.74
	合計		3,990.59	4,048.95	4,139.05	3,603.82	2,657.65	3,020.04	3,038.98	2,981.56	2,989.01	2,932.46
産業廃棄物	可燃		250.62	235.09	228.41	2,851.83	2,321.36	1,718.80	1,611.90	1,544.44	1,442.34	1,425.68
	不燃		5,161.40	4,416.30	4,202.16	2,424.33	1,234.55	1,383.23	1,524.82	2,040.09	1,452.32	1,483.49
	合計		5,412.02	4,651.39	4,430.57	5,276.16	3,555.91	3,102.03	3,136.72	3,584.53	2,894.66	2,909.17
合計			23,016.92	22,414.72	22,815.62	23,074.98	19,720.38	19,850.53	19,260.15	19,257.79	18,398.89	18,201.06

図 2【ごみ発生量の推移】

（単位:t）



2. 家庭ごみの状況

市ではごみの減量とリサイクルの促進を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指して、平成 22 年 4 月から家庭ごみの有料化を実施しています。平成 24 年から生ごみの分別収集を開始し、生ごみの資源化を実施しています。また、焼却施設の稼働に合わせ、令和元年度から可燃ごみと不燃ごみの分別変更を行いました。

(1) 家庭ごみ排出量

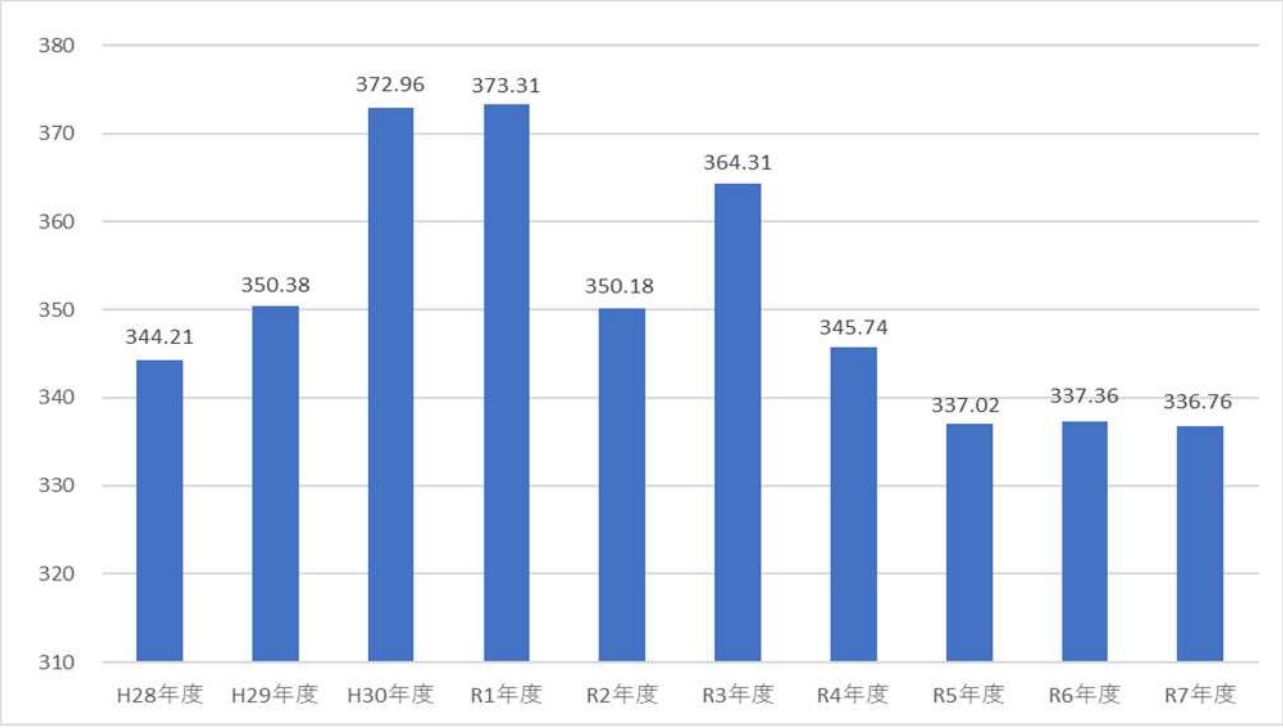
家庭から収集されたごみは、表5のとおりとなっています。

表 5【家庭からのごみ排出量の推移】

区分/年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
人口（人）		69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069	70,023	70,125	69,945
世帯数（世帯）		32,416	32,867	33,331	33,779	34,237	34,569	35,007	35,488	36,138	36,507
収集	可燃ごみ（t）	5,653.60	5,691.26	5,666.61	7,043.12	7,812.38	8,129.87	7,628.67	7,501.81	7,532.28	7,438.32
	生ごみ（t）	2,332.51	2,356.12	2,323.26	2,318.39	2,235.42	2,126.75	1,986.89	1,917.40	1,785.25	1,732.90
	不燃ごみ（t）	1,131.00	1,141.00	1,372.00	653.29	444.71	482.02	451.85	417.37	403.46	384.28
	粗大ごみ（t）	755.80	765.83	921.07	341.86	306.75	337.58	367.85	335.51	336.46	345.25
	資源物（t）	2,562.44	2,455.64	2,424.24	2,293.29	2,303.53	2,272.83	2,236.87	2,143.39	2,080.55	2,014.41
	合計（t）	12,435.35	12,409.85	12,707.18	12,649.95	13,102.79	13,349.05	12,672.13	12,315.48	12,138.00	11,915.16
	1人1日平均収集ごみ量(g)	492	490	500	496	513	522	495	482	474	467
直接搬入	可燃ごみ（t）	88.04	130.42	156.50	1,194.74	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.23
	不燃ごみ（t）	1,065.12	1,152.93	1,361.91	317.41	382.59	363.08	393.95	358.90	362.85	412.47
	資源物（t）	25.80	21.18	20.41	32.90	21.44	16.33	18.37	17.32	14.37	14.57
	合計（t）	1,178.96	1,304.53	1,538.82	1,545.05	404.03	379.41	412.32	376.22	377.22	444.27
家庭系ごみ合計（t）		13,614.31	13,714.38	14,246.00	14,195.00	13,506.82	13,728.46	13,084.45	12,691.70	12,515.22	12,359.43
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g)		344.21	350.38	372.96	373.31	350.18	364.31	345.74	337.02	337.36	336.76

※1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量:1 人が 1 日に出す資源物以外の家庭系ごみの量
(家庭系ごみ排出量－収集生ごみ－収集資源物－直搬資源物)÷人口(年度ごと3月末)÷365 日(閏年 366 日)

図 3【1人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量】 (単位:g)



（2）家庭ごみ有料化収入

有料化の収入は、有料指定ごみ袋及びごみ処理券の販売による収入、ごみ処理場への直接搬入における重量（10kg あたり）により計量し算出する手数料収入からなります。

家庭ごみ有料化収入の推移は次の表6のとおりです。令和2年度から直接搬入手数料を70円/10kg から231円/10kg に変更したため収入が増加しています。（なお、令和7年度から直接搬入手数料を231円/10kg から250 円/10kg に変更しています。）また、令和4年度から燃やせるごみ袋の手数料を 1 ﾘｯﾄﾙあたり2円から3円に変更したこと及び差額シールの販売を開始したことにより収入が増加しています。なお、この収入は、ごみ収集経費等の財源に充てています。

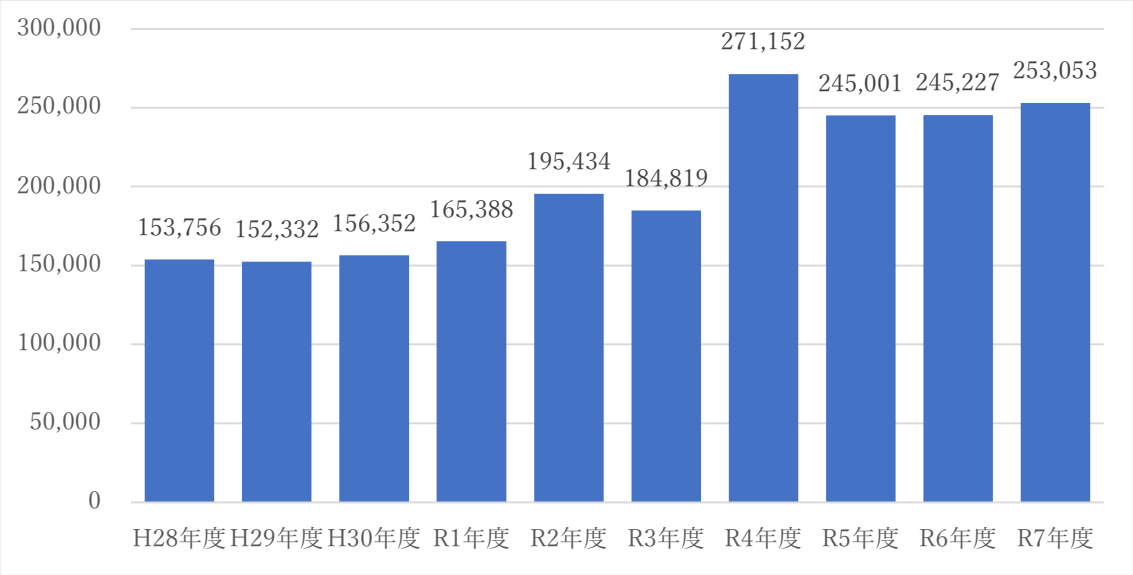
表 6【家庭ごみ有料化収入の推移】　　（単位：千円）

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
燃やせるごみ袋	99,310	98,040	98,775	123,446	131,822	139,591	224,242	203,592	205,260	212,442
燃やせないごみ袋	26,342	25,629	26,431	13,409	34,398	18,134	17,779	15,007	13,783	14,318
生ごみ袋	14,603	14,291	14,161	14,932	14,602	13,151	13,394	12,190	12,017	11,559
ごみ処理券（粗大）	5,429	5,388	6,356	3,016	5,774	5,556	6,637	5,921	5,785	5,915
直接搬入（可燃）	616	913	1,096	8,363						
直接搬入（不燃）	7,456	8,071	9,533	2,222	8,838	8,387	9,100	8,291	8,382	8,819
合計	153,756	152,332	156,352	165,388	195,434	184,819	271,152	245,001	245,227	253,053

表 7【令和 7 年度有料指定ごみ袋及びごみ処理券の販売枚数】　　（単位：枚）

区分	5ﾘｯﾄﾙ	10ﾘｯﾄﾙ	20ﾘｯﾄﾙ	40ﾘｯﾄﾙ	合計
可燃	146, 850	440, 200	1, 207, 550	992, 150	2, 786, 750
差額シール	260	280	720	960	2, 220
助成分	－	157, 250	12, 500	－	169, 750
不燃	61, 950	43, 500	47, 950	46, 900	200, 300
区分	3ﾘｯﾄﾙ	6ﾘｯﾄﾙ	12ﾘｯﾄﾙ		
生ごみ	883, 400	343, 950	88, 800		1, 316, 150
区分	100円券	400円券			
ごみ処理券	42, 400	3, 240			45, 640

図 4【家庭ごみ有料化収入の推移】　　（単位：千円）

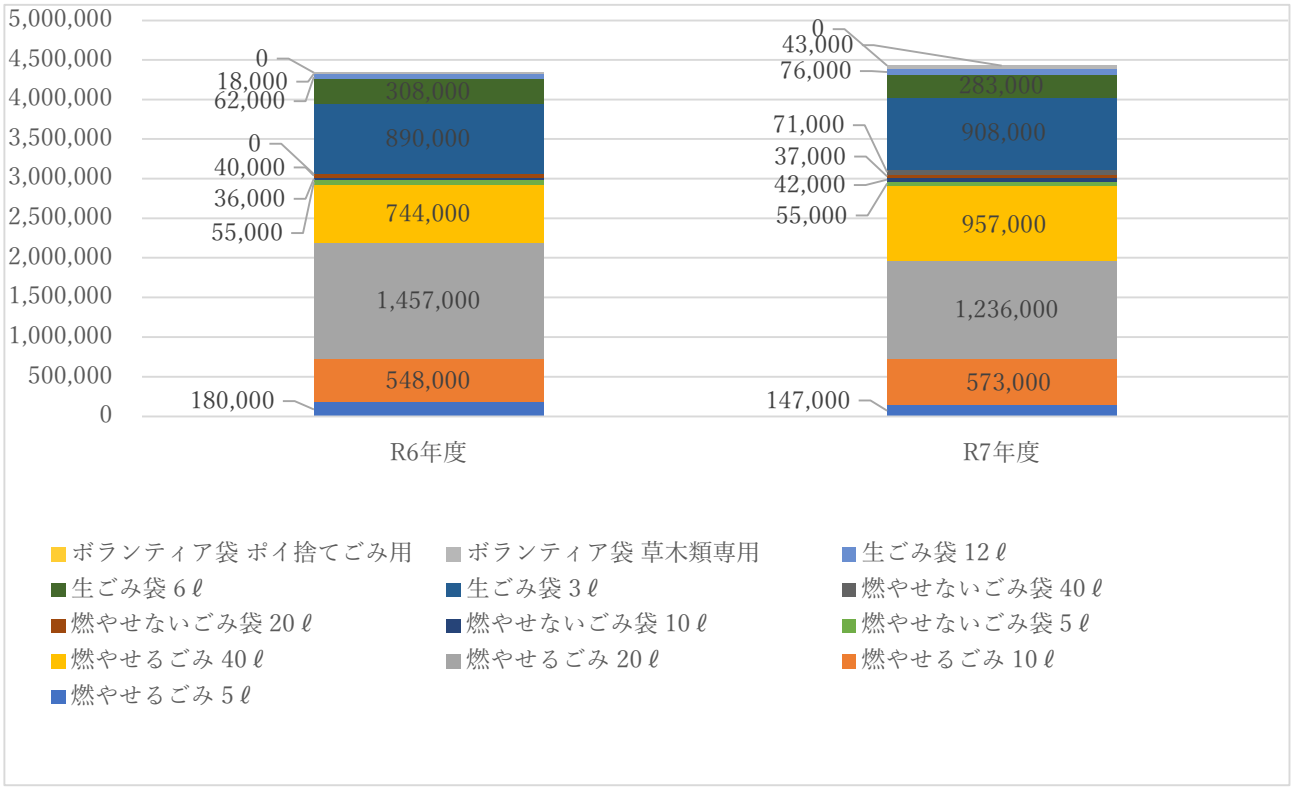


（3）有料指定ごみ袋の製造状況

表 8【有料指定ごみ袋の製造枚数】　　（単位：枚）

		R6年度	R7年度
燃やせるごみ	5ℓ	180,000	147,000
	10ℓ	548,000	573,000
	20ℓ	1,457,000	1,236,000
	40ℓ	744,000	957,000
	小　計	2,929,000	2,913,000
燃やせないごみ袋	5ℓ	55,000	55,000
	10ℓ	36,000	42,000
	20ℓ	40,000	37,000
	40ℓ	0	71,000
	小　計	131,000	205,000
生ごみ袋	3ℓ	890,000	908,000
	6ℓ	308,000	283,000
	12ℓ	62,000	76,000
	小　計	1,260,000	1,267,000
ボランティア袋	草木類専用	18,000	43,000
	ポイ捨てごみ用	0	0
	小　計	18,000	43,000
合計		4,338,000	4,428,000

図 5【容量種毎の製造枚数】　　（単位：枚）



3．施設ごとの処理量の推移

表 9【市内の施設ごとの処理量の推移】　（単位:t）

項目 ＼ 年度			H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
処理施設	生ごみ	家庭系一般廃棄物	生ごみ	2,332.51	1,802.09	2,259.51	2,197.67	2,202.51	2,032.55	1,965.77	1,902.97	1,752.53	1,671.43
		事業系一般廃棄物	生ごみ	1,247.98	1,455.44	1,521.13	1,397.57	1,305.74	1,256.56	1,329.06	1,269.04	1,177.49	1,174.53
		（①）合計		**3,580.49**	**3,257.53**	**3,780.64**	**3,595.24**	**3,508.25**	**3,289.11**	**3,294.83**	**3,172.01**	**2,930.02**	**2,845.96**
	リサイクルセンター	家庭系一般廃棄物	資源物	2,588.24	2,476.82	2,444.65	2,326.19	2,278.95	2,276.79	2,085.17	2,145.35	2,071.05	1,988.32
		事業系一般廃棄物	資源物	138.96	121.71	111.86	82.17	23.09	11.72	5.48	31.73	20.12	29.74
		（②）合計		**2,727.20**	**2,598.53**	**2,556.51**	**2,408.36**	**2,302.04**	**2,288.51**	**2,090.65**	**2,177.08**	**2,091.17**	**2,018.06**
焼却施設	家庭系一般廃棄物		可燃	—	—	—	3,412.67	7,812.38	8,020.76	7,625.01	7,501.81	7,532.28	7,453.20
			生ごみ	—	—	—	100.67	32.91	53.38	21.12	14.43	32.72	61.47
			粗大	—	—	—	106.88	119.85	99.97	180.29	149.74	185.97	198.46
			資源物	—	—	—	0.00	41.23	0.00	12.51	13.30	19.16	40.66
			小計	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**3,620.22**	**8,006.37**	**8,174.11**	**7,838.93**	**7,679.28**	**7,770.13**	**7,753.79**
	事業系一般廃棄物		可燃	—	—	—	333.30	1,023.72	1,393.17	1,373.36	1,364.60	1,439.60	1,471.25
			生ごみ	—	—	—	53.13	12.28	32.34	9.14	7.58	19.73	25.72
			し渣	—	—	—	0.00	91.43	84.78	118.88	113.07	97.72	65.03
			生ごみ残渣	—	—	—	233.22	531.49	501.52	471.20	399.63	366.41	377.24
			資源残渣	—	—	—	0.00	21.04	18.08	14.87	17.24	13.87	14.46
			ボラ可燃	—	—	—	40.47	143.59	144.45	162.49	162.52	158.26	159.52
			不法投棄	—	—	—	0.07	—	—	—	—	—	—
			小計	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**660.19**	**1,823.55**	**2,174.34**	**2,149.94**	**2,064.64**	**2,095.59**	**2,113.22**
	産業廃棄物		可燃	—	—	—	—	2,321.36	1,718.80	1,611.90	1,544.44	1,442.29	1,425.68
			不法投棄	—	—	—	—	0.52	0.00	0.09	0.00	0.05	0.00
			小計	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**0.00**	**2,321.88**	**1,718.80**	**1,611.99**	**1,544.44**	**1,442.34**	**1,425.68**
	その他		乾燥汚泥	—	—	—	0.00	640.35	677.97	608.78	542.90	640.09	604.31
	（③）合計			**0.00**	**0.00**	**0.00**	**4,280.41**	**12,792.15**	**12,745.22**	**12,209.64**	**11,831.26**	**11,948.15**	**11,897.00**
ごみ処理場	家庭系一般廃棄物		可燃	5,741.64	5,821.68	5,823.11	4,825.19	0.00	109.11	3.66	0.00	0.00	2.35
			生ごみ	0.00	554.03	63.75	20.05	0.00	40.82	0.00	0.00	0.00	0.00
			不燃	2,196.12	2,293.93	2,733.91	970.70	827.30	845.10	845.80	776.27	766.31	796.75
			粗大	755.80	765.83	921.07	234.98	186.90	237.61	187.56	185.77	150.49	146.79
			資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	4.79	12.37	157.56	2.06	4.71	0.00
			小計	**8,693.56**	**9,435.47**	**9,541.84**	**6,050.92**	**1,018.99**	**1,245.01**	**1,194.58**	**964.10**	**921.51**	**945.89**
	事業系一般廃棄物		可燃	1,629.96	1,692.41	1,715.41	1,332.96	0.00	11.36	0.00	0.00	0.00	0.00
			生ごみ	200.70	20.97	76.79	0.95	0.00	21.38	0.00	0.00	0.00	0.00
			不燃	1,348.70	1,309.34	1,272.76	178.24	229.27	125.83	139.37	126.61	157.32	53.18
			し渣	104.84	128.07	133.16	122.55	9.84	7.99	5.71	10.71	8.83	2.67
			生ごみ残渣	559.53	557.99	569.18	299.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			資源残渣	198.33	196.68	194.89	193.72	162.15	165.33	167.33	152.40	125.76	116.26
			粗大残渣	—	—	—	3.22	8.80	4.19	5.63	5.16	5.43	7.31
			市焼却灰	—	—	—	575.03	1,574.90	1,541.05	1,658.95	1,649.47	1,673.02	1,637.78
			ボラ可燃	84.36	82.25	101.24	106.44	0.00	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00
			ボラ不燃	89.26	112.60	87.75	29.26	18.37	21.45	17.34	16.48	16.49	18.52
			不法投棄	8.53	8.90	16.18	6.81	—	—	—	—	—	—
			小計	**4,224.21**	**4,109.21**	**4,167.36**	**2,848.77**	**2,003.33**	**1,898.75**	**1,994.33**	**1,960.83**	**1,986.85**	**1,835.72**
	産業廃棄物		可燃	250.62	235.09	228.41	2,851.83	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			不燃	5,161.40	4,416.30	4,202.16	2,424.33	1,230.68	1,379.95	1,521.82	2,039.01	1,451.62	1,483.03
			市焼却灰	—	—	—	0.00	551.82	541.22	269.89	246.43	249.79	223.00
			不法投棄	—	—	—	—	3.87	3.28	3.00	1.08	0.70	0.46
			小計	**5,412.02**	**4,651.39**	**4,430.57**	**5,276.16**	**1,786.37**	**1,924.45**	**1,794.71**	**2,286.52**	**1,702.11**	**1,706.49**
	（④）合計			**18,329.79**	**18,196.07**	**18,139.77**	**14,175.85**	**4,808.69**	**5,068.21**	**4,983.62**	**5,211.45**	**4,610.47**	**4,488.10**
	鉄撤出			**92.01**	**99.24**	**96.18**	**131.52**	**118.60**	**91.68**	**114.78**	**83.99**	**96.86**	**81.59**
処理量合計（①～④）				**24,637.48**	**24,052.13**	**24,476.92**	**24,459.86**	**23,411.13**	**23,391.05**	**22,578.74**	**22,391.80**	**21,579.81**	**21,249.12**

図 6【施設ごとの処理量の推移】　　（単位:t）

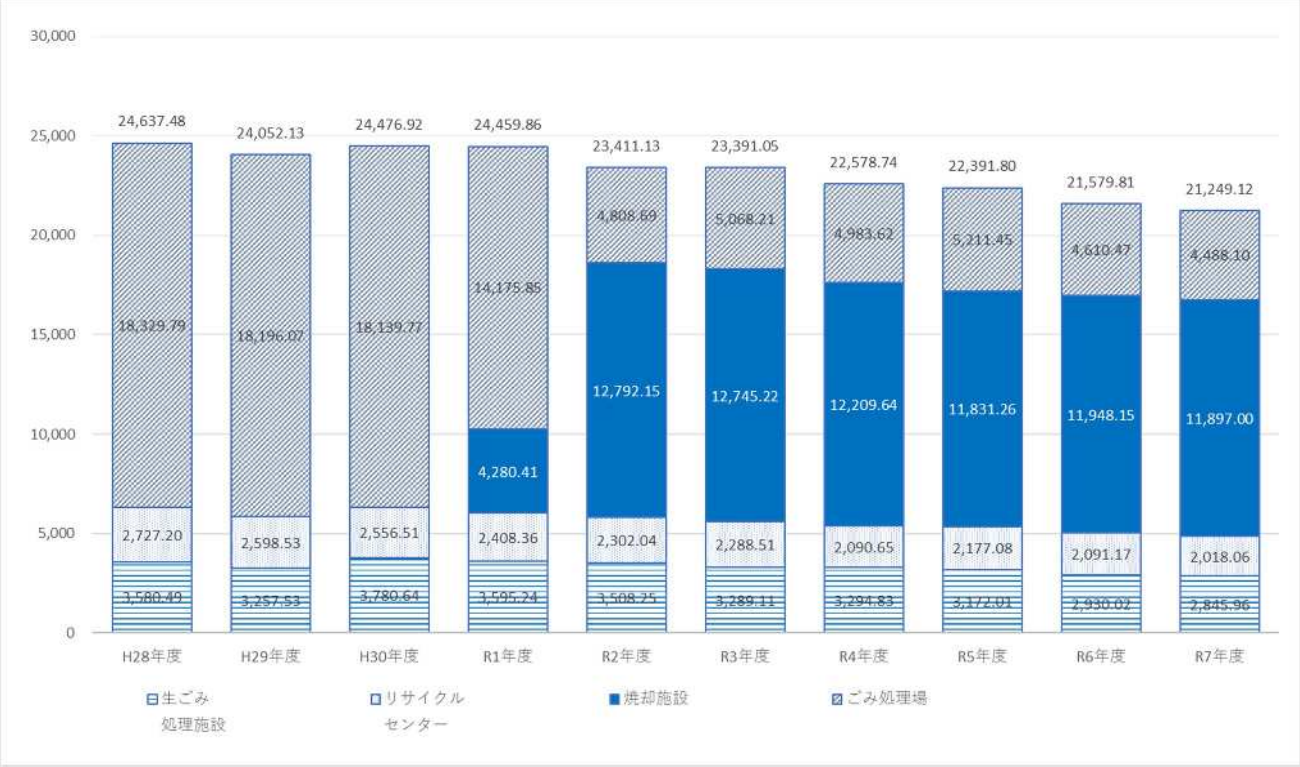


図 7【施設ごとの処理量の割合の推移】

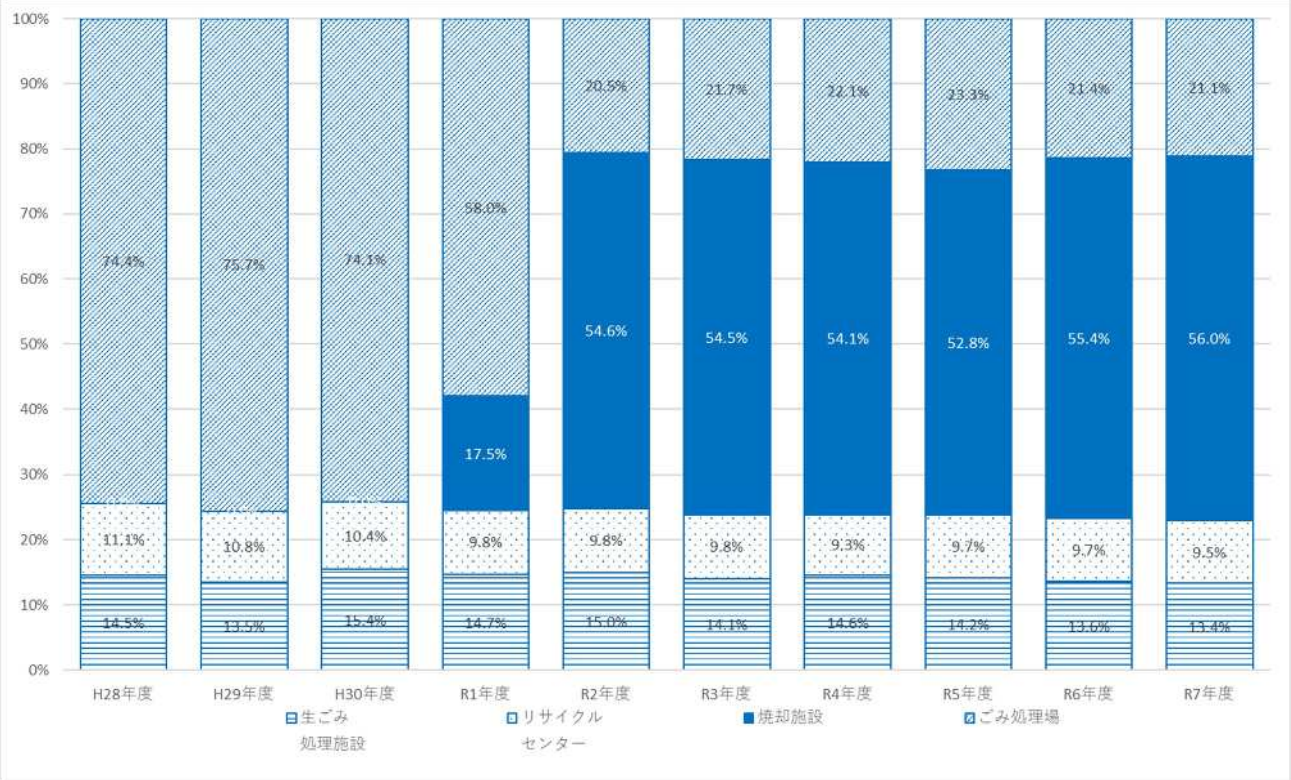


表 10【一般廃棄物処分業許可業者の処分実績】 （単位:t）

業者名	廃棄物の種類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
C&R	流木	66.95	78.85	59.95	48.94	66.21
クリーン産業	がれき類	56.54	76.24	70.89	54.70	57.09
	木くず	289.92	288.29	256.71	214.15	300.63
	刈草	212.24	254.77	241.89	219.15	150.00

表 11【一般廃棄物区域外搬出実績】 （単位:t）

市町村名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
千歳市	405.24	746.38	2,173.04	609.82	326.34
江別市	2.79	7.08	7.62	7.57	1.38
石狩市	50.54	45.00	59.98	47.54	2.59

4. 資源物搬入量の推移

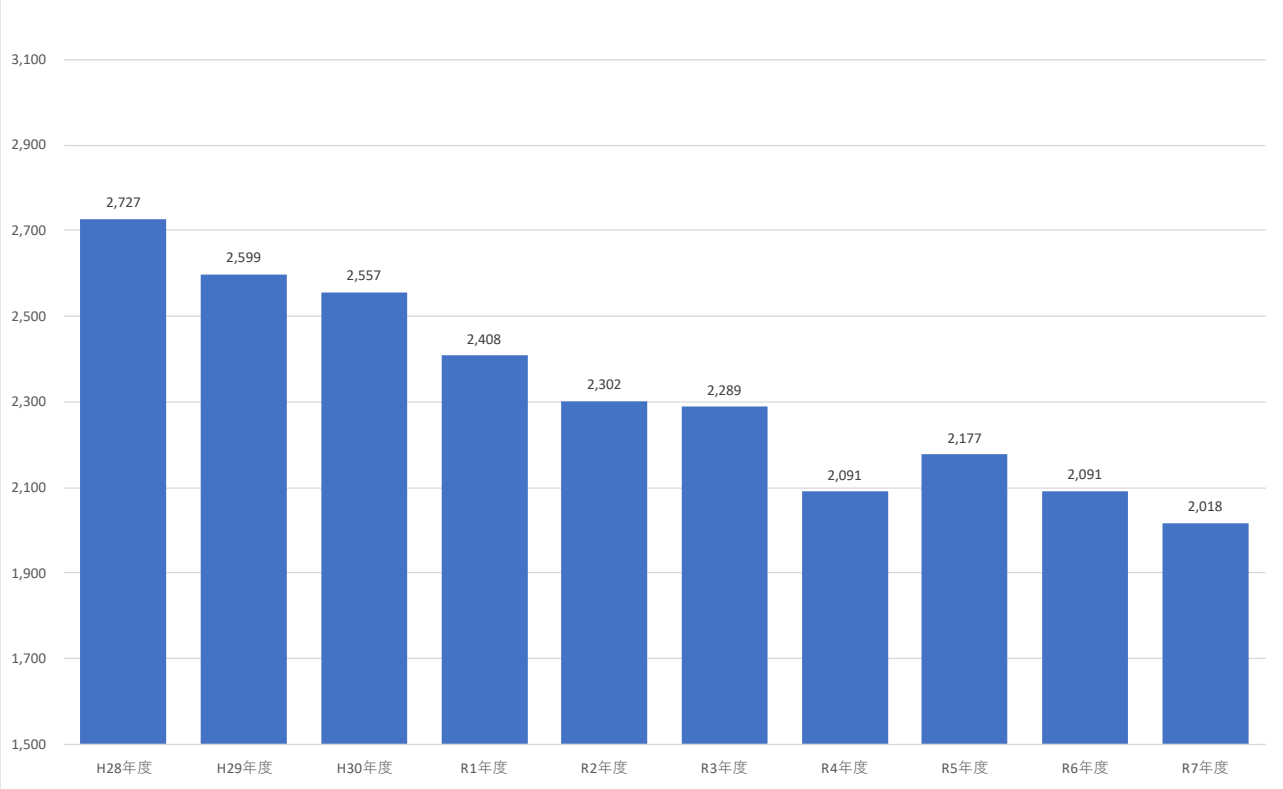
表 12【資源物搬入量の推移】

（単位:t）

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
缶・びん・ペット類	収集	990.58	958.64	940.26	974.53	995.95	984.62	962.16	928.26	908.70	874.45
	直搬	97.66	84.65	90.79	75.41	15.30	7.23	6.79	30.42	22.51	26.99
	小計	1,088.24	1,043.29	1,031.05	1,049.94	1,011.25	991.85	968.95	958.68	931.21	901.44
プラ類	収集	1,048.12	1,062.87	1,075.95	967.98	877.63	872.42	708.70	828.06	798.18	756.08
	直搬	5.74	6.68	7.79	9.97	2.96	2.00	1.67	2.09	1.82	1.31
	小計	1,053.86	1,069.55	1,083.74	977.95	880.59	874.42	710.37	830.15	800.00	757.39
紙類	収集	523.74	434.13	408.03	350.78	383.93	403.42	395.94	371.71	349.80	343.22
	直搬	46.61	44.00	33.69	29.69	26.27	18.82	15.39	16.54	10.16	16.01
	小計	570.35	478.13	441.72	380.47	410.20	422.24	411.33	388.25	359.96	359.23
蛍光管・乾電池	直搬	14.75	7.56	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		2,727.20	2,598.53	2,556.51	2,408.36	2,302.04	2,288.51	2,090.65	2,177.08	2,091.17	2,018.06

図 8【資源物搬入量の推移】

（単位:t）



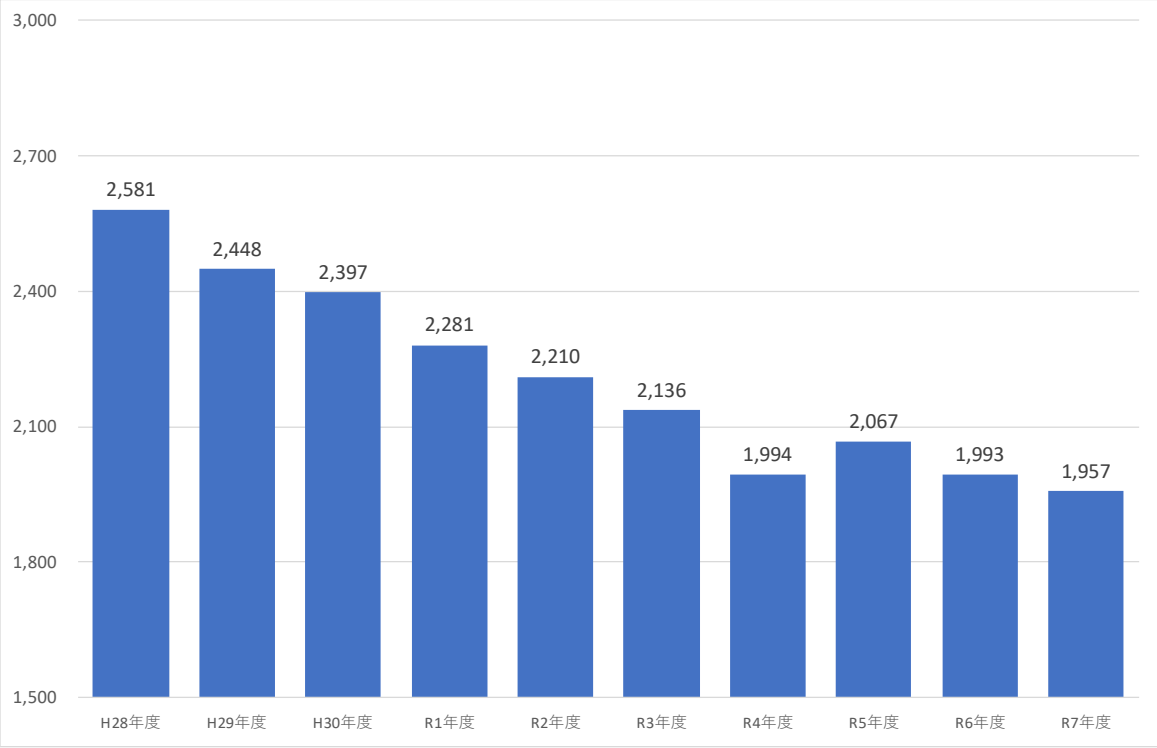
5. 資源物搬出量の推移・資源物回収物売払収入の推移

(1) 資源物搬出量の推移

表 13【資源物搬出量の推移】 (単位:t)

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
スチール缶		81.68	76.56	71.23	65.41	73.66	72.40	65.15	54.17	50.16	46.22
アルミ缶		106.99	109.13	92.90	91.21	105.72	101.50	100.09	101.29	101.93	95.09
ダンボール		265.94	233.69	212.14	177.36	198.92	190.22	189.22	186.71	176.03	184.54
紙パック		16.96	16.16	13.81	13.01	13.84	11.71	11.03	9.33	8.83	9.11
シュレッダー		3.42	3.08	3.32	3.15	4.68	3.79	3.18	2.73	1.90	1.62
新聞紙		208.39	181.20	155.84	145.95	128.40	139.17	112.37	105.78	106.59	106.76
雑誌・本		107.30	84.36	74.92	66.98	68.41	63.76	70.16	62.03	58.11	53.31
ペットボトル		234.34	227.84	225.37	250.23	245.14	261.59	260.37	252.66	274.37	275.52
ガラスびん	無色	146.47	139.88	138.99	130.48	131.10	102.85	119.89	127.95	115.55	117.52
	茶色	179.17	173.37	169.71	157.79	145.79	139.19	134.17	145.03	130.61	138.14
	その他	91.61	84.52	91.57	73.04	80.87	73.16	63.06	71.22	69.50	62.04
プラ容器		1,020.75	1,006.28	1,043.68	972.69	891.10	878.39	743.74	863.62	794.35	773.40
蛍光管		11.44	6.96	2.43	2.43	3.09	2.43	3.18	1.75	1.69	1.64
乾電池		14.72	16.89	11.65	12.48	13.47	15.41	20.97	13.52	13.62	13.46
生鉄		91.34	88.18	88.99	118.37	105.78	79.97	97.23	69.65	88.50	76.46
紙製容器包装										0.74	0.92
プラ付き紙パック										0.29	0.37
二次電池										0.40	0.51
合計		2,580.52	2,448.10	2,396.55	2,280.58	2,209.97	2,135.54	1,993.80	2,067.44	1,993.17	1,956.63

図 9【資源物搬出量の推移】 (単位:t)



（2）資源物回収物売払収入の推移

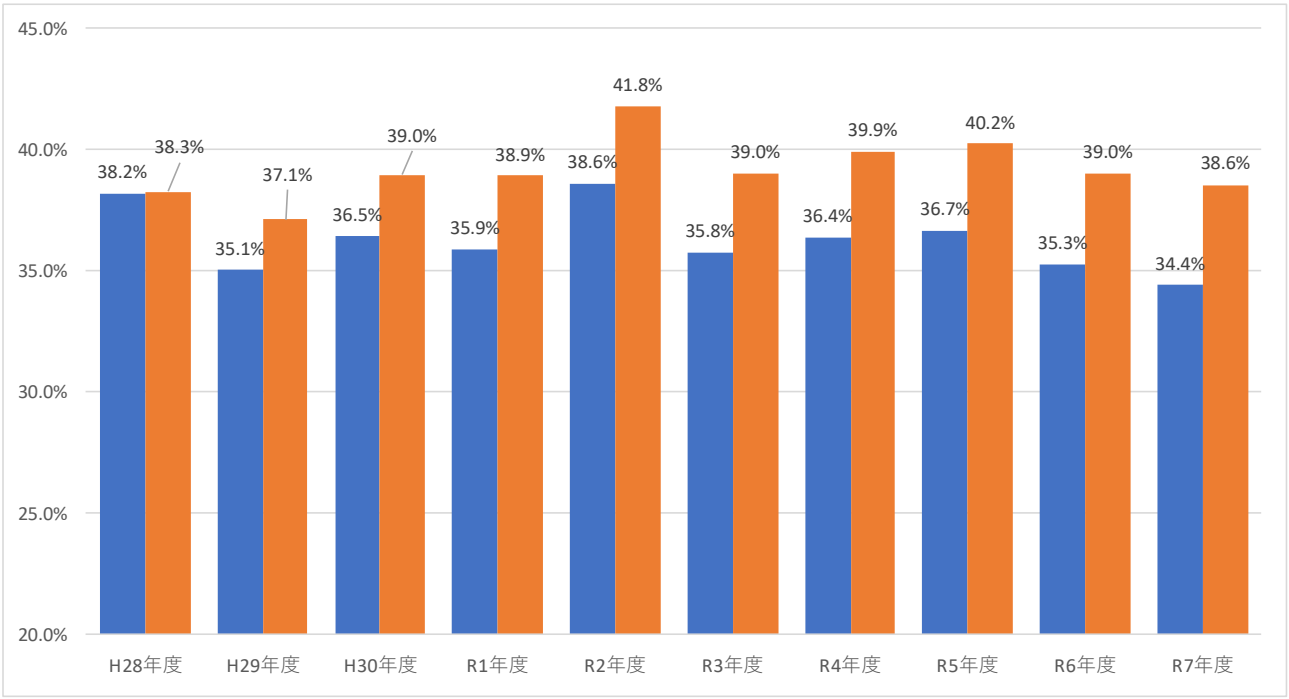
表 14【資源物回収物売払収入の推移】

区　分	単価は税抜き	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
磁性粗大２級	搬出量（kg）	105,779	79,968	97,231	69,653	88,497	76,464
	単価（円/kg）	12.31/20.24	34.58/36.30	52.80/30.8	41.60/38.89	40.60/35.80	44.4/45.2
	決算額（円）	1,856,445	3,133,452	4,307,921	3,038,206	3,736,623	3,766,428
スチール缶	搬出量（kg）	73,660	72,400	65,150	54,170	50,160	46,220
	単価（円/kg）	17.2/22.2	33.33/46.51	55.8/47.12	47.0/48.2	48.2/41.8	43.0/44.3
	決算額（円）	1,566,453	3,170,524	3,724,014	2,838,246	2,459,545	2,219,636
アルミ缶	搬出量（kg）	105,720	101,500	100,340	101,290	101,930	95,090
	単価（円/kg）	102.23/111.2	150.40/202.23	252.70/199.23	192.3/179.20	205.6/219.2	284.0/264.0
	決算額（円）	12,405,654	19,702,094	24,742,437	20,699,317	23,795,246	28,546,056
紙パック	搬出量（kg）	13,840	11,846	11,037	9,333	8,830	9,110
	単価（円/kg）	5.7	4.4	10.6	10.8	10.5	12.5
	決算額（円）	86,771	57,325	128,683	110,873	101,984	125,260
ダンボール	搬出量（kg）	198,920	190,220	189,700	186,630	176,030	184,540
	単価（円/kg）	12.7	13.8	17.8	13.2	14.8	14.2
	決算額（円）	2,782,399	2,887,535	3,714,321	2,709,862	2,865,764	2,882,510
新聞紙	搬出量（kg）	128,400	139,170	112,420	105,830	106,590	106,760
	単価（円/kg）	13.5	15.3	22.2	22.3	17.7	24.9
	決算額（円）	1,906,740	2,342,228	2,745,292	2,596,006	2,075,303	2,924,153
雑誌・本	搬出量（kg）	68,410	63,740	70,160	62,140	58,110	53,310
	単価（円/kg）	7.7	10.2	11.0	9.0	10.5	13.4
	決算額（円）	579,427	715,156	848,936	615,186	671,170	785,785
シュレッダー	搬出量（kg）	4,680	3,810	3,180	2,700	1,910	1,620
	単価（円/kg）	2.7	0.1	9.0	5.0	5.0	13.0
	決算額（円）	13,894	414	31,482	14,850	10,505	23,166
古着	搬出量（kg）				2,580	5,120	8,270
	単価（円/kg）				2.0	2.0	2.0
	決算額（円）				5,676	11,264	18,194
ペットボトル	搬出量（kg）	245,140	261,590	260,370	252,658	274,374	275,518
	単価（円/kg）	13.0/0.1			13.0	13.0	13.0
	決算額（円）	1,883,156	4,137,176	8,972,587	3,613,009	3,923,545	3,939,903
小型家電	搬出量（kg）	11,901				552	5,996
	単価（円/kg）	1				10.0/1.0/50.0/200.0	10.0/1.0/50.0/200.0
	決算額（円）	6,540				9,456	36,315
羽毛布団	搬出量（枚）					32	206
	単価（円/枚）					400/100/20	400/100/20
	決算額（円）					12,100	73,128
紙製容器包装	搬出量（kg）					740	920
	単価（円/kg）					1.0	1.0
	決算額（円）					814	1,012
プラ付き紙パック	搬出量（kg）					290	370
	単価（円/kg）					1.0	1.0
	決算額（円）					319	407
二次電池	搬出量（kg）					399	508
	単価（円/kg）					1.0	1.0
	決算額（円）					438	558
合　計	搬出量（kg）	956,450	924,244	909,588	846,984	873,532	864,696
	決算額（円）	23,087,479	36,145,904	49,215,673	36,241,231	39,674,076	45,342,511

※令和３年度･令和４年度のペットボトル決算額については有償拠出金の金額
※令和２年度の古着は 4.1～5.31 回収のみ実施(売払いは未実施)、6.1～回収停止

6. リサイクル率の推移

図 10【リサイクル率の推移】



■リサイクル率(%)＝

$$\frac{\text{（集団資源回収量＋中間処理時の資源化量＋最終処分時の直接資源化量）}}{\text{（集団資源回収量＋市が受け入れた一般廃棄物総量）}}$$

■恵庭市内の民間施設等を含めたリサイクル率(%)＝

$$\frac{\begin{array}{c}\text{（集団資源回収量＋中間処理時の資源化量＋最終処分時の直接資源化量}\\ \text{＋小型家電回収量＋古着回収量＋じゅんかんコンビニ 24 回収量}\\ \text{＋リネットジャパン回収量）}\end{array}}{\begin{array}{c}\text{（集団資源回収量＋市が受け入れた一般廃棄物総量＋小型家電回収量＋}\\ \text{古着回収量＋ じゅんかんコンビニ 24 回収量＋リネットジャパン回収量）}\end{array}}$$

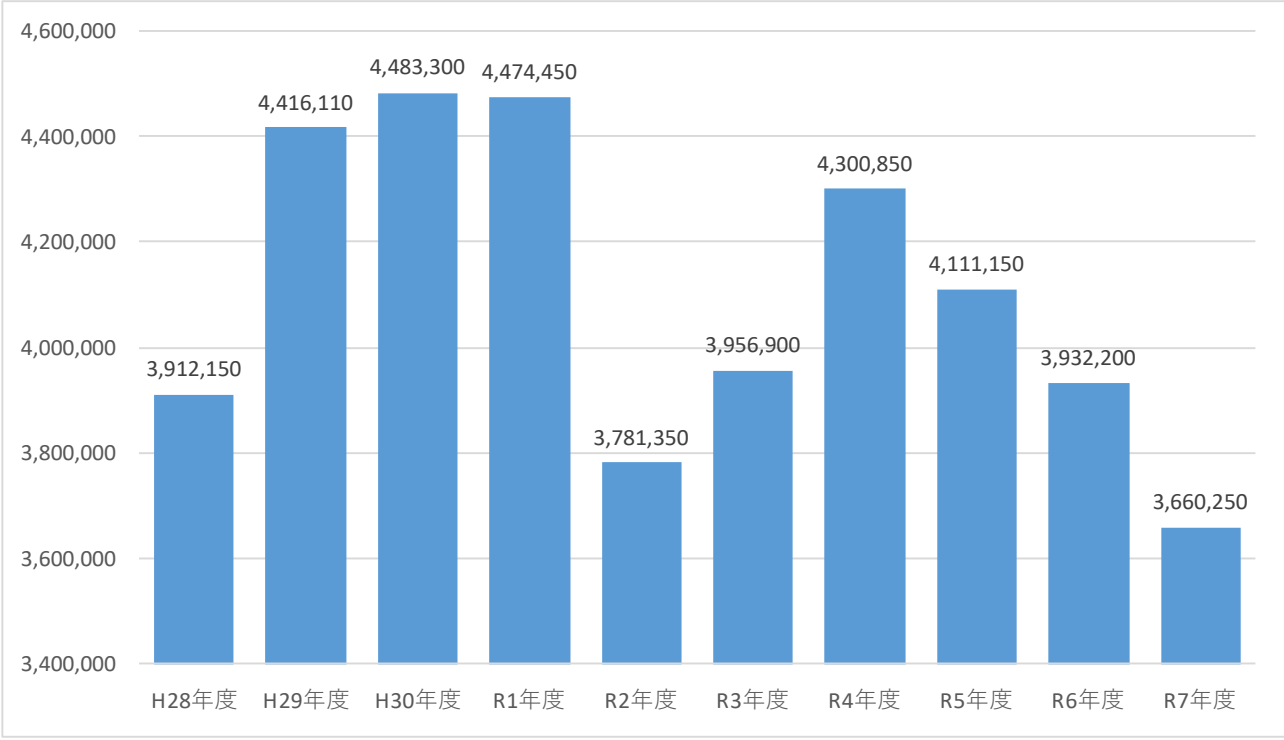
7. し尿等処理量の推移

表 15【し尿処理量の推移】

区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
人口	人	69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	70,033	70,069	70,023	70,125	69,945
処理区域内人口	人	67,411	67,686	67,918	68,205	68,356	68,417	68,462	68,490	68,629	68,481
水洗化人口	人	67,254	67,531	67,776	68,063	68,233	68,258	68,302	68,344	68,484	68,339
水洗化率	%	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9
合併浄化槽人口	人	937	956	995	995	995	1,016	1,013	1,008	1,013	1,025
し尿浄化槽人口	人	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
し尿人口	人	863	817	712	699	623	616	611	528	485	438
市施設	L	532,300	466,300	524,300	487,650	394,150	386,850	428,500	454,000	422,100	393,700
事業所	L	1,038,950	1,449,450	1,482,850	1,532,500	1,124,200	1,278,050	1,483,100	1,394,050	1,271,150	1,150,900
仮設トイレ	L	255,100	264,500	208,600	333,850	218,550	205,300	166,450	179,400	226,550	251,050
一般家庭	L	685,500	673,200	670,250	635,450	626,550	599,900	626,900	605,100	578,700	536,300
減免対象		9,050	12,050	12,500	11,950	－	－	－	－	－	－
し尿処理量計	L	2,511,850	2,853,450	2,886,000	2,989,450	2,363,450	2,470,100	2,704,950	2,632,550	2,498,500	2,331,950
浄化槽汚泥処理量	L	1,400,300	1,562,660	1,597,300	1,485,000	1,417,900	1,486,800	1,595,900	1,478,600	1,433,700	1,328,300
年間処理量計	L	3,912,150	4,416,110	4,483,300	4,474,450	3,781,350	3,956,900	4,300,850	4,111,150	3,932,200	3,660,250
し尿手数料	円／10ℓ	50	50	50	50	50	50	50	50	50	65

図 11【し尿等処理量の推移】

（単位：ℓ）



IV. 歳入歳出の状況

1. 歳入の状況

表 16【歳入の状況】　　（単位：千円）

事業名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
						一般会計（想定）	産廃会計（想定）
手数料	396,888	372,899	478,607	441,613	457,482	324,799	132,683
家庭廃棄物処理手数料	195,433	184,819	271,152	245,226	254,786	254,786	0
事業系一般廃棄物処分手数料	32,129	35,432	51,027	51,627	53,895	53,895	0
し尿処理手数料	12,903	13,310	14,257	13,063	15,938	15,938	0
清掃許可手数料等	80	180	82	80	180	180	0
産業廃棄物処分手数料	156,343	139,158	142,089	131,617	132,683	0	132,683
行政財産使用料等	33	101	28	142	297	214	83
循環資源利用促進税交付金	122	56	35	52	36	0	36
資源回収物売払収入	23,092	32,009	40,251	39,674	45,346	45,346	0
再商品化合理化拠出金還付金等	136	4,136	8,971	0	0	0	0
産業廃棄物処理事業消費税還付金	23,199	0	0	0	0	0	0
不用品売払収入	1,766	0	130	0	0	0	0
消化ガス売払収入	37,643	36,818	36,532	32,662	28,680	22,307	6,373
産業廃棄物処理施設基金繰入金	42,341	78,236	0	0	0	0	0
特定防衛施設周辺整備調整交付金	0	16,000	0	0	0	0	0
不法投棄未然防止事業協力交付金	0	0	0	394	361	361	0
生ごみ・し尿処理場更新事業債	0	7,700	0	0	0	0	0
最終処分場整備事業債	3,600	30,100	0	0	0	0	0
施設周辺地域対策事業債	11,500	12,100	19,300	0	0	0	0
廃棄物処理施設整備事業債	0	0	0	29,600	27,100	27,100	0
合　計	540,320	590,155	583,854	544,137	559,302	420,127	139,175

※千円未満は四捨五入

2. 歳出の状況

表 17【歳出の状況】 **（単位:千円）**

事業名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和7年度		
						一般会計（想定）	産廃会計（想定）
総務管理費	1,598	15,273	2,443	2,017	2,065	2,065	0
循環型社会推進費	17,851	7,728	6,352	9,792	6,926	6,926	0
環境美化推進費	3,656	1,334	5,512	5,735	6,146	6,146	0
収集運搬費	446,469	472,775	481,686	543,346	582,940	582,940	0
焼却施設管理運営事業費	378,334	452,218	502,879	538,730	545,734	403,843	141,891
リサイクルセンター運営管理費	80,565	108,791	104,677	118,303	135,122	135,122	0
生ごみ処理施設運営管理費	29,619	46,248	42,033	35,088	40,184	40,184	0
生ごみ処理場機器更新事業費	0	0	5,720	39,534	36,135	36,135	0
リサイクルセンター更新事業費	0	0	0	5,390	0	0	0
ごみ処理場運営管理(最終処分)費	221,654	165,075	160,919	179,529	189,911	132,938	56,973
施設周辺地域対策事業費	7,559	6,983	7,426	7,623	7,033	7,033	0
廃棄物処理施設環境保全基金積立金	10,790	13,930	13,833	12,910	13,496	9,432	4,064
施設周辺地域対策整備費	13,508	21,516	13,508	0	0	0	0
最終処分場整備事業費	0	0	29,359	0	24,200	0	0
し尿収集処理関係費	56,543	42,777	50,982	54,753	66,852	66,852	0
新最終処分場整備事業費	0	0	0	0	0	0	0
生ごみ・し尿処理更新整備費	10,340	0	0	0	0	0	0
元利償還金（一般）	134,094	173,947	446,414	371,721	153,502	153,502	0
元利償還金（産廃）	113,243	138,118	142,834	145,665	148,201	0	148,201
合　計	1,525,823	1,666,713	2,016,577	2,070,136	1,958,447	1,583,118	351,129

※千円未満は四捨五入
※令和5年度元利償還金は繰上げ償還額を含む。
※なお、想定産廃会計として建設・整備時の一般廃棄物と産業廃棄物の重量割合、焼却施設においては 74:26、ごみ処理場においては 70:30 を用い按分した。

V.ごみ排出抑制、啓発運動関係

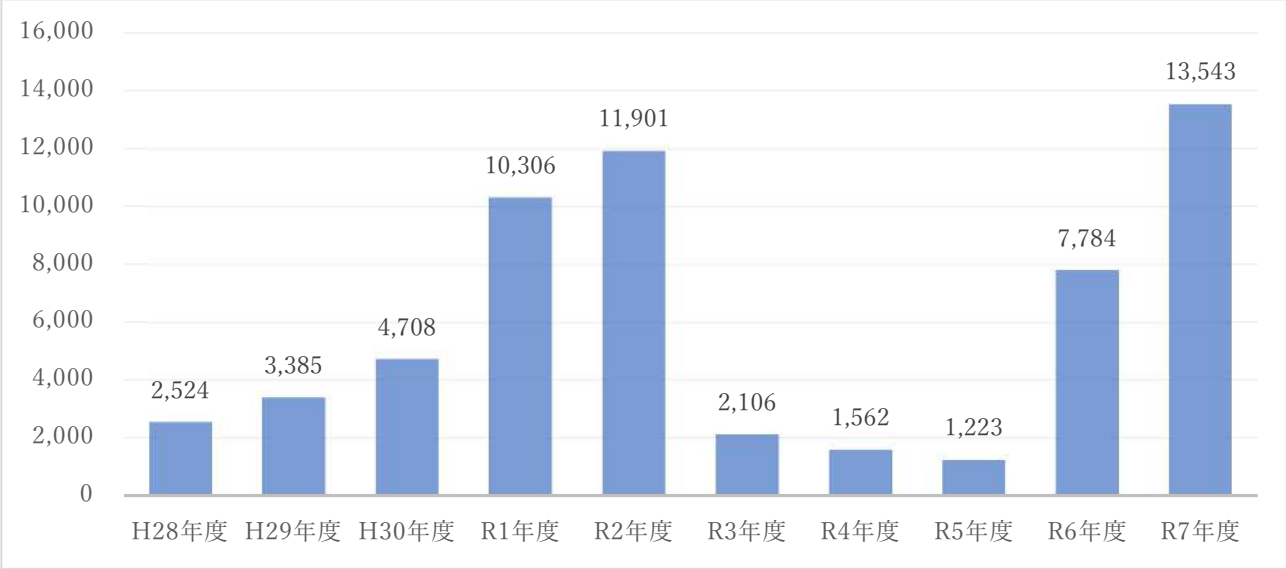
1. 小型家電の窓口回収

平成 25 年の小型家電リサイクル法の施行に伴い、「わくわくおたから市」にてイベント回収（モデル事業）を実施。平成 26 年度から市役所廃棄物管理課等で窓口回収を実施しています。

令和3・4・5年度は回収品目を、環境省と経済産業省が作成したガイドラインに定められる「特定対象品目」に限定しているため、回収量が減少しています。

令和6年度からは回収品目を「特定対象品目」から「制度対象品目」へ戻したため、回収量が増加しています。

図 12【小型家電窓口回収量年度別実績】 （単位：kg）



2. リネットジャパンリサイクル(株)による家電回収

令和3年1月にリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結。同社では家庭で不要になったパソコン等の家電を宅配便により回収しています。また、令和 4 年 12 月からリネットジャパンリサイクル(株)および家電 4 品目に関するサービス提供を行っている SG ムービング(株)と連携と協力に関する協定を新たに締結し、従来の小型家電の回収に加え、家電 4 品目の自宅回収を開始しています。

表 18【リネットジャパンリサイクル(株)による恵庭市内の回収実績】　（単位：kg）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
パソコン	1,002.1	872.4	1,032.9	1,119.7
携帯電話	5.6	5.9	6.1	5.0
その他	975.5	636.5	660.5	708.4
計	1,983.2	1,514.8	1,699.5	1,833.1

表 19【R7 年度家電4品目の自宅回収実績】　（単位：台）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
テレビ	7	9	7	13
エアコン	2	0	0	4
冷蔵庫	1	5	5	8
洗濯機	3	6	7	8
計	13	20	19	33

3. 「おいくら」での不要品の買取査定依頼

令和3年6月に(株)マーケットエンタープライズと協定を締結。同社が提供する「おいくら」で、不要になった品物を、恵庭市近郊の複数のリユースショップ等にインターネット上から買取査定依頼が行えます。

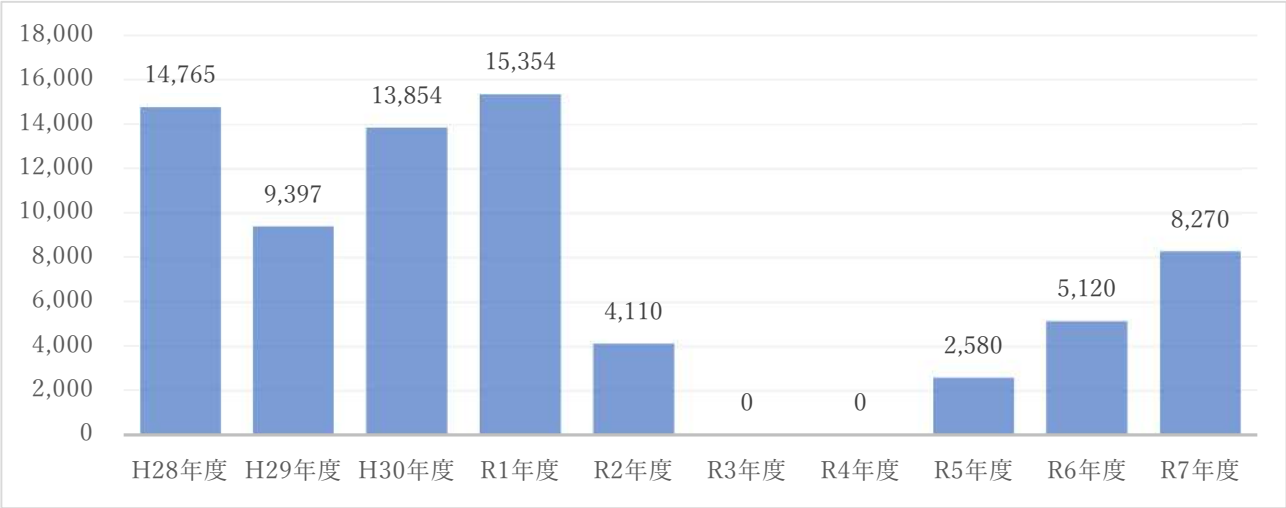
表 20【恵庭市内からの「おいくら」での査定依頼件数の実績】

	R4	R5	R6	R7
依頼数	２４件	２８件	４６件	６４件
商品数	５１点	５９点	１３４点	１２３点

4. 古着のリサイクル

平成 17 年 10 月から、燃やせるごみとして埋立て処理されていた古着を、回収後は状態がよいものはそのまま衣類として、その他は工業用雑巾として再生利用していました。平成 26 年 4 月から、「綿 50%以上のもの限定」という回収品目の制限を撤廃し、より一層取り組みを推進してきました。リサイクル市況の変化により令和 2 年 6 月 1 日から拠点回収を停止しましたが、令和 5 年 6 月 1 日から恵庭市役所、恵み野出張所、島松支所の3カ所を拠点回収場所として古着の回収を再開しました。令和 6 年 4 月 1 日からは緑と語らいの広場えにあすを拠点回収場所として追加しています。

図 13【古着回収量年度別実績】 （単位:kg）



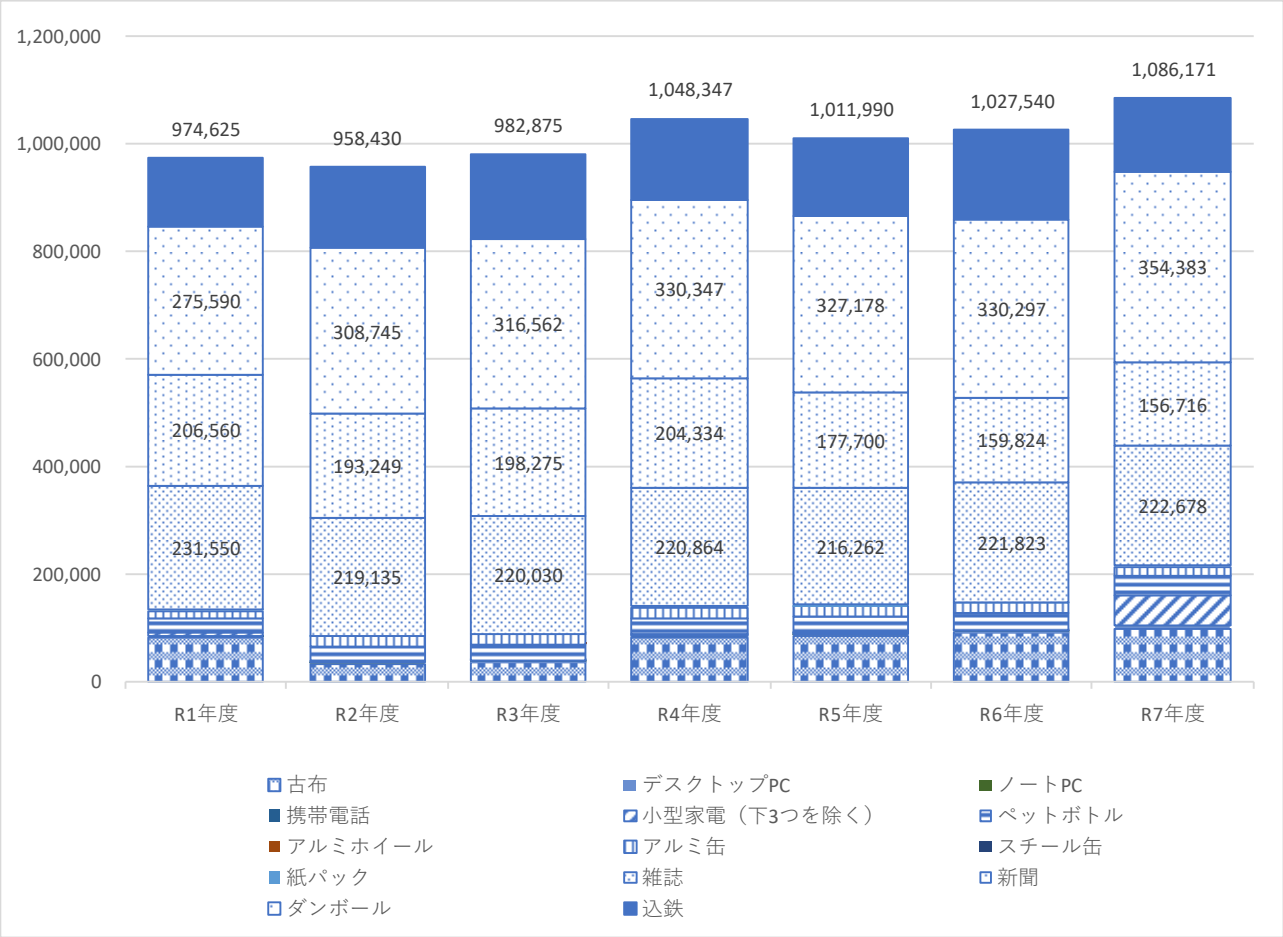
5. (株)マテックじゅんかんコンビニ24 恵庭黄金利用の状況

平成28年8月から(株)マテックじゅんかんコンビニ24が資源回収を実施しています。

表 21【(株)マテックじゅんかんコンビニ24 恵庭黄金利用状況】 （単位:kg）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
込鉄	126,935	151,490	158,395	151,737	146,748	167,424	136,480
ダンボール	275,590	308,745	316,562	330,347	327,178	330,297	354,383
新聞	206,560	193,249	198,275	204,334	177,700	159,824	156,716
雑誌	231,550	219,135	220,030	220,864	216,262	221,823	222,678
紙パック	818	871	483	2,033	2,558	1,517	1,509
アルミ缶	15,802	18,318	19,090	19,748	18,284	18,647	18,631
スチール缶				61			
アルミホイール			20	0			
ペットボトル	23,950	26,214	30,160	31,074	31,096	31,294	32,898
小型家電（下3つを除く）	8,052	4,725	1,437	1,783	2,620	1,822	58,848
携帯電話	103	94	123	93	100	108	141
ノートPC	1,019	1,157	868	932	995	1,163	1,583
デスクトップPC	1,581	875	1,527	1,507	1,759	1,858	1,943
古布	82,666	33,558	35,905	83,835	86,691	91,765	100,361
計	974,625	958,430	982,875	1,048,347	1,011,990	1,027,540	1,086,171

図 14【(株)マテックじゅんかんコンビニ24　恵庭黄金利用状況】　（単位:kg）



6. 廃食油の回収

恵庭市は令和6年9月に北海道油脂事業協同組合と使用済み食用油（廃食油）の回収及びリサイクル事業に関する協定を締結し、同月から市役所廃棄物管理課で窓口回収を実施しています。また、平成18年10月から㈱アレフにより行われてきた廃食油の拠点回収事業が令和6年度をもって終了することとなったため、同組合は㈱アレフの拠点回収先を引継ぎ、併せて回収を実施しています。

集められた廃食油は同組合が回収し、その後回収量に見合ったバイオディーゼル混合燃料が市に提供されます。なお、提供された燃料は市の公用車に使用され、資源の有効な再利用が図られています。

図 15【廃食油回収量年度別実績 （株）アレフ回収分】 （単位：ℓ）

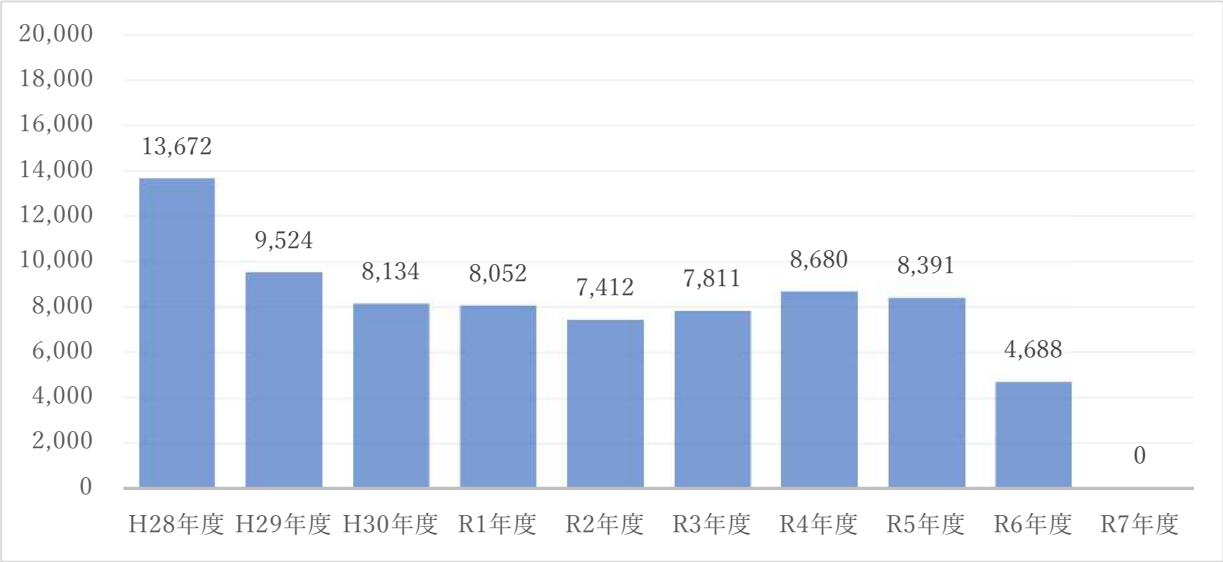
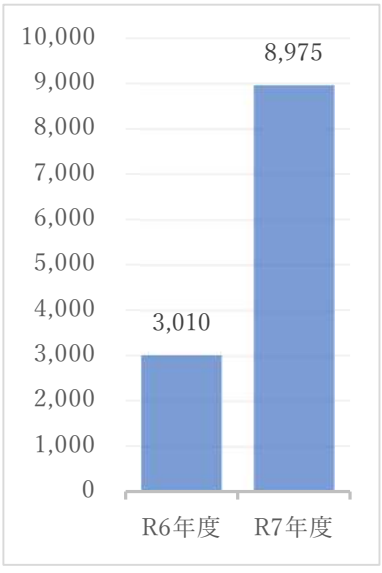


図 16【廃食油回収量年度別実績 ※市有施設等回収分】

（単位：ℓ）

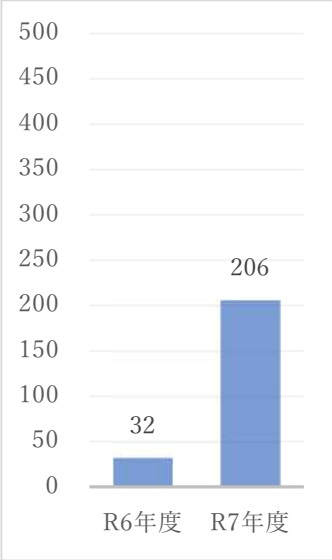


7. 羽毛ふとんのリサイクル

令和6年9月から、粗大ごみとして排出されたり、ごみ処理場に直接搬入された羽毛ふとんの内、「ダウン率50%以上」の羽毛ふとんを回収し、羽毛ふとんやダウンジャケットとして再生利用しています。

図 17【羽毛ふとん回収量年度別実績】

（単位：枚）



8. 集団資源回収

恵庭市内の各種団体が独自で資源物を回収する活動に対して、市では奨励金を交付し、廃棄物の減量とリサイクル促進に取組む団体を応援しています。平成22年度までの奨励金は、1kg当たり2円でしたが、平成23年度から1kg当たり3円に増額しています。

平成26年度から紙製容器包装（雑紙を含む）に限り、奨励金を1kg当たり6円に増額し、さらに令和7年度から紙製容器包装以外の資源にかかる奨励金を1kg当たり4円に増額し、より一層取り組みを推進しています。

表 22【集団資源回収年度別実績】

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施団体	町内会	50	49	50	49	49	49	50	49	50	50
	学校	11	11	12	13	11	13	13	13	13	13
	老人クラブ	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
	スポーツ団体	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4
	その他	6	6	6	6	6	5	5	5	6	5
	計	75	74	76	76	74	75	75	74	74	73
回収量(t)		2,294	2,069	2,161	1,920	1,724	1,665	1,654	1,438	1,411	1,306
奨励金(円)		7,044,500	6,368,900	6,698,400	5,971,000	5,421,500	5,231,000	5,241,500	4,602,800	4,579,300	5,438,700

表 23【集団資源回収量区分別年度別実績】 **（単位:kg）**

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
紙類	新　聞	1,414,874	1,260,165	1,287,869	1,130,884	971,986	941,743	924,639	771,811	732,847	683,760
	雑　誌	258,919	205,951	211,750	175,639	156,656	131,496	116,805	94,030	91,216	82,180
	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ	468,030	445,240	468,022	440,581	396,493	403,659	376,839	326,582	316,490	283,552
	紙パック	17,150	20,813	22,871	21,312	15,061	10,822	10,489	9,719	8,466	7,617
	紙製容器包装類	58,116	56,875	73,920	72,069	84,612	80,661	95,654	98,695	118,080	110,045
	小　計	2,217,088	1,989,044	2,064,432	1,840,485	1,624,808	1,568,381	1,524,426	1,300,837	1,267,099	1,167,154
ペットボトル・びん・缶	びん	7,349	7,218	7,652	6,392	5,249	4,757	6,127	6,309	6,232	5,697
	アルミ缶	25,821	23,582	26,765	24,484	25,360	25,622	25,864	24,321	24,516	24,994
	スチール缶	5,428	5,951	7,577	6,163	6,753	6,557	6,474	8,081	8,128	5,449
	ペットボトル	16,028	16,404	22,359	13,431	9,567	6,593	6,666	6,872	6,027	6,172
	小　計	54,625	53,155	64,352	50,470	46,929	43,529	45,131	45,583	44,903	42,312
その他	金属類	7,339	11,053	13,266	11,494	43,070	35,415	63,984	70,395	75,491	75,023
	布類	14,501	15,830	19,235	17,715	9,766	17,651	20,255	20,793	23,034	21,685
	その他・ケース等	55	50	95	131	67	136	12	226	42	64
	小　計	21,895	26,933	32,596	29,340	52,903	53,201	84,251	91,414	98,567	96,772
合計（kg）		2,293,608	2,069,132	2,161,380	1,920,295	1,724,640	1,665,111	1,653,808	1,437,834	1,410,569	1,306,238
金額（円）		7,044,500	6,368,900	6,698,400	5,971,000	5,421,500	5,231,000	5,241,500	4,602,800	4,579,300	5,438,700
申請件数		75件	74件	76件	76件	74件	75件	75件	74件	74件	73件

9．環境美化等推進員登録制度

恵庭市環境美化等推進員登録制度は、市内の環境保全を目的として、町内会からの推薦により登録された恵庭市環境美化等推進員と市が協働して、地域の美化とごみの減量・リサイクルを推進する制度です。恵庭市環境美化等推進員は、市と市民のパイプ役として、また、地域のリーダーとして活動しており、市民が参加する循環型社会の形成が図られます。（令和 7 年度末環境美化等推進員人数 60 町内会 78 人）

【推進員の活動内容】

■環境美化に関する活動

町内会一斉清掃の実施、ごみゼロの日（5 月 30 日）クリーンウォーキングへの参加など

■廃棄物の減量及び分別マナーの向上に関する活動

■町内回覧などによる住民周知、地域のごみ排出状況の確認（集合住宅排出ごみ等優良保管場所制度）

■リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動

集団資源回収の利用周知

■不法投棄の通報

■ボランティア袋の配布

10.ボランティア袋

平成 22 年 4 月の家庭ごみの有料化に併せて導入されています。道路や公園などの公共施設においてボランティア清掃する個人や団体の方に、ボランティア袋を無料配布し、市で回収を実施しています。

平成 31 年 4 月からは焼却処理のための「草木類専用ボランティア袋」が追加され、これまでの「ポイ捨てごみ用ボランティア袋」と合わせて、ボランティア袋が 2 種類となっており、窓口での配布や町内会への配布を行っています。

表 24【令和 7 年度ボランティア袋の配布申請状況及び配布状況】

場所	恵庭市役所				島松支所				恵み野出張所				建設部管理課				小計		町内会		合計
区分	個人		団体		個人		団体		個人		団体		個人		団体						
申請件数	299		99		89		12		222		30		17		5						
種別	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	
配布枚数	5,058	1,960	5,385	2,267	1,141	322	150	81	3,114	1,047	1,365	100	217	0	560	30	16,990	5,807	16,850	9,230	48,877

※草木＝「草木類専用ボランティア袋」、ポイ＝「ポイ捨てごみ用ボランティア袋」

表 25【ボランティア袋の配布実績】 （単位：枚）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
草木類専用	32,065	38,167	34,437	31,512	33,840
ポイ捨てごみ用	17,600	16,736	14,442	17,201	15,037
合計	49,665	54,903	48,879	48,713	48,877

表 26【令和 7 年度ボランティアによる収集量】 （単位：t）

担当	種別	収集量
廃棄物管理課	草木類専用	8.49
	ポイ捨てごみ用	12.48
建設部管理課	草木類専用	99.63
	ポイ捨てごみ用	1.21
委託先	草木類専用	51.4
	ポイ捨てごみ用	4.83
合計	草木類専用	159.52
	ポイ捨てごみ用	18.52

表 27【年度別ボランティアによる収集量】 （単位：t）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
草木類専用	145.93	162.49	162.52	158.26	159.52
ポイ捨てごみ用	13.97	17.34	16.48	16.49	18.52
合計	159.90	179.83	179.00	174.75	178.04

11. 集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度

集合住宅に設置した「ごみステーション」は排出されたごみを一時仮置きする場所で、適正に管理し、地域の環境衛生を保全する必要があります。

この制度は、集合住宅のごみステーション等に排出されるごみについて、適正に分別、維持管理が行われているか一定の基準で評価・認定し、社会的にPRする制度です。また、ごみステーションの排出状態を改善し、より良く保つことで防犯効果にも繋がります。

入居者、管理会社及び、オーナーの適正な分別を促し、ごみの減量意識向上を目的としており、集合住宅排出ごみ等優良保管場所一覧は表 28 のとおりとなっています。

表 28【集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定一覧】

	所在地	名称	認定番号	認定年月日
1	相生町	コロナード恵庭	2	平成 22 年 8 月 18 日
2	相生町	相生ハイツ	3	平成 22 年 8 月 18 日
3	有明町	キャッスル	4	平成 22 年 8 月 19 日
4	住吉町	ハイツウッドヒル	8	平成 22 年 8 月 25 日
5	柏陽町	パレ・リュミエール	9	平成 22 年 8 月 24 日
6	和光町	サンブリッチ	10	平成 22 年 8 月 25 日
7	和光町	ウッドヒルⅡ	12	平成 22 年 8 月 25 日
8	和光町	TMS	13	平成 22 年 8 月 25 日
9	文京町	プリマヴェーラⅠ・プリマヴェーラⅡ	16	平成 22 年 8 月 30 日
10	栄恵町	松屋ビル	17	平成 22 年 9 月 1 日
11	桜町	桜町一番館	20	平成 22 年 9 月 13 日
12	島松本町	なのはなマンション	21	平成 22 年 9 月 14 日
13	住吉町	グリーンハイム103	22	平成 22 年 9 月 15 日
14	住吉町	グリーンハイム106	23	平成 22 年 9 月 15 日
15	緑町	グリーンハイム101・102	24	平成 22 年 9 月 16 日
16	恵み野北	恵み野ハイム	27	平成 22 年 10 月 15 日
17	本町	パークハイツ本町	28	平成 22 年 10 月 29 日
18	本町	マック恵庭本町コート	29	平成 22 年 11 月 30 日
19	駒場町	マリンパレスⅠ・マリンパレスⅡ	30	平成 22 年 12 月 6 日
20	泉町	スイートハウス	32	平成 23 年 1 月 31 日

21	北柏木町	我夢21	33	平成 23 年 3 月 16 日
22	恵み野南	道営住宅恵み野団地	34	平成 23 年 8 月 16 日
23	和光町	ｽﾃｰｼﾞ ﾉｱｴﾙﾑ　山崎製パン㈱札幌工場独身寮	38	平成 23 年 8 月 26 日
24	柏木町	ハイツカルミア	39	平成 24 年 1 月 27 日
25	柏木町	オークハイツ	40	平成 24 年 1 月 27 日
26	黄金南	リバティ恵庭	42	平成 24 年 2 月 21 日
27	黄金南	グラスミア恵庭	43	平成 24 年 2 月 21 日
28	漁町	遊イングハイツ	45	平成 24 年 2 月 21 日
29	中島町	ハイツ日下Ⅱ	47	平成 24 年 8 月 23 日
30	桜町	ピースプレイス	49	平成 25 年 7 月 18 日
31	柏木町	オーク	44	平成 31 年 2 月 5 日
32	漁町	コートドエル恵庭	50	令和 2 年 12 月 14 日
33	島松本町	サーム島松	51	令和 2 年 12 月 14 日
34	黄金南	GRANVIA 恵庭	52	令和 3 年 1 月 29 日
35	黄金南	フレグランス恵庭	53	令和 3 年 1 月 29 日
36	黄金南	ブランシュフルール	54	令和 3 年 1 月 29 日
37	黄金中央	ハイツゴールド	56	令和 3 年 1 月 29 日
38	相生町	エスパシオ 3	57	令和 6 年 2 月 21 日
39	相生町	グランドライン	58	令和 6 年 2 月 21 日
40	漁町	ダイヤモンドハイツ	59	令和 6 年 2 月 21 日
41	京町	Grand Palace Eniwa	60	令和 6 年 2 月 21 日
42	黄金北	Soleil Levant Kogane	61	令和 6 年 2 月 21 日
43	黄金北	コーポアイリス	62	令和 6 年 2 月 21 日
44	住吉町	メゾン住吉	63	令和 6 年 2 月 21 日
45	住吉町	タイガーハイツ	64	令和 6 年 2 月 21 日
46	住吉町	グリーンヒルN	65	令和 6 年 2 月 21 日
47	住吉町	セントラル住吉	66	令和 6 年 2 月 21 日
48	中島町	グランデール	67	令和 6 年 2 月 21 日
49	柏陽町	第 2 サンタモニカ	68	令和 6 年 2 月 21 日

50	文京町	アプール	69	令和６年２月21日
51	相生町	ピースオブマインド恵庭	70	令和７年３月18日

※令和７年12月16日現在

12.不法投棄

不法投棄された廃棄物を放置すると、まちの景観が損なわれるほか新たな不法投棄を誘発し、生活環境を悪化させます。市では市内全域のパトロールを行っており、不法投棄の情報をもとに警察と連携し不法投棄者を告発します。

表 29【不法投棄通報件数・巡回件数】

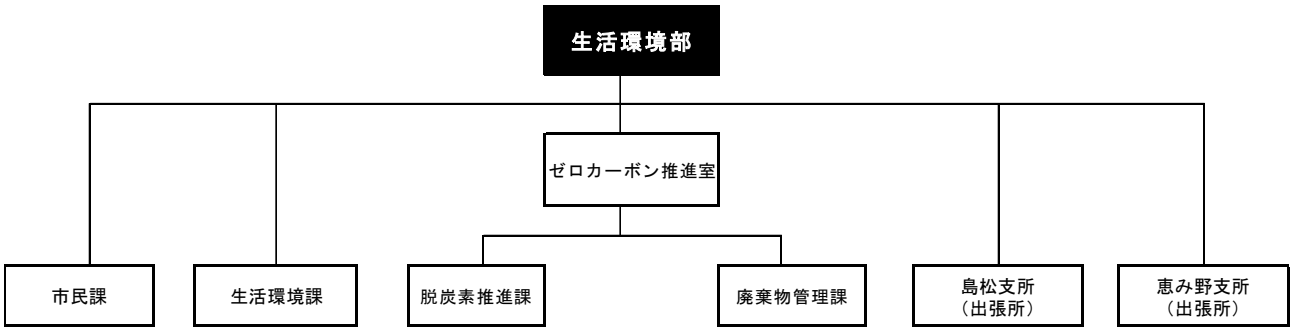
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
通報件数	44	60	55	83	129
巡回件数	487	193	51	108	219
総量（kg）	3,280	2,420	1,430	1,410	1,020

表 30【主な不法投棄回収品目内訳】 （単位:件）

	ブラウン管TV	液晶TV	冷蔵庫	洗濯機	エアコン	タイヤ	デスクトップPC	ノートPC	パソコンディスプレイ	自転車	ガスボンベ	バッテリー	消火器	家電粗大	その他事業系廃棄物
R3年度	12	17	5	6	1	81	0	0	0	5	1	5	2	25	4
R4年度	8	5	3	5	0	53	0	0	1	3	2	3	0	2	1
R5年度	5	10	3	2	0	118	1	0	1	4	6	2	3	16	1
R6年度	5	0	2	1	0	74	1	0	2	12	0	4	1	16	0
R7年度	2	6	4	0	0	25	1	0	0	10	2	0	0	6	0

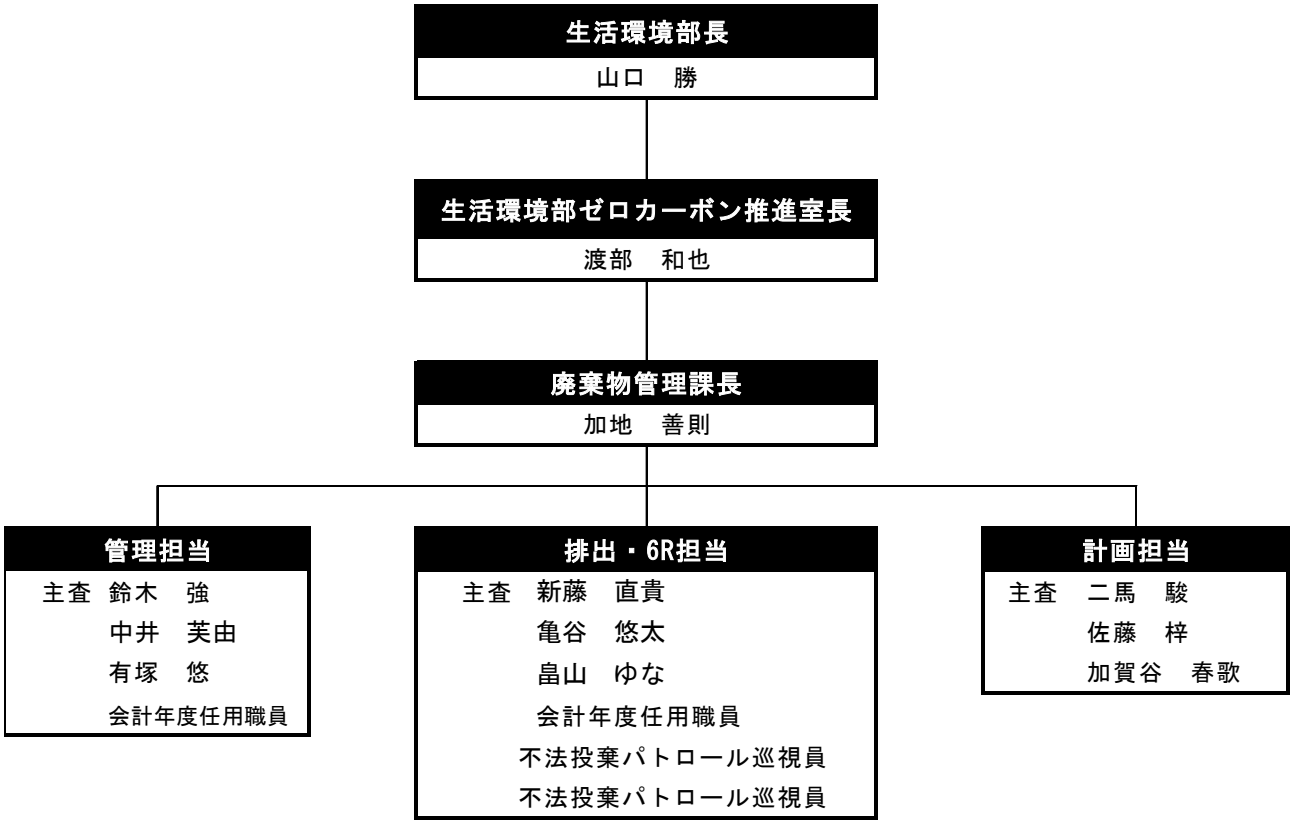
VI. 生活環境部機構図

生活環境部機構図



≪生活環境部(廃棄物関連部門)≫

廃棄物管理課 14 名(会計年度任用職員・不法投棄パトロール巡視員含む)



VII.事務分掌

廃棄物管理課

■廃棄物事業の企画統計、調査研究及び総合調整に関すること。

■循環型社会形成の推進に関すること。

■廃棄物処理の計画に関すること。

■廃棄物減量等推進審議会に関すること。

■一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。

■廃棄物の減量化、再利用及び資源化に関すること。

■廃棄物の適正処理に関すること。

■一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に係る許可及び指導に関すること。

■ごみ処分手数料及びし尿処理手数料に関すること。

■きれいなまちづくり条例に関すること。

■廃棄物の不法投棄に係る指導改善に関すること。

■廃棄物処理施設の計画及び工事に関すること。

■廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関すること。

■廃棄物処理施設の周辺対策に関すること。

■中島松地域交流施設に関すること。

■廃棄物処理施設環境保全基金に関すること。

VIII.令和8年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画

第1 本計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第１条の３の規定に基づき、「令和８年度恵庭市一般廃棄物処理実施計画」を定めた。

第2 一般廃棄物処理の基本的事項

１．処理区域

恵庭市全域

２．計画期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

３．処理計画量

（１）市が処理する一般廃棄物（ごみ）

家庭ごみ	事業ごみ	計
13,483ｔ	6,358ｔ	19,841ｔ

（２）市が処理する一般廃棄物（し尿）

し尿	浄化槽汚泥	計
2,752ｋｌ	1,643ｋｌ	4,395ｋｌ

（３）一般廃棄物処分業許可業者が処理する一般廃棄物

がれき類	木くず	刈草	計
100ｔ	310ｔ	150ｔ	560ｔ

（４）関係を有する他の市町村への搬出

市町村名	廃棄物の種類	重量
千歳市	すきとり物	3,500ｔ
千歳市	自然木	10ｔ
千歳市	動物の死骸	6ｔ
石狩市	動植物性残渣	5ｔ
江別市	動物の死骸	11ｔ

４．処理区域外の一般廃棄物の搬入及び処理

（１）対象区域

渡島廃棄物処理広域連合を構成する市町の処理区域
※同連合と恵庭市との間で締結した一般廃棄物焼却処理業務に係る委託契約書（令和８年７月１５日付け）に基づき、同連合の一般廃棄物のうち、恵庭市焼却施設において処理が可能な廃棄物について搬入を認め処理する。

（２）計画期間

令和８年７月１６日～令和９年３月３１日

（３）処理計画量

広域連合名	重量
渡島廃棄物処理広域連合	800ｔ

第３ ごみ処理実施計画

1. 市が処理する一般廃棄物

（1）処理体制及び処理方法

ア.家庭ごみ

次の区分により減量化･資源化を図るものとし、排出にあたっては分別を遵守し、処理の適正化を推進する。

種類	収集・運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
燃やせるごみ	市（委託）	市（委託）	焼却	市（委託）	埋立
燃やせないごみ	市（委託）	－	－	市（委託）	埋立
キケンごみ	市（委託）	市（委託）	選別	市（委託）	埋立
粗大ごみ	市（委託）	市（委託）	破砕・磁選 焼却	市（委託）	埋立
生ごみ	市（委託）	市（委託）	破砕選別 再資源化	市（委託）	下水処理
プラスチック容器包装	市（委託）	市（委託）	選別圧縮梱包 再資源化	－	－
ペットボトル・缶・びん	市（委託）	市（委託）	選別圧縮梱包 再資源化	－	－
紙パック	市（委託）	市（委託）	選別ｺﾝﾃﾅ積替 再資源化	－	－
ダンボール	市（委託）	市（委託）	選別ｺﾝﾃﾅ積替 再資源化	－	－
新聞ちらし・雑誌・本	市（委託）	市（委託）	選別ｺﾝﾃﾅ積替 再資源化	－	－
蛍光管・ＬＥＤ・水銀使用廃製品	市（委託）	市（委託）	選別ｺﾝﾃﾅ積替 焙焼	－	－
電池	市（委託）	市（委託）	選別ｺﾝﾃﾅ積替 再資源化	－	－
古着・古布	市（拠点回収）	市（委託）	専用回収ﾊﾞｯｸ詰 再資源化	－	－
使用済小型家電	市（拠点回収）	認定事業者	専用回収ﾊﾞｯｸ詰 再資源化	－	－
廃食油	市（拠点回収）	協定締結事業者	専用回収ﾎﾞｯｸｽ 再資源化	－	－
し尿	市（委託）	市（委託）	一次処理夾雑物除去・再資源化	市（委託）	下水処理
浄化槽汚泥	許可業者	市（委託）	一次処理夾雑物除去・再資源化	市（委託）	下水処理

※電池には、電子タバコ、電気シェーバー、スマートフォン、電動歯ブラシを含む。ただし、電池が取り外しできないものに限る。

イ.事業系ごみ

排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、減量化・資源化に努め、市の施設に搬入するときは自ら搬入するか、収集運搬業許可業者へ委託し搬入する。

また、排出者及び許可業者は、排出者の事業所又は排出事業場から排出される事業系一般廃棄物の処理に関し、恵庭市事業系廃棄物の受入等に関する要綱（令和2年4月1日実施）に基づき、市と「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書」を締結しなければならない。

種類	収集・運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
燃やせるごみ	排出者 許可業者	市（委託）	焼却	市 （委託）	埋立
燃やせないごみ	排出者 許可業者	市（委託）	破砕・磁選	市 （委託）	埋立
生ごみ	排出者 許可業者	市（委託）	破砕選別 再資源化	市 （委託）	下水処理
資源物	排出者 許可業者 資源回収業者	市（委託） 資源化業者	選別圧縮梱包 再資源化	－	－
し尿	市（委託）	市（委託）	一次処理夾雑物除去・再資源化	市 （委託）	下水処理
浄化槽汚泥	許可業者	市（委託）	一次処理夾雑物除去・再資源化	市 （委託）	下水処理

（2）排出方法･収集回数･処理手数料･収集方法

ア.家庭ごみ

種類		排出方法	収集回数	処理手数料	収集方法
燃やせるごみ		有料指定ごみ袋（燃やせるごみ用）	週2回（農村地区週1回）	1ℓにつき3円	戸別収集及びステーション方式
	せん定枝	ごみ処理券		1～10束につき100円	
燃やせないごみ		有料指定ごみ袋（燃やせないごみ用）（キケンごみはキケン表示）	月1回	1ℓにつき4円	
	キケンごみ				
粗大ごみ		ごみ処理券	申込の都度	100円から900円	
生ごみ		有料指定ごみ袋（生ごみ専用）	週2回（農村地区週1回）	1ℓにつき2円	
資源物	プラスチック容器包装	中身の見える袋を使用	月3～4回	無料	
	ペットボトル･缶･びん	中身の見える袋を使用	月3～4回		
	紙パック	ひもで縛るか中身の見える袋を使用	月3～4回		
	ダンボール	ひもで縛るか中身の見える袋を使用	月3～4回		
	新聞ちらし・雑誌・本	ひもで縛るか破れない袋を使用	月3～4回		
	蛍光管・LED・水銀使用廃製品	購入時の箱等利用するか中身の見える袋を使用	月3～4回		
	電池	電池と表示し、中身の見える袋を使用	月3～4回		

なお、処理手数料変更前の令和4年3月までの有料指定ごみ袋(燃やせるごみ用)については、差額シールを各容量に応じて貼付したときに限り、処理手数料変更後の令和4年4月からの有料指定ごみ袋(燃やせるごみ用)とみなす。

また、燃やせないごみ、キケンごみ、粗大ごみ、収集しない大型ごみについては、土地又は建物の占有者によるごみ処理場への自己搬入も可。資源ごみについては、リサイクルセンターへの自己搬入も可。自己搬入又は許可業者へ依頼する場合は、市指定ごみ袋･ごみ処理券は使用せず、ごみ処理場で処理手数料10kgにつき250円を支払う。リサイクルセンターへ自己搬入する資源ごみの処理手数料は無料。

イ.事業系ごみ

種類	処理手数料	収集方法等
燃やせるごみ	10kg につき 240 円	排出者自らが搬入する、または収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入。
燃やせないごみ	10kg につき 380 円	
生ごみ	10kg につき 110 円	
資源物	10kg につき 120 円	

※処理手数料は消費税込み

ウ.し尿・浄化槽汚泥

種類	処理手数料	収集方法等
し尿	10ℓ につき 65 円	申し込み制による戸別収集
浄化槽汚泥	許可業者へ支払い	許可業者へ自らが委託

※処理手数料は消費税込み

エ.ボランティア袋

種類	収集方法等
ボランティア袋	原則、ポイ捨てごみ用ボランティア袋については、廃棄物管理課、草木類専用ボランティア袋については、廃棄物管理課または建設部管理課に回収を依頼する。

(3) ごみ排出に伴う協力義務等

ア．家庭ごみ

家庭からごみを排出する時は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・キケンごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源物(8 区分)に分別し、収集日の朝 8 時 30 分までに道路沿いの決まった場所に出す。

種類		排出時の協力義務等
燃やせるごみ		燃やせるごみに分別される物の中に含まれる金属等の不燃物は可能な限り除去する。
燃やせないごみ		ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、危険防止の梱包を行う。
	キケンごみ	スプレー缶、卓上ガスボンベ及びライターは中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ・花火その他火が出る恐れのあるものについては、水に濡らし、「キケン」と表示する。
粗大ごみ		申込時の受付番号をごみ処理券に記入し、粗大ごみの見えやすいところに処理券をはる。
生ごみ		一つ一つの生ごみを 15ｃｍ未満に小さくし、水を切る。
資源物	プラスチック容器包装	中身を残さず、汚れを落とし、水を切る。
	ペットボトル・缶・びん	汚れを落とし、水を切り、つぶさない。
	紙パック	汚れを落とし、たたむか開いたうえで、ひもでしばる。
	ダンボール	たたんでひもでしばり、荷崩れしないようにする。
	新聞（ちらし）	新聞整理袋に入れるか、ひもでしばり、荷崩れしないようにする。
	雑誌・本	ひもでしばり、荷崩れしないようにする。
	蛍光管・ＬＥＤ・水銀使用廃製品	購入時の箱や筒に入れるか、中身の見える袋に入れる。割れている場合は紙で包んで中身の見える袋に入れる。
	電池	リチウムイオン電池は端子部分を絶縁する。

イ．事業系ごみ

事業活動に伴い排出される廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理しなければならない。市内で発生した再使用・再資源化等ができない廃棄物に限り、減量化や分別を徹底し排出する。

種類	排出時の協力義務等
燃やせるごみ	1個当たりの大きさが最長辺 40 センチメートル未満(ロープ、紐にあっては、最長辺 200 センチメートル未満)にし、袋に入れる場合は中身の見える袋で1袋当たりの内容量が 60ℓ 以下にする。
燃やせないごみ	最長辺を 200cm以下にする。
生ごみ	最長辺を 15cm未満にし、60ℓ 以下の中身の見える袋に入れる。ただし、それにより難い場合は、汚水等が飛散するおそれがないよう措置を講ずる。
資源物	汚れを落とし、袋に入れて廃棄する場合は、60ℓ 以下の中身の見える袋に入れる。

ウ．適正処理困難物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に規定する市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際し、適正な処理が困難となる物。

種類	処分方法等
廃ゴムタイヤ	タイヤ販売店、ガソリンスタンド等へ依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第２条第４項に規定する特定家庭用機器（テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、コンディショナー等）	販売店舗へ引取りを依頼するか、専門業者へ依頼する。
廃消火器	専門業者へ依頼する。
廃自動車	販売店等へ依頼する。
廃原動機付自転車	販売店、公益社団法人自動車リサイクル促進センターへ依頼する。
廃船	一般社団法人日本マリン事業協会へ依頼する。
エンジンが付属するもの	販売店等へ依頼する。
太陽光等発電設備	販売店等へ依頼する。
パーソナルコンピュータ	製造業者又は一般社団法人パソコン 3R 推進協会へ回収を申し込む。
庭石、土砂及び石	建設・土木・造園業者へ依頼する。
レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト	排出者自らが運搬するか収集運搬業許可業者に依頼して民間の資源化施設へ搬入する。

エ．排出禁止物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に規定する市が行う一般廃棄物の収集に際して排出を禁止する廃棄物。

<table>
<tr><th>種類</th><th>品目の例示</th><th>排出方法等</th></tr>
<tr><td>特別管理一般廃棄物</td><td>ポリ塩化ビフェニルを使用する部品、ダイオキシン類の量がばいじん等1ｇにつき3ｎｇを超えるもの、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物</td><td>専門業者に依頼する。</td></tr>
<tr><td>毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物</td><td>プロパンガスボンベ、灯油、エンジンオイル、バッテリー、農薬、有害物質を含む薬品、注射器及び注射針、汚物など</td><td>専門業者や販売店に依頼する。
注射器及び注射針はかかりつけの病院へ依頼する。
汚物はトイレに流す。</td></tr>
<tr><td>液状の物</td><td>食用油、塗料など</td><td>凝固、乾燥等により固形化させるか、布などに染み込ませて市の収集に排出する。</td></tr>
<tr><td>小型充電式電池</td><td></td><td>端子部分に絶縁の措置を講じ、市の収集に排出する。</td></tr>
<tr><td>適正処理困難物</td><td>ウに規定する物</td><td>ウに規定する処分方法による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">分別がされていないもの</td><td>分別し直して市の収集に排出する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等</td><td>排出者自らが運搬するか収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最大の辺又は径が2メートルを超えるもの</td><td rowspan="4">分解、切断等の措置を講ずるか、排出者自らが運搬又は収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">体積が2立方メートルを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">重量が80キログラムを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">短辺の幅が1.5メートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業活動により生じたもの</td><td>事業系ごみとして排出者自らが運搬するか収集運搬業許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。</td></tr>
</table>

（4） 処理施設の概要

ア.中間処理施設

施設名	所在地	処理方法	処理能力	受入日・時間等
し　尿　処　理　場	中島松 460－1	一次処理 夾雑物除去	15kℓ/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・日曜日及び 12/31～1/3 は休業
焼　却　施　設	中島松 461－1	焼却	56t/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
リサイクルセンター	島松沢 131－8	選別・ 圧縮梱包	11t/5h	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 日曜日及び 12/31～1/3 は休業
生ごみ処理施設	中島松 460－1	破砕選別	18ｔ/日	月～金曜日 8:45～16:00 土曜日・12/31 は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3 は休業
破　砕　処　理　施　設	盤尻 255-4 他	破砕・磁選	60ｔ/h	ごみ処理場内での前処理施設として設置

イ．最終処分場

施設名	所在地	処理方法	構造等	受入日・時間等
ご　み　処　理　場	盤尻 255－4 他	埋立	管理型 面積 20,500 ㎡ 容積 160,000 ㎥ （R7.10 月現在残容量 57,621.57 ㎥）	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 日曜日及び 12/31～1/3 は休業

（5） 一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業者名	電話	住所	許可番号
リサイクルファクトリー㈱	0123-29-2030	恵庭市盤尻 44	第 1 号
㈲野田容器	0123-33-3570	恵庭市戸磯 76-23	第 2 号
嘉屋興業㈱	0123-33-5069	恵庭市白樺町 1-18-5	第 3 号
㈲恵庭清掃社	0123-34-5288	恵庭市戸磯 76-31	第 4 号
北海道建設サービス㈱	0123-32-0358	恵庭市黄金中央 2-3-10	第 6 号
(公社)恵庭市シルバー人材センター	0123-34-0311	恵庭市桜町 3-8-18	第 10 号
㈲荷興物流	0123-33-5525	恵庭市北柏木町 2-6-13	第 11 号
㈱恵庭クリーンサービス	0123-32-1122	恵庭市北柏木町 3-169-4	第 14 号

既存許可業者において、一般廃棄物の安定的な処理を確保できると考えられることから、原則新規許可は実施しておりません。

(6)浄化槽清掃業許可業者

事業者名	電話	住所	許可番号
㈲恵庭清掃社	0123-34-5288	恵庭市戸磯 76-31	第 1 号
嘉屋興業㈱	0123-33-5069	恵庭市白樺町 1-18-5	第 2 号

2. 一般廃棄物処分業許可業者が処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

種類	収集・運搬主体	中間処理	
		処理主体	処理方法
がれき類	排出者・許可業者	許可業者	再資源化
刈草			
木くず	排出者・許可業者	許可業者	再資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	種別	所在地	再資源化対象物	処理能力	受入日・時間等
クリーン産業株式会社	一般廃棄物処分業許可	恵庭市盤尻 49－1	木くず類、がれき類、刈草	17.6ｔ/日 240ｔ/日	事業者毎に定める
リサイクルファクトリー株式会社	一般廃棄物処分業許可	恵庭市盤尻 44	木くず、流木	20ｔ/ｈ	事業者毎に定める
株式会社 C&R	一般廃棄物処分業許可	苫小牧市字静川 5-4	流木、風倒木、剪定木	40ｔ/ｈ	事業者毎に定める

3. 関係を有する市町村への搬出

(1) 処理方法

種類	収集・運搬主体	処理方法
食品残渣	排出者・許可業者	再資源化
動植物性残渣		
すきとり物	排出者・許可業者	再資源化
自然木		
動物の死骸	市・市、排出者・許可業者	焼却処理

(2) 処理施設の概要

施設名	所在地	対象物	処理能力
株式会社ばんけいリサイクルセンター石狩事業所石狩生ゴミリサイクル工場「衛生舎」	石狩市新港中央2丁目 757-11	食品残渣、動植物性残渣	10,000ｔ/年
リサイクルファクトリー株式会社	千歳市中央 690-42	すきとり物、自然木	小型破砕機 48ｔ/8h 選別 720ｔ/8h 破砕 160ｔ/8h
千歳市小動物焼却処理場	千歳市美々758-1	動物の死骸（小動物）	170kg/h
株式会社ＨＭエスパス	千歳市美々129-659	動物の死骸（その他）	1ｔ/日
角山開発株式会社	江別市角山 69-9,10	動物の死骸（その他）	42.67t/日

４．処理区域外の一般廃棄物の搬入及び処理

（１）処理委託料・搬入方法

種類	処理委託料	搬入方法等
事業系燃やせるごみ※	10kg につき 440 円	渡島廃棄物広域連合が収集運搬業務を委託した者が搬入する。

※同連合から排出された家庭系一般廃棄物（可燃）、事業系一般廃棄物（可燃）及び生ごみに限る。

（２）搬入及び処理施設の概要

施設名	所在地	処理方法	搬入量上限	搬入時間等
焼　却　施　設	中島松 461－1	焼却	6.5t/日	原則　月～金曜日 9：00～16：00

第 4 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策（令和 8 年度の取組）

1. ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進

NO	施策名称	具体的内容
1	ごみの減量化・資源化に係る意識啓発・情報発信	ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進のため、各種紙・デジタル媒体、ホームページ及びごみ分別事典等での周知の他、町内会や市民団体、教育機関等を対象とした出前講座や施設見学を行い、ごみの減量や分別、処理に掛かる費用などに関する啓発を行います。 このほかにも、不適正な分別による異物混入の防止のため、ごみ処理施設に関することなど、ごみ処理全般に係る情報発信を行います。
2	適切なごみ処理手数料の設定	「排出抑制、再資源化の促進」、「公平性の確保」、「市民や事業者の意識改革」等の観点から、適切なごみ処理手数料を検証し、必要に応じた見直しを行います。
3	資源化の促進に向けた取組	生ごみや資源物の分別収集・小型家電や古着・廃食油の回収等により、可能な限り資源化を実施します。また、資源物の民間回収拠点等の情報提供を行うとともに、ケミカルリサイクルによるボトル to ボトルの推進など、官民協働での資源化の取り組みを進めます。 また、集団資源回収登録団体への奨励金の交付や資源化に関する情報提供を通じ、集団資源回収の更なる活性化を図るとともに、地域の実情に応じた資源化の促進に努めます。
4	地域・事業者との連携	町内会、環境美化等推進員、教育機関、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努めます。 特に集合住宅については、不適正ごみの排出抑制のため、優良保管場所認定制度において、ステーションの適正管理の推進を支援しています。 また、事業者との処理委託契約書の締結や、製造・流通・販売段階での過剰包装削減等の取り組みを促進していきます。
5	分別意識向上のための SNS 等の活用	簡単に適正分別に取り組め、分別意識を向上することができるよう、SNS やアプリ等を活用した家庭ごみの分別周知のほか、ごみ検索サイトの普及等を促進していきます。

2．効率的な収集運搬と適切な施設運営

NO	施策名称	具体的内容
1	経済的・効率的な分別や収集運搬体制の検討	ごみ処理施設の維持管理手法の検討と併せて、分別や収集ルートの収集運搬体制について検討します。
2	焼却施設の適切な運営	長期包括的管理運営による利点を活かし、適切な維持管理を実施するとともに、不適物防止に向けた PR や実態調査を実施することで施設の安定稼働を図り、可燃物の適正処理を進め、最終処分量を縮減していきます。
3	ごみ処理に伴うエネルギー回収と有効利用	焼却施設における維持管理手法の見直しによる共通停止期間の短縮やごみの適正分別の周知により熱エネルギーやバイオガス発生量を安定的に確保し、下水道事業と連携した循環型処理システムの取組みを継続していきます。
4	安定的で経済性・効率性を考慮したごみ処理施設の維持管理手法の検討	長期的にごみ処理体制を確保するため、施設の再整備や運営手法の検討を進めていきます。

3．社会状況の変化に対応する新たな課題への取組

NO	施策名称	具体的内容
1	少子高齢化社会への対応	福祉関係者と連携した高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的に行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	プラスチック資源循環への対応	プラスチック資源循環促進法の趣旨も踏まえた廃プラスチックの適正処理に資するリサイクルシステムの取り組みなど、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点を考慮した検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
4	今後懸念される様々な課題への対応	持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。 また、自らも事業者として、グリーン購入などの取組を実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。

4. 食品ロス削減に関する取組

NO	施策名称	具体的内容
1	ドギーバッグの普及促進	令和 6～7 年度に飲食店などでの食べ残しを持ち帰るためのドギーバッグを配布する実証実験を行いました。令和 8 年度からは、協力店舗の拡大支援や市民への啓発を強化し、市民と事業者の一体で食品ロス削減に取り組みます。
2	キャンペーンによる啓発	「食べきり運動」や「食品ロス」に関する取組みや成果の情報共有および情報発信を行います。
3	フードバンク・フードドライブ活動の周知	事業者や団体が実施するフードバンク活動やフードドライブ活動について、市はその概要や連絡先を公式ホームページで公開し、今後も支援します。
4	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会は、自治体を含む全国の組織で、情報提供や共同キャンペーンなどを通じて他都市と連携し、食品ロスの削減に取り組みます。
5	災害備蓄食品の有効活用	賞味期限が間近な災害備蓄食品は防災訓練などで使用するほか、食品ロス削減の普及啓発用として配布します。
6	食の循環や環境を意識した食育の推進	生産から消費まで食べ物の循環を理解するとともに、食品ロス削減を意識した食育を推進します。
7	「3010 運動」の推進	会食や宴会時での食べ残しを減らすために3010運動を推奨します。

IX.ごみ処理事業の沿革

本市の清掃事業は、昭和 30 年代半ばまで各家庭等での自家処理が主流でしたが、昭和 35 年の恵庭町（当時）清掃条例施行を機に、公共処理を開始。

その後、昭和 41 年には白樺町ごみ埋立場を開設し、衛生的処理の確立と適正処理のための施設整備を進め、昭和 50 年代には収集・運搬・中間処理、そして最終処分までの一連の処理体制が確立されました。

昭和 54 年に運転開始したごみ焼却施設は、ダイオキシン類濃度基準などへの対応が難しくなったことから平成 14 年 12 月から休止しています。

平成 22 年 4 月には家庭ごみの有料化を開始し、約 2 割のごみが減少する等の効果が表れ、さらに平成 24 年 4 月から生ごみの分別収集を開始し着実に埋立量を減らすとともに、バイオガス化の原料としてエネルギーに変換しての利用を進め、循環型のごみ処理を一層進めています。

令和 2 年 4 月には新たな焼却施設が本格稼働し、可燃ごみの焼却処分によりごみの減量化、最終処分場の延命化、衛生的処理を図っています。今後も引き続き、「安全性」「経済効率性」「効率性」を重視した廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現を目指します。

1. 恵庭市ごみ処理事業の沿革

年度	出来事
昭和 31 年	衛生自治会連合会設立（町内会 24 地区で構成、恵庭市衛生団体連合会の前身）
昭和 35 年	恵庭町清掃条例施行
	ごみ収集開始（委託・有料制）
昭和 38 年	直営によるごみ収集開始（有料制）
昭和 41 年	白樺町ごみ埋立場開設
昭和 44 年	し尿処理場運転開始
昭和 45 年	市制施行
昭和 48 年	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
	一般家庭ごみ収集手数料を無料化
昭和 53 年	北海道クリーン作戦、市民総ぐるみ清掃美化運動展開
	衛生自治会連合会を恵庭市衛生団体連合会に名称変更
	恵庭市廃棄物処理施設設置条例施行（3 月 15 日）
昭和 54 年	可燃ごみ及び不燃ごみの分別収集開始
	ごみ焼却場運転開始
昭和 55 年	恵庭下水終末処理場運転開始
昭和 58 年	地域環境美化助成事業として、ごみステーション設置助成事業開始
	恵庭市ごみ処理基本計画を策定
昭和 59 年	盤尻ごみ処理場（破砕・埋立）運転開始
	事業系一般廃棄物、産業廃棄物処分有料化
昭和 61 年	粗大ごみ収集開始
昭和 62 年	ごみ収集を一部民間委託
昭和 63 年	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
平成元年	新し尿処理場（中島松）運転開始
平成 4 年	生ごみ堆肥化容器購入助成制度開始

平成４年	衛生団体連合会の協力を得、ごみ組成分析事業開始
	資源回収モデル事業開始
	ごみ処理場第２期供用開始
平成５年	「衛生課」を「環境衛生課」と「清掃課」に組織変更
	ごみ収集全面民間委託
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正し、施行（3 月 30 日）
平成６年	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則全部改正し、施行（4 月 8 日）、改正（3 月 30 日）
	集団資源回収奨励金助成事業開始
	恵庭市資源回収奨励金交付要綱策定・告示（4 月 1 日）
	恵庭市ごみ処理基本計画を策定
	恵庭市廃棄物減量等推進審議会を設置
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（2 月 2 日）
平成７年	「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」半透明ごみ袋を指定し、分別の徹底、収集作業の安全確保及び適正処理促進（10月実施）
	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
	ごみ処理場第３期（産業廃棄物用）供用開始
平成８年	恵庭市分別収集計画策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定〔5ng/㎥〕
	し尿処理手数料改定
	恵庭市し尿処理手数料減免取扱い要綱策定・告示（7 月 1 日）
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（12 月 30 日）
平成９年	「ごみ処理広域化計画」（北海道策定）が示される
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定〔3.7ng/㎥〕
平成 10 年	「廃棄物処理推進室」を設置
	恵庭市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[7.7ng/㎥]
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（12 月 30 日）
平成 11 年	資源物分別収集説明会[61 町内会　延 3,000 人に実施]
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会設立
	「道央ブロックごみ処理広域化基本計画」の策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[5.3ng/㎥]
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（12 月 16 日）
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正（3 月 29 日）
平成 12 年	「清掃課」を「廃棄物対策課」、「廃棄物処理推進室」を「廃棄物広域処理推進室」に組織名称変更
	リサイクルセンター運転開始
	資源物（缶・ビン・ペットボトル・ダンボール・紙パック）の分別収集開始
	ごみ処理広域化施設整備基本方針案の策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定（11 月）[3.8ng/㎥]
	ごみ処理場第４期供用開始
	恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱策定・告示（3 月 15 日）
平成 13 年	家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを排出禁止物に指定
	道央地域ごみ処理専門委員会設置
	浸出水送水管整備により送水開始
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[8.7ng/㎥]

平成 13 年	南空知（長沼町・南幌町・由仁町）の資源物受入開始
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（3 月 14 日）
平成 14 年	ごみ処理場（最終処分場）に可燃ごみ対策として薬剤散布車購入（コンカバー）
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会において生ごみ可燃ごみ広域処理方針（案）を策定
	道央地域ごみ処理専門委員会報告書提出
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会において広域ごみ処理住民説明会の開催
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（10 月 18 日）
	ごみ焼却場休止（11 月 30 日）
	きれいなまちづくり条例施行（3 月 31 日）
平成 15 年	新聞・雑誌分別収集開始
	「廃棄物対策課」と「環境衛生課」を「環境衛生課」1 課に組織変更
	「生活環境部計画調整担当」を設置
	ごみ処理場（最終処分場）の埋立処理用重機としてブルドーザー及びトラッシュコンパクタを更新
	市管理職による不法投棄監視パトロールの実施
	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（12 月 16 日）
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正（12 月 16 日、3 月 12 日）
	恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱策定・告示（3 月 18 日）
平成 16 年	「廃棄物広域処理推進室」を生活環境部より独立し理事を配置
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業開始（電動生ごみ処理機等購入助成）
	蛍光管・乾電池分別収集開始
	し尿処理施設 2 次処理施設を休止。前処理後下水終末処理場へ移送し、処理開始
	ごみ処理場破砕処理施設休止
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正（3 月 14 日）
平成 17 年	古着リサイクル（拠点回収）開始。
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正（7 月 14 日、3 月 24 日）
平成 18 年	「環境衛生課」を「廃棄物対策課」と「環境課」に組織変更
	食用油のリサイクル開始（10/1 民間による拠点回収）
	リサイクルセンター内にプラスチック容器包装減容保管施設を整備
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画策定
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（12 月 6 日）
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正（3 月 31 日）
平成 19 年	プラスチック容器包装の資源物回収開始
	ごみ処分手数料改定
	廃棄物広域処理推進室の廃止に伴い、広域処理事務を廃棄物対策課の所掌とする
	資源物の収集回数を月 2 回から月 3～4 回に拡大
	「恵庭市ごみへらし市民会議」による「恵庭市循環型社会形成のための市民提案」受理
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（10 月 29 日）
平成 20 年	ごみ処分手数料改定
	ごみ処理場第 5 期供用開始
	「家庭ごみの有料化についての基本的な考え方」及び「恵庭市循環型社会形成推進施策（案）」について市民懇談会を開催（16 回開催参加者 502 名）
	「家庭ごみ有料化市民説明会」を開催（75 回開催参加者 2,921）（1 月～3 月）
	恵庭市循環型社会形成推進施策策定

平成 20 年	焼却処理施設「恵庭市単独処理の方針」表明
	南空知(長沼町、南幌町、由仁町)の資源物受入れ終了
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(3 月 30 日)
平成 21 年	「家庭ごみ有料化市民説明会」(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月、103 回参加者 4,512 人)
	ごみ減量・リサイクル推進キャラクター「クリーンちゃん」公募・決定
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画策定
	有料指定ごみ袋外装袋企業広告公募・掲載
	ごみ分別事典企業広告公募・掲載
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機「トラッシュコンパクタ」更新
	情報誌「eco る」創刊
	啓発用DVD「実践しよう！恵庭のごみ減量・リサイクル大作戦」作成
	ごみ分別事典作成
	家庭ごみ有料化 3 点セット市内全世帯配布(ごみ分別事典、ごみ・リサイクル収集カレンダー、有料指定ごみ袋試供品)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(9 月 25 日)
	恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱策定・告示(10 月 27 日)
	恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱策定・告示(3 月 1 日)
	恵庭市集合住宅排出ごみ等有料保管場所認定制度実施要綱策定・告示(3 月 1 日)
平成 22 年	「家庭ごみ処理有料化」開始
	恵庭市環境美化等推進員登録制度導入
	恵庭市集合住宅ごみ等優良排出認定制度導入
	恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱策定・告示(4 月 16 日)
	「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」離脱
	リサイクルセンタープラスチック容器包装減容保管施設に破袋機を設置
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機「ブルドーザー」更新
	し尿処理施設内に生ごみ資源化処理施設整備(工事開始)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12 月 15 日)
平成 23 年	ごみ処理手数料改定
	生ごみ分別収集モデル事業実施(7月)
	生ごみ分別収集市民説明会開催(115回:3，827人)
	(生ごみ分別)市内事業者向け説明会開催(第1回:48社60人　第2回:23社27人)
	分別事典別冊(生ごみ用)作成
	生ごみ分別収集試供品3点セット全戸配布(3月)
	集団資源回収奨励金増額(2円→3円/kg)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12 月 15 日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(12 月 15 日)
平成 24 年	ごみ処理手数料改定
	生ごみ分別収集開始(4 月)、5～8 月生ごみ処理施設試運転
	廃棄物減量等推進審議会に焼却施設検討専門部会を設置(7 月～11 月:全5回)
	啓発用 DVD「ごみ減量・リサイクル大作戦」改訂
	啓発用 DVD「恵庭市生ごみ・し尿処理場　生ごみからエネルギー回収！」作成
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(6 月 25 日)
	し尿処理場を生ごみ・し尿処理場に名称変更(9 月 1 日施行)
	生ごみ処理施設供用開始(9 月)

平成 24 年	中島松地域交流施設完成(12 月)
	中島松町内会へ焼却施設建設地として要請(12 月)
	恵庭市粗大ごみふれあい収集実施要綱策定・告示(12 月 18 日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12 月 18 日)
	ボランティア袋に関するアンケート調査実施(1 月)
	簡易版ごみと資源物の出し方・分け方の全戸配布(3 月)
平成 25 年	「廃棄物対策課」を「廃棄物管理課」と「計画調整課」に組織変更
	ごみ処理手数料改定
	市職員による通勤時ごみ拾い(きれいなまちづくりキャンペーン)開始
	家庭ごみ・リサイクルに関するアンケート調査実施【2,000 名対象】(10 月)
	事業系廃プラスチックを産業廃棄物に区分変更
	粗大ごみふれあい収集開始
	生ごみ・し尿処理場が「国土交通大臣賞」を含む 4 つの賞を受賞
	第 6 期最終処分場予定地取得
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(7 月 1 日)
	焼却場建設予定地の中島松町内会と協定締結(12 月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12 月 18 日)
平成 26 年	ごみ処理手数料改定
	小型家電の拠点回収を開始(市役所・島松支所・恵み野出張所)
	古着リサイクルの回収品目を拡大(「綿 50%以上のもの限定」という制限を撤廃)
	リサイクルセンターの資源物収集袋の圧縮梱包機更新(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
	ごみ排出指導パトロール車設置(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
	スプレー缶等の拠点回収開始(スプレー缶等の自分で穴を開けてガスを抜くことが出来ない分)
	剪定枝回収モデル事業の実施(10 月)
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業助成要綱策定・告示(4 月 1 日)
	恵庭市ダンボール箱堆肥化資材支給要綱策定・告示(4 月 1 日)
平成 27 年	旧焼却施設煙突解体工事の実施
	剪定枝回収モデル事業の実施(10 月)
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画(平成 27 年度～平成 36 年度)の策定(10 月)
	恵庭市ごみ焼却施設基本計画の策定(11 月)
	焼却施設建設予定地用地取得(12 月)
	生ごみ堆肥化容器購入助成・電動生ごみ処理機購入助成終了
平成 28 年	リサイクルセンター「ストックヤード」建設
	単身高齢者アンケート調査実施
	ごみサク(ごみ分別ウェブサイト検索)利用開始(3 月)
	焼却施設整備工事(4 ヵ年工事)着工(9 月)
	剪定枝回収モデル事業の実施
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(8 月 9 日、3 月 22 日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12 月 27 日、3 月 28 日)
平成 29 年	ごみ処理手数料改定
	スプレー缶等穴あけ不要収集開始(4 月)
	リサイクルセンター「ストックヤード」稼動開始(4 月)
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業助成要綱廃止(5 月 16 日)

平成 29 年	第 6 期最終処分場供用開始(5 月)
	剪定枝回収モデル事業の実施(10 月)
	焼却施設等周辺地域連絡会議(9 月 27 日)
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト実施(8 月～3 月)
	ごみ分別事典改訂(ごみ分別事典と生ごみ分別事典の統合)
	廃棄物減量等推進審議会に分別・収集・料金体系等検討部会を設置(6、7、8、10、11、12、1 月)
	リサイクルセンター、フォークリフト更新(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
	ごみ処理場、ホイールローダー購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
平成 30 年	分別変更説明会(11 回、参加者 594 名)、粗大ごみ説明会(9 回、参加者 826 名)、出前講座(43 回、参加者 1,328 名)
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト実施(10 月 27 日)
	剪定枝回収モデル事業の実施(11 月)
	ごみステーションシンポジウム(11 月 20 日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12 月 18 日、2 月 27 日)
	新分別事典作成及び全戸配布(2 月)
	焼却施設等周辺地域連絡会議(2 月 18 日)
	ダンボール箱堆肥化資材支給事業の終了(2 月 25 日)
	粗大ごみコールセンター受付開始(3 月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3 月 29 日)
	ごみ排出指導パトロール車更新(防衛省・再編関連訓練移転等交付金)
	ごみ処理場、破砕機購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
平成 31 年 令和元年	焼却施設本格稼働に向けた分別変更の開始(4 月)
	焼却施設火入れ式(10 月 15 日)
	焼却施設試運転開始(11 月)
	剪定枝回収モデル事業の実施(11月)
	焼却施設等周辺地域連絡会議(2 月 14 日)
	排出事業者説明会(2 月 20 日)
	新不燃ごみ袋販売開始(3 月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3 月 12 日)
	ごみ処理場、ブルドーザー購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
令和2年	焼却施設本稼働(4月)
	ごみ処理手数料改定、ごみ処理券 400 円券販売開始(4月)
	事業系びん・プラスチック受入停止(4月)
	古着拠点回収の停止(6月)
	剪定枝回収モデル事業終了による経過措置の実施(10月)
	リネットジャパン(株)との協定によるパソコンの無料回収実施(1月)
	市管理職による不法投棄監視パトロールの終了
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月31日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(3月31日)
令和3年	廃棄物管理課と計画調整課の統合(4月)
	事業系ペットボトル受入停止(4月)
	(株)マーケットエンタープライズとの協定締結(6月)
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画の策定(6月)
	家庭ごみに関するアンケート実施(9月)

令和３年	恵庭市の事業系廃棄物に関する実態調査（12月）
	新分別事典作成及び全戸配布（3月）
	新可燃ごみ袋販売開始（3月）
	可燃ごみ袋の料金改定に伴う差額シールの販売開始（3月）
	ごみ処理場、油圧ショベル購入（防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金）
令和4年	恵庭リサイクルパーク設置協議会開催（10 月～12 月）
	（株）JEPLAN との「地域資源循環共生圏推進に関する包括連携協定書」の締結（12 月）
	リネットジャパンリサイクル株式会社・SG ムービング株式会社との家電４品目の回収サービスにおける連携協定の締結（12 月）
	ごみ処理恵庭モデル検討会の開催（令和４年１月～令和５年１月）
	ごみ処理恵庭モデル検討会による「ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言書」を受理（1 月 31 日）
	ボランティア袋回収の電子受付開始（1 月）
	ごみ分別事典の音声版（8 月）、簡易版ごみ分別事典の外国語版（2 月）を作成
	ごみの分別に関する啓発動画を youtube に初投稿（3 月）
令和5年	事業系びん・ペットボトル受入再開（4月）
	制服リユース事業の実施（7月）
	古着拠点回収の再開（7月）
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画の改訂（12月）
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正（12月4日）
	恵庭市公式 LINE を活用したごみの分別回答や収集日通知などの便利機能の運用開始（1月）
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（2月 15 日）
	し尿処理手数料キャッシュレス決済開始（3月）
令和6年	羽毛ふとん回収事業の実施（8月）
	北海道油脂事業協同組合との使用済み食用油の回収及びリサイクル事業に関する協定の締結（9月） 食用油の拠点回収開始（9月）
	粗大ごみの LINE 申込み開始（10月）
	ガーデンシティえにわ FOODBAG の作成及び配布（10月）
	ごみ減量化ゲームの導入開始（2月）
	新分別事典作成及び全戸配布（3月）
令和7年	ごみ処理手数料改定
	恵庭市リサイクルセンター施設整備基本計画の策定（3 月）
	次期最終処分場基本計画の策定（3 月）
	集団資源回収奨励金増額（紙製容器包装類以外の資源　3円→4円/kg）

2. ごみの広域処理から単独処理への経緯

平成 11 年 12 月 14 日に、2 市 4 町（恵庭市、北広島市、長沼町、南幌町、由仁町、栗山町）による「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」が発足（会長：恵庭市長、事務局：恵庭市）

（1）道央地域ごみ処理広域化推進協議会の開催状況

NO	開催日	議　　題
第１回	平成 11 年 12 月 14 日	＜協議会設立会議＞ ・協議会の名称・協議会規約案及び幹事会要綱案・協議会会長の選出について
第２回	平成 12 年 2 月 17 日	・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計予算について
第３回	平成 12 年 5 月 23 日	・道央ブロックごみ処理広域化基本計画について ・平成 11 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会決算報告について ・広域処理方法について
第４回	平成 12 年 11 月 21 日	・ごみ処理広域化施設整備基本方針について ・ごみ処理の広域的取り組みに関する基本的合意について ・施設整備準備室体制について
第５回	平成 13 年 2 月 22 日	・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算執行について ・平成 13 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算案について
第６回	平成 13 年 5 月 22 日	・リサイクル施設実施計画等策定業務委託について ・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計予算の繰越明許費について ・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計歳入歳出決算について ・（仮称）道央地域ごみ処理専門委員会の設置について
第７回	平成 13 年 8 月 9 日	・平成 13 年度協議会会計補正予算の専決処分の報告について ・道央地域ごみ処理広域化の事業実施主体について ・広域ごみ処理施設の建設位置の選定に関する取扱いについて ・会議の公開について
第８回	平成 13 年 9 月 3 日	・議員連絡協議会の件 ・広域ごみ処理施設の建設位置の選定に関する取扱いの件
第９回	平成 14 年 2 月 19 日	・平成 13 年度協議会補正予算の専決処分の報告について ・平成 14 年度協議会予算について ・リサイクル施設実施計画策定状況について ・専門委員会の進捗状況について ・今後の全体計画について
第 10 回	平成 14 年 5 月 24 日	・平成 13 年度協議会決算報告について ・平成 14 年度業務計画（案）について ・平成 14 年度補正予算（案）について
第 11 回	平成 14 年 8 月 30 日	・生ごみ・可燃ごみの処理方針（案）について
第 12 回	平成 15 年 2 月 18 日	・平成 15 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算（案）について ・可燃ごみの広域処理方針（案）について
第 13 回	平成 15 年 5 月 22 日	・平成 14 年度協議会決算報告について ・ごみ広域処理施設整備基本方針（案）について
第 14 回	平成 15 年 11 月 18 日	・ごみ処理施設建設候補地の選定について ・平成 15 年度協議会会計補正予算について
第 15 回	平成 16 年 2 月 23 日	・平成 16 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算（案）について
第 16 回	平成 16 年 5 月 28 日	・平成 15 年度協議会決算報告について
第 17 回	平成 16 年 5 月 28 日	・平成 16 年度補正予算（案）について ・平成 17 年度予算（案）及び事業計画（案）について
第 18 回	平成 17 年 5 月 17 日	・平成 16 年度央地域ごみ処理広域化推進協議会決算認定について
第 19 回	平成 18 年 2 月 14 日	・役員の選出について（会長・監事） ・平成 18 年度協議会事業計画及び協議会会計予算について
第 20 回	平成 22 年 5 月 24 日	・道央地域ごみ処理広域化推進協議会の枠組み変更について（恵庭市の協議会離脱の了承を受付）

（2）ごみ広域処理施設の考え方

ごみ処理広域化の推進につきましては、国の通達及び道が策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、恵庭市・北広島市・長沼町・南幌町・由仁町・栗山町の 2 市 4 町で、ごみ処理に伴い発生するダイオキシン類の削減や施設建設コストの削減などを図るため、平成 11 年 12 月に「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」を発足し、平成 12 年 3 月には「道央ブロックごみ処理基本計画」を策定しました。しかし、栗山町は当面、独自でのごみ処理を行うとのことから、以降、2 市 3 町でごみの適正処理・循環型社会の構築にむけて共同してごみ処理を行うため協議を進めました。

（3）ごみ広域処理の取組み経過

平成 12 年 11 月 「ごみ処理広域化施設整備基本方針」策定
※生ごみ処理は 2 市が「バイオガス化」・3 町が「堆肥化」、可燃ごみ処理は「RDF 化」

平成 13 年 6 月 「道央地域ごみ処理専門委員会」設置（8 回開催）

平成 13 年 8 月～11 月 シンポジウム開催（北広島市・長沼町・恵庭市 計 3 回）

平成 14 年 5 月 「道央地域ごみ処理専門委員会」報告書提出
※生ごみ処理は「堆肥化」、可燃ごみ処理は「RDF 化」

平成 14 年 7 月 住民説明会開催（恵庭市）

平成 14 年 8 月 「生ごみ・可燃ごみの処理方法の考察」策定
※一部堆肥化によるガス化溶融処理

平成 14 年 10 月 恵庭市住民説明会開催（恵庭市独自 8 地区）

平成 15 年 2 月 「生ごみ・可燃ごみの広域処理方針（案）」策定
※生ごみを含む可燃ごみの処理は、ガス化溶融を基本とした「焼却処理」

平成 15 年 5 月 「ごみ広域処理施設整備基本方針（案）」策定
※ 施設整備は、第 1 次施設整備計画で焼却施設、第 2 次施設整備計画で再生利用施設。焼却処理方法は、「ガス化溶融処理」を基本、稼動予定 20 年、施設規模 142t、H16.5 基本方針（案）修正（稼動予定 21 年、施設規模 140t、産廃 20t も一体的に整備）

平成 15 年 6 月 広域住民説明会開催（長沼町・南幌町 計 2 回）
恵庭市住民説明会開催（恵庭市独自 計 4 回）
「ごみ処理施設適地選定調査」着手

平成 15 年 10 月 北島地区住民説明会開催

平成 15 年 11 月 住民説明会開催
「広域ごみ処理施設建設対策協議会（地元関係住民）」発足

平成 16 年～ ごみ処理施設建設候補地適地選定調査の継続、事業課題の調整

平成 17 年 4 月 北島地区が「千歳川河川整備計画」に基づく遊水地の候補地に位置づけ

平成 18 年 2 月 広域事業計画スケジュールの見直し（焼却施設供用開始目標年次を H27 に設定）
※18・19 年度を調整期間、20 年度に事業を再構築し、27 年度の施設供用開始を目指す

平成 18 年 11 月　施設建設候補地(北島地区)取り下げ

平成 19 年 4 月　　協議会事務局体制の縮小(派遣職員を廃止し、恵庭市廃棄物対策課に事務局を置く)

＜経緯＞

平成 12 年に策定した「広域化施設整備基本方針」では、容器包装物を対象としたリサイクル施設、可燃ごみの処理は、固形燃料化、バイオガス化、堆肥化などの資源化施設を計画しておりましたが、生ごみ・可燃ごみの処理施設につきましては、その他の処理を含めさらに検討が必要として、平成 13 年に学識経験者による「ごみ処理専門委員会」を設置し、技術的な比較検証に入り、平成 14 年には専門委員会の報告書が提出されています。

報告の内容につきましては、「生ごみは堆肥化、可燃ごみは固形燃料化とする。しかし、他にいくつかの有力な選択肢が有ることから、検証対象とした他の処理方式も併せて調査検証を行う必要がある」とされました。

これを受け、「生ごみ・可燃ごみの処理方法の考察」及び「生ごみ・可燃ごみの処理方針」の策定を進める中で、他の処理方式を含めた施設の総合評価並びに堆肥化及び固形燃料の需要先の調査を行いましたが、検証の結果、固形燃料化につきましては固形燃料の利用先が 1 事業所しかないこと、また、堆肥につきましても、特に恵庭市・北広島市においては家畜糞尿等の堆肥が生産・供給され、既に農地への充足率が高い現状にあり、需要先の確保が困難であることなどから、可燃ごみの処理は焼却処理を行うこととして、平成 15 年 5 月に「広域処理施設整備基本方針(案)」を策定しました。

また、施設の整備計画は、構成市町における可燃ごみの処理及び資源物の再生利用の現状を踏まえ、第 1 次施設整備計画で焼却処理施設、第 2 次施設整備計画で再生利用施設の整備を行うことにしました。

その後、平成 15 年 6 月に広域処理施設の適地選定調査に着手し、11 月には調査の中間報告を行い、恵庭市北部(北島地区)が望ましいとの報告がされたことから、12 月には、地元関係住民による「広域ごみ処理施設建設対策協議会」が発足し、地元との用地の合意形成に向けて協議を重ねました。

しかし、平成 16 年 6 月、国から「石狩川水系河川整備基本方針」が示され、平成 17 年 4 月に「千歳川河川整備計画」が策定され、恵庭市北島地区が遊水地等に位置づけられる可能性が高くなったことで、地域全体の将来的な土地利用との関連からもごみ処理施設建設の問題と切り離すことにはならず、ごみ処理施設の用地を先行として協議することはできないという地元の意向が示されたことから、遊水地計画の推移を見守ることとなり、用地の合意形成には一定の協議調整期間が必要となりました。

このことで、広域ごみ処理施設整備の更なる遅れが避けられない状況となり、各構成市町における当面の過渡期処理対策の検討を急がなければならないことから、平成 18 年 2 月の協議会において、平成 18・19 年度を調整期間とし、施設建設用地の見通しをつけるとともに、広域における事業課題を整理し、平成 20 年度にごみ広域処理施設整備基本方針等を見直すなど広域事業の再構築を行い、平成 27 年度をごみ焼却施設の供用開始目標年次とする広域事業計画スケジュールの見直しを行いました。

しかしながら、その後、遊水地計画の最終的な場所を決める調査に 1～2 年程度必要との見通しとなったことや、事業の遅れに伴う各構成市町の独自処理(北広島市は生ごみの資源化(バイオガス化)、南空知 3 町は現堆肥化処理の継続)を進めることに伴い、広域での焼却処理対象物が大きく減少し、施設規模が大幅に縮小される見通しとなったことから、現広域計画の抜本的見直しが必要となりました。

更に、現広域計画に基づいて選定した北島地区の適地候補地としての位置づけも再検討が必要となるため、北島地区を引き続き建設候補地として地元との協議を進めることは適切でないとして、建設候補地の取り下げを表明し、平成 18 年 11 月に建設候補地については白紙撤回となりました。

このことから、各構成市町でのごみ処理における独自処理方策が優先される形となり、現協議会の枠組みでは、平成 27 年度をごみ焼却施設の供用開始目標年次とするスケジュールでの事業展開は、非常に困難な状況となりました。

(4) 単独処理への経過

平成 18 年 8 月　千歳市への共同処理可能性の協議申し入れ
平成 20 年 12 月　千歳市との共同処理断念(協議申し入れ取り下げ)
平成 21 年 1 月　恵庭市単独処理の方針決定を表明(1/15 厚生消防常任委員会に報告)
平成 22 年 5 月　広域化推進協議会から恵庭市離脱(5/24)

＜経緯＞

恵庭市としては、現広域計画の抜本的見直しやスケールメリット減少など現広域での事業再構築は難しい状況であると判断し、新たな事業展開として千歳市への可燃ごみ委託処理や可燃ごみ共同処理の可能性について協議を進めました。

しかし、平成 20 年策定した「恵庭市循環型社会推進施策」に基づくごみ処理の方向性と整合性を図りながら千歳市との協議・検討を重ねた結果、平成 20 年 12 月に恵庭市単独処理の方針を固め、平成 21 年 1 月に議会(常任委員会)に報告しました。

このため、協議会の枠組みの方向性についての協議を進めましたが、今後、恵庭市がごみ処理施設の整備を進める上で、このまま広域の枠組みに留まることは困難な状況であることから、平成 22 年 5 月の協議会において、恵庭市が離脱し 1 市 4 町の枠組み変更することで承認されました。

○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成６年３月３０日

条例第４号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年条例第３５号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、循環型社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(2)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(3)　家庭廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4)　再利用　活用しなければ不要となる廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(5)　再生資源　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。

(6)　再生品　主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

(7)　戸別ごみ排出場所　一戸建ての住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため当該住宅の敷地内に設置又は指定する当該住宅からの家庭廃棄物のみを排出する場所をいう。

(8)　ごみ保管場所　一戸建ての住宅に居住する市民又は共同住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため共同で利用する家庭廃棄物のみを集積する場所をいう。

（市の責務）

第３条　市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

２　市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

３　市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。

４　市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

３　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難になることのないようにしなければならない。

４　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図るとともに、発生した家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会の設置及び組織）

第６条　市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量化並びに廃棄物の処理及び清掃に関する事項を調査審議するため、恵庭市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、委員１５名以内をもって組織する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　識見を有する者

(2)　民間諸団体の代表者

(3)　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

４　委員の任期は２年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（減量化推進のための市の役割）

第７条　市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

２　市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対して指導又は助言を行うことができる。

３　市長は、再利用の可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

（減量化推進のための事業者の役割）

第８条　事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に必要な措置を講ずるとともに、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装容器等の普及を図り、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

４　事業者は、市民が商品等の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択することができるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

（事業系廃棄物の保管場所等の設置）

第９条　事業用建築物を所有する者又は建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

２　前項に規定する保管場所の設置基準は、規則で定める。

（減量化推進のための市民の役割）

第１０条　市民は、集団資源回収（町内会その他の団体が新聞、雑誌、ダンボールその他の資源物を回収し、当該資源物の回収を業とする者に引き渡す行為であって、営利を目的としないものをいう。以下同じ。）その他再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

２　市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第１１条　市は、法第６条第１項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

（一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示）

第１２条　市長は、土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。）及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうちの排出方法、処理施設、受入時間等の基本的事項を告示するものとする。

２　市長は、前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示するものとする。

（市が処理する一般廃棄物）

第１３条　市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物（浄化槽汚泥を除く。）及び事業系一般廃棄物のうちし尿を収集、運搬又は処分するものとする。

２　市は、家庭廃棄物の適正な処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物（浄化槽汚泥を含む。）を処分することができる。

（排出マナーの遵守義務）

第１４条　占有者等は、自ら処分できない家庭廃棄物については、第１２条第１項の基本的事項に定める排出方法により、散乱及び飛散の防止策を講じて戸別ごみ排出場所又はごみ保管場所に排出しなければならない。

２　ごみ保管場所を利用する者は、自ら処分できない家庭廃棄物を市長の定める排出方法によりごみ保管場所に持ち出し、市が収集した後は常に清潔にしておかなければならない。

３　住戸数が２戸以上の住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎、寮等をいう。以下同じ。）を所有する者又は建設しようとする者は、当該住宅に係る家庭廃棄物のごみ保管場所を設置しなければならない。この場合において、住宅を所有する者又は建設しようとする者は、当該ごみ保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等）

第１４条の２　市（市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所に排出された家庭廃棄物（集団資源回収のために排出されたものを除く。）を収集し、又は運搬してはならない。

２　市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所から家庭廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

（適正処理困難物の指定）

第１５条　市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際し、適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

２　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

（排出禁止物）

第１６条　占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。

(1)　特別管理一般廃棄物

(2)　毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物

(3)　液状の物

(4)　適正処理困難物

(5)　前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理施設等の機能に支障を生ずる物で、規則で定めるもの

２　占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第１７条　占有者等及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第３条又は第４条の２に定める基準に従わなければならない。

（処理状況の把握）

第１８条　一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

（処理計画作成の指示）

第１８条の２　市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

（市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格）

第１８条の３　法第２１条第３項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第１７条第１項第１号から第３号までに掲げる資格又は経験を有する者であること。

(2)　前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

（市が処分する産業廃棄物）

第１９条　法第１１条第２項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるものとする。

２　前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

（産業廃棄物の受入基準等）

第２０条　前条の産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、別に規則で定める受

入基準に従わなければならない。

２　前項の処理施設の管理者は、当該施設に前条の産業廃棄物を搬入する者が前項の受入基準に従わない場合には、当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

（産業廃棄物処理に関する市長の指導監督）

第２１条　市長は、市内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう事業者に対し必要な指導監督を行うものとする。

（改善命令等）

第２２条　市長は、第９条、第１４条第１項又は第１７条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

２　市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができるとともに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分することを期限を定めて停止させることができる。

３　前項に規定する期限は、命令を受けた者への指導等の強化のため、当該廃棄物の種類及び量等によってその都度定めるものとする。

（地域の清潔の保持）

第２３条　占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して、地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

（公共の場所の清潔保持）

第２４条　何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

２　前項の公共の場所の管理者は、これらの場所の清潔の保持及び適正な管理に努めなければならない。

３　土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損なわないように、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

（空地の管理）

第２５条　空地を所有し、又は管理する者は、空地の環境保全に関する条例（昭和５１年条例第３号）に規定する空地及びその他の空地にみだりに廃棄物が捨てられないように、適正な

管理をしなければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第２６条　市は、第１３条の規定により一般廃棄物を処理するときは、別表１に掲げる手数料を徴収する。

２　前項に規定する手数料の徴収等に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第２７条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申請により前条の手数料を減免することができる。

(1)　天災に直接起因して廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。

(2)　火災により廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。

(3)　その他市長が特別な理由があると認めるとき。

（産業廃棄物処分手数料）

第２８条　市は、第１９条の規定により産業廃棄物を処分するときは、別表２に掲げる手数料を徴収する。

２　前項に規定する手数料の徴収等に関し必要な事項は、規則で定める。

第２９条　削除

（一般廃棄物処理業許可申請等の手数料）

第３０条　別表３に掲げる許可等の申請をする者は、当該申請の際に、同表に定める手数料を納入しなければならない。

２　既納の手数料は、還付しない。

（過料）

第３０条の２　第１４条の２第２項の規定による命令に従わない者には、５万円の過料を科する。

２　詐欺その他不正な行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れたものには、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

（報告の徴収）

第３１条　市長は、法第１８条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第３２条　市長は、法第１９条第１項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

（清掃指導員）

第３３条　市長は、法第１９条第１項及び前条の規定による立入検査並びにこの条例に定める事項の指導を行わせるため、市の職員のうちから、清掃指導員を任命する。

２　清掃指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第３４条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止）

２　恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４７年条例第３５号）は、廃止する。

（経過規定）

３　この条例施行の際、現に改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附　則（平成７年２月２日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成７年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　し尿処理手数料の金額については、別表１の規定にかかわらず平成７年４月１日から平成

８年３月３１日までの間は、１０リットルにつき５０円とする。

３　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料から適用し、同日前に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成８年１２月３０日条例第２６号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年１２月３０日条例第３０号）

この条例は、平成１１年２月５日から施行する。

附　則（平成１１年１２月１６日条例第２６号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月１４日条例第４号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年１０月１８日条例第２７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料から適用し、同日前に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成１５年１２月１６日条例第２９号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月６日条例第２９号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１０月２９日条例第２８号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３０日条例第１０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、第２６条の改正規定並びに別表１の改正規定中家庭廃棄物処理手数料の部燃やせるごみ及び燃やせないごみの項及び粗大ごみの項に係る部分は、平成２２年３月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）第２６条及び別表１の規定は、平成２２年４月１日以後に収集、運搬又は処分する家庭廃棄物から適用し、平成２２年３月３１日以前に収集、運搬又は処分する家庭廃棄物については、なお従前の例による。

３　新条例第２８条及び別表２の規定は、平成２２年４月１日以後に処分する産業廃棄物から適用し、平成２２年３月３１日以前に処分する産業廃棄物については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年１２月１５日条例第２２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分する事業系廃棄物及び産業廃棄物の手数料から適用し、同日前に処分する事業系廃棄物及び産業廃棄物の手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年１２月１５日条例第２９号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、別表１の改正規定中家庭廃棄物処理手数料の部分は、平成２４年３月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月１８日条例第３１号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第１８条の２の次に１条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年１２月１８日条例第３６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年１２月２７日条例第４１号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年３月２８日条例第１２号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月１８日条例第３６号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１４条の次に１条を加える改正規定、第１６条、第２７条、第２９条及び第３０条の２の改正規定並びに次項の規定　平成３１年４月１日

(2)　別表１（備考２の改正規定を除く。）及び別表２の改正規定並びに附則第３項から第７項までの規定　平成３２年４月１日

（一般廃棄物処理手数料の減免に関する経過措置）

2　前項第１号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第２７条の規定により行われていた手数料の減免に関しては、同条の規定は、平成３２年３月３１日までに処理する家庭廃棄物の手数料に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（一般廃棄物処理手数料に関する経過措置）

3　附則第１項第２号に掲げる規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表１の規定のうち次の各号に掲げる一般廃棄物の一般廃棄物処理手数料の金額は、同表の規定にかかわらず、平成３４年３月３１日までの間に限り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)　家庭廃棄物処理手数料の部燃やせるごみの項に規定する燃やせるごみ　当該有料指定ごみ袋の容量１リットルにつき２円

(2)　事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ焼却施設への直接搬入ごみの項に規定するごみ焼却施設への直接搬入ごみ　１０キログラムにつき１２８円

(3)　事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ処理場への直接搬入ごみの項に規定するごみ処理場への直接搬入ごみ　１０キログラムにつき２３１円

（適用区分）

4　新条例別表１家庭廃棄物処理手数料の部の規定は、附則第１項第２号に定める施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集（可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみについては施行日以後に収集の申込みを受け付けたもの）又は直接搬入する家庭廃棄物について適用し、施行日前に収集又は直接搬入する家庭廃棄物については、なお従前の例による。

5　新条例別表１（家庭廃棄物処理手数料の部を除く。）及び別表２の規定は、施行日以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、施行日前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

（準備行為）

6　新条例別表１に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券の売りさばきは、施行日前においても、これをすることができる。

7　施行日前に家庭廃棄物の排出に使用された新条例別表１に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券は、附則第１項第２号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表１の規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券とみなす。

附　則（平成３１年２月２７日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年２月２６日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日条例第１３号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する産業廃棄物の手数料から適用し、施行日前に処分する産業廃棄物の手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年２月１５日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

別表１（第２６条関係）

手数料の種類	取扱区分		金額
家庭廃棄物処理手数料	生ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量１リットルにつき２円
	燃やせるごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量１リットルにつき３円
	燃やせないご	規則で定める有料指定ごみ袋によ	当該有料指定ごみ袋の容

	み及び危険ごみ	り排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	量１リットルにつき４円
	可燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	１０キログラムにつき１２８円を基準として、９００円以内で品目別に規則で定める額
	不燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	１０キログラムにつき２３１円を基準として、９００円以内で品目別に規則で定める額
	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき１４０円
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき２５０円
事業系一般廃棄物処分手数料	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき２４０円
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき３８０円

	生ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき１１０円
	リサイクルセンターへの直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、リサイクルセンターで処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき１２０円
し尿処理手数料			１０リットルにつき６５円

備考　処理した量が１０キログラム未満のときは、１０キログラムとみなして計算する。

別表２（第２８条関係）

手数料の種類	取扱区分	金額
産業廃棄物処分手数料	第１９条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき４００円
	第１９条に規定する産業廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	１０キログラムにつき５１０円

備考　処理した量が１０キログラム未満のときは、１０キログラムとみなして計算する。

別表３（第３０条関係）

許可等の区分	手数料	
	種別	金額
一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料	１件につき２，０００円
浄化槽法（昭和５８年法律第４	浄化槽清掃業許可申請手数料	１件につき２０，０００円

３号）第３５条第１項の浄化槽清掃業の許可		
法第７条第６項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第７項の当該許可の更新	一般廃棄物処分業許可等申請手数料	１件につき２０，０００円
法第７条第１項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第２項の許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料	１件につき２０，０００円

○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成６年４月８日

規則第８号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和４７年規則第１７号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第２条　条例第６条の規定に基づき設置する恵庭市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

４　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

５　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

８　本条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（所掌事項）

第３条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1)　一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項

(2)　廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項

(3)　その他市長が必要と認める事項

（部会）

第４条　審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

２　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

４　部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

６　第２条の規定は、部会の運営について準用する。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

（事業系廃棄物の保管場所の設置基準）

第６条　条例第９条第２項に規定する事業系廃棄物等の保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　当該建築物内又はその敷地内に設けること。

(2)　廃棄物等を保管するのに十分な広さがあること。

(3)　物が飛散し、流出し、及び悪臭が漏れるおそれがないようにすること。

(4)　ねずみの発生及びはえ等の害虫が発生しないようにすること。

（ごみ保管場所の設置）

第７条　条例第１４条第３項に規定するごみ保管場所の設置について市長と協議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　ごみ保管場所を設置する位置

(2)　ごみ保管場所の構造及び規模

(3)　その他ごみ保管場所の設置に必要な事項

２　前項の協議を終了したときは、当該協議をした者は、当該ごみ保管場所の管理者を定め、集合住宅のごみ保管場所設置届出書（様式第１号。以下この条において「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

３　届出書に記載された事項のうち次に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、速やかに変更後の届出書を市長に提出しなければならない。

(1)　所有者の住所、氏名又は名称及び電話番号

(2)　建物の名称

(3)　ごみ保管場所の構造及び規模

(4)　ごみ保管場所を設置する位置

(5)　ごみ保管場所の管理者

（収集運搬の禁止命令）

第７条の２　条例第１４条の２第２項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書（様式第２号）により行うものとする。

（適正処理困難物の指定）

第７条の３　条例第１５条第１項の規定により指定する適正処理困難物は、次のとおりとする。

(1)　廃ゴムタイヤ

(2)　特定家庭用機器再商品化法（平成１０年法律第９７号）第２条第４項に規定する特定家庭用機器（テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、コンディショナー等）

(3)　廃消火器

(4)　廃自動車

(5)　廃原動機付自転車

(6)　廃船

(7)　エンジンが附属するもの

(8)　太陽光等発電設備

(9)　パーソナルコンピュータ

(10)　庭石、土砂及び石

(11)　レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト

（排出禁止物）

第８条　条例第１６条第１項第５号の規定により規則で定める一般廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1)　分別がされていないもの

(2)　火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等

(3)　最大の辺又は径が２００センチメートルを超えるもの

(4)　体積が２立方メートルを超えるもの

(5)　重量が８０キログラムを超えるもの

(6)　短辺の幅が１５０センチメートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ

(7)　事業活動により生じたもの

(8)　その他市長が定めるもの

（排出禁止物の前処理）

第８条の２　条例第１６条第１項ただし書に規定する規則で定める処理は、次のとおりとする。

(1)　ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止の梱包を行うこと。

(2)　塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること。

(3)　スプレー缶（プラスチック製エアゾール容器及びエアゾール式消火器を含む。）、卓上ガスボンベ及びライターについては、中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ、花火その他火が出るおそれのあるものについては、水に濡らし、「危険物」と表示すること。

(4)　著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること。

(5)　最大の辺又は径が２００センチメートルを超えるもの、体積が２立方メートルを超えるもの又は重量が８０キログラムを超えるものについては、分解、切断等の措置を講ずること。

(6)　小型充電式電池については、端子部分に絶縁の措置を講ずること。

（処理計画書の提出）

第８条の３　条例第１８条の２に定める計画書の提出は事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第３号）により行うものとする。

２　前項の計画書は、毎年５月末日までに提出するものとする。

（廃棄物の受入基準）

第９条　条例第２０条第１項の規定により規則で定める産業廃棄物の受入基準は、次のとおり

とする。

(1)　市内において生じた廃棄物であること。

(2)　再利用又は再生利用が困難であると市長が認めた廃棄物であること。

(3)　特別管理産業廃棄物でないこと。

(4)　毒性、感染性、爆発性、引火性等の危険性がないこと。

(5)　フロン、水銀、鉛、ひ素等の有害物質が含まれていないこと。

(6)　著しく悪臭を発する物でないこと。

(7)　液状ではないこと。

(8)　可燃物は、１個当たりの大きさが最長辺４０センチメートル未満であること（ロープ又は紐状のものにあっては、長さが２００センチメートル未満であること。）。

(9)　可燃物を袋に入れて廃棄する場合は、中身の見える袋で１袋当たりの内容量が６０リットル以下のものとすること。

(10)　不燃物は、最長辺が２００センチメートル以下であること。

(11)　市長の指定する処理施設に廃棄物を搬入する者と市長の間で廃棄物の処理に関する委託契約が締結されていること。

２　事業系一般廃棄物の受入基準は、前項に規定する条件を満たし、かつ、次の条件を満たすものとする。

(1)　生ごみは、最長辺が１５センチメートル以下であり、かつ、６０リットル以下の中身が見える袋に入っていること。これにより難い場合は飛散、流出するおそれがないような措置が講じられていること。

(2)　資源物は、著しく汚れておらず、かつ、袋に入れる場合は、中身の見える袋で１袋当たりの内容量が６０リットル以下のものであること。

（家庭廃棄物処理手数料の取扱区分）

第１０条　条例別表１の規則で定める有料指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）は、様式第４号のとおりとする。

２　条例別表１の規則で定めるごみ処理券は、恵庭市ごみ処理券（様式第４号の２）とする。

３　条例別表１の品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

（家庭廃棄物処理手数料の徴収）

第１０条の２　条例第２６条第２項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　市が収集、運搬又は処分する家庭廃棄物処理手数料は、指定袋、ごみ処理券及び別に定める令和４年３月までの燃やせるごみ袋用差額シール（以下「指定袋等」という。）の交付に際し、それらの交付数に応じて徴収する。

(2)　市長の指定する場所に搬入された家庭廃棄物（指定袋等で排出されたものを除く。）の処理手数料は、当該指定する場所において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

(3)　前２号の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（家庭廃棄物処理手数料の収納の委託）

第１０条の３　市長は、家庭廃棄物処理手数料の徴収のため必要があると認めるときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１５８条第１項の規定により市長が適当と認める者に家庭廃棄物処理手数料の収納事務等を委託することができる。

２　前項の規定により家庭廃棄物処理手数料の収納事務等の委託を受けた者は、収納した家庭廃棄物処理手数料を委託契約で定める期日までに、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

（し尿処理手数料の徴収方法）

第１１条　条例別表１のし尿処理手数料（仮設トイレに係るものを除く。）はし尿処理券（様式第５号）により、仮設トイレに係るし尿処理手数料は納入通知書により、それぞれくみ取りの都度徴収する。

２　前項の規定にかかわらず、継続して排出されるし尿（一時に排出されるもので市長が認めたものを含む。）の処理手数料は、１月ごとに徴収する。

３　前項のし尿処理手数料の納期限は、くみ取りを行った日が属する月の翌月の２５日とする。

（し尿処理手数料の収納の委託）

第１１条の２　市長は、し尿処理手数料の徴収のため必要があると認めるときは、施行令第１

５８条第１項の規定により指定金融機関又は収納代理機関その他市長が適当と認めるものにし尿処理手数料の収納を委託することができる。

２　前項の規定によりし尿処理手数料の収納を委託する場合においては、し尿処理券の売りさばきに関し、し尿処理券取扱委託契約を締結するものとする。

（し尿処理券の売りさばき）

第１２条　市長は、前条の規定によりし尿処理券を売りさばく者（以下「売りさばき人」という。）にし尿処理券を交付しようとするときは、し尿処理券配布簿（様式第６号）に交付するし尿処理券の番号及び交付枚数を記載しなければならない。

２　売りさばき人は、市長より交付を受けたし尿処理券を現金と引換えに売りさばくものとし、販売実績ごとに市長にし尿処理手数料を払い込まなければならない。

３　し尿処理券の販売において、領収書は交付しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、交付することができるものとする。

４　売りさばき人は、３月ごとに販売したし尿処理券の枚数を集計し、市長にし尿処理券売りさばき実績報告書（様式第７号）を提出しなければならない。

５　市長は、前項に規定するし尿処理券売りさばき実績報告書の提出を受けた場合は、売りさばき金額の６パーセントに消費税相当額を加算した額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、売りさばき手数料として売りさばき人に支払うものとする。

（し尿処理券の返還）

第１３条　し尿処理券は、これを返還して現金の交付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　くみ取り式の便槽を使用しなくなったとき。

(2)　第１１条第２項に規定する方法によりし尿処理手数料を納入することとなったとき。

(3)　その他市長がやむを得ないと認めるとき。

２　し尿処理券の返還について必要な事項は、市長が別に定める。

（し尿処理券の半券交付）

第１４条　し尿処理券を徴したときは、その都度半券を交付しなければならない。

（無効のし尿処理券）

第１５条　し尿処理券は、次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1)　会計管理者印のないもの

(2)　著しく汚損又は損傷しているもの

(3)　引渡前に左上記にちぎれているもの

(4)　無効の表示があるもの

(5)　その他正当な使用と認められないもの

（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の徴収）

第１５条の２　事業系一般廃棄物処分手数料は、条例別表１事業系一般廃棄物処分手数料の部に掲げるごみを処理する施設の区分に応じ、それぞれ当該施設において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

２　産業廃棄物処分手数料は、条例別表２に掲げるごみを処理する施設の区分に応じ、それぞれ当該施設において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

３　前２項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の収納の委託）

第１５条の３　第１０条の３第１項及び第２項の規定は、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の収納の委託について準用する。

（手数料の減免）

第１６条　条例第２７条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　条例第２７条第１号及び第２号の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、罹災物を証する書類が交付された日から６０日以内に、当該書類の写しを前項の手数料減免申請書に添付し、市長に提出しなければならない。

３　市長は、第１項の手数料減免申請書を受理したときは、内容を調査し、適当と認めたときは、手数料減免承認書（様式第９号）を当該申請をした者に交付するものとする。

４　前項の手数料減免承認書の交付を受けた者は、当該一般廃棄物を自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、市長が指定する場所に搬入しなければならない。

（許可の申請）

第１７条　法第７条第１項又は第６項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬又は処分に関する業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

２　法第７条第２項又は第７項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可更新申請書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

３　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第３５条第１項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の交付）

第１８条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、一般廃棄物処理業許可証（様式第１３号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第１４号）（以下これらを「許可証」という。）を交付する。

２　前条に規定するそれぞれの業の許可期間は、２年とする。

３　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可の基準）

第１９条　許可の基準は、法第７条又は浄化槽法第３６条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)　市長が定める一般廃棄物処理計画に適合していること。

(2)　市内に住所又は事業所を有していること。

(3)　当該許可を受けようとする者が自ら当該事業を実施するものであること。

(4)　当該事業を遂行するために必要な施設、車両、人員又は経営基盤及び事業能力を有する者であること。

(5)　当該事業の実施に関し、相当な経験及び知識を有する者であること。

(6)　許可番号の表示に関する事項等に係る市長の求めに応じることができる者であること。

２　前項第４号に規定する者が市内にいないときは、前項各号（第２号を除く。）のいずれにも該当するものに限り、市外に住所又は事業所を有している者に許可をすることができるも

のとする。

（変更等の申請又は届出）

第２０条　第１８条第１項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）は、法第７条の２第１項の規定による事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。

２　処理業者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から１０日以内に事業廃止届（様式第１６号）又は一般廃棄物処理業変更届（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。

３　処理業者は、法第７条第５項第４号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあっては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該事項に該当するに至った日から１４日以内に一般廃棄物処理業欠格要件に係る届出（様式第１８号）を市長に提出しなければならない。

４　第１８条第１項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、第１７条第３項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から３０日以内に、浄化槽清掃業変更届（様式第１９号）を市長に提出しなければならない。

５　浄化槽清掃業者は、浄化槽法第３８条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号のいずれかに該当することとなった日から３０日以内に、事業廃止届を市長に提出しなければならない。

（変更許可証の交付）

第２１条　市長は、前条第１項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、一般廃棄物処理業変更許可証（様式第２０号）を交付する。

（許可の取消し）

第２２条　市長は、第１８条又は第２０条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1)　法、浄化槽法、条例又は規則の規定に違反する行為をしたとき。

(2)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3)　第１９条に規定する基準に適合しないと認められるとき。

(4)　その他事業に関連する他の法令等に違反する行為と認められるとき。

（許可証再交付の申請）

第２３条　第１８条第１項及び第２１条の規定による許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

２　前項の規定により再交付を受けようとする者は、許可証再交付の申請書（様式第２１号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の返還）

第２４条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1)　第１８条第２項及び第２１条の規定による許可証の許可期間が満了したとき。

(2)　第２０条第２項及び第５項の規定による事業を廃止したとき。

(3)　第２０条第３項の規定による一般廃棄物処理業欠格要件に係る届出を提出したとき。

(4)　第２２条の規定による許可の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき。

（実績報告書の提出）

第２５条　処理業者は、廃棄物の収集及び運搬又は処分に関する実績を翌年度の５月末日までに一般廃棄物収集運搬業実績報告書（様式第２２号）又は一般廃棄物処分業実績報告書（様式第２３号）により市長に報告しなければならない。

２　浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する実績を翌年度の５月末日までに浄化槽清掃業実績報告書（様式第２４号）により市長に報告しなければならない。

（清掃指導員証）

第２６条　条例第３３条第２項に規定する清掃指導員の身分を示す証明書は清掃指導員証（様式第２５号）とする。

（委任）

第２７条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附　則（平成７年３月３０日規則第２号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月２９日規則第２２号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１２月１６日規則第３２号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月１２日規則第８号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月１４日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年７月１４日規則第２２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年３月２４日規則第１３号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年３月２７日から施行する。

（経過措置）

３　この規則施行の際、現に第８条の改正規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定により発行されたし尿処理券については、第８条の改正規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附　則（平成１９年３月３１日規則第２０号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

6　この規則第１４条の規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則別図の規定にかかわらず、北海道恵庭市助役印の押印された恵庭市し尿処理券については、当分の間、その効力を有するものとする。

附　則（平成２１年９月２５日規則第２７号）

1　この規則は、平成２２年３月１日から施行する。

2　この規則による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、平成２２年４月１日以後に収集、運搬又は処分する廃棄物の処理手数料から適用し、平成２２年３月３１日以前に収集、運搬又は処分する廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年１２月１５日規則第２９号）

この規則は、平成２４年３月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月２５日規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年７月１日規則第２２号）

この規則は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年８月９日規則第４８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年３月２２日規則第１１号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日規則第１０号）

（施行期日）

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第２条の規定　平成３２年４月１日

(2)　第３条の規定　令和４年４月１日

（準備行為）

2　この規則による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第３号及び様式第４号の規定による有料指定ごみ袋及びごみ処理券の使用に必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附　則（令和２年３月１２日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第２２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月１６日規則第３号）

（施行期日）

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第３号備考２の表燃やせるごみの項に規定する燃やせるごみ用袋については、令和４年４月以後において改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第１０条の２第１項第１号に規定する別に定める令和４年３月までの燃やせるごみ袋用差額シールを各容量に応じて貼付したときに限り、当分の間、改正後の規則様式第３号備考２の表燃やせるごみの項に規定する燃やせるごみ用袋とみなす。

（準備行為）

3　この規則による改正後の規則第１０条の２第１項第１号に規定する別に定める令和４年３月までの燃やせるごみ袋用差額シールの交付に必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附　則（令和４年１２月２日規則第４３号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年１２月４日規則第６２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月２５日規則第１２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月２６日規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第１０条関係）

種目	品目	手数料の額
電気　ガス　石油　厨房器具	オルガン・電子ピアノ	９００円
	カラオケ演奏装置	４００円
	ステレオセット（スピーカー、アンプ等）	４００円
	電動コンプレッサー	４００円
	電動マッサージチェア	４００円
	ドラムセット	４００円
	プロジェクションテレビ	４００円
	アンテナ（テレビ、CS、BS、無線等）	２００円
	温水洗浄便座	２００円
	加湿器・除湿機・空気清浄機	２００円
	ガスコンロ	２００円
	楽器（オルガン・ピアノ、ドラムセットを除く）	２００円
	クッキングヒーター	２００円
	小型家電製品（扇風機、掃除機、電子レンジ、家庭用プリンター、ミニコンポ等）	２００円
	こたつ（布団を除く１セット）	２００円
	照明器具	２００円
	食器洗浄機・乾燥機	２００円
	ストーブ	２００円
	オイルヒーター	２００円
	パネルヒーター	２００円
	電気カーペット・電気毛布	２００円
	ポリタンク	２００円

住宅設備	４９０型ホームタンク	９００円
	アコーディオンカーテン	４００円
	電気温水器	４００円
	洗面化粧台	４００円
	便器	４００円
	流し台	４００円
	ボイラー	４００円
	浴槽	４００円
	４９０型未満ホームタンク	４００円
	煙突	２００円
	ストーブガード	２００円
	畳	２００円
	風呂のふた	２００円
	ブラインド	２００円
	レンジフード（換気扇を含む）	２００円
家具　寝具	折りたたみベッド	４００円
	ソファ	４００円
	ソファベッド	４００円
	ダイニングテーブルセット	４００円
	二段ベッド（１セット）	４００円
	ベッドフレーム	４００円
	ベッドマットレス（折りたたみ以外）	４００円
	衣装ケース（５個まで重ねて１セット）	２００円
	椅子	２００円
	学習机	２００円
	額縁	２００円
	鏡台（ドレッサー）	２００円
	絨毯（カーペット）	２００円

	カラーボックス	２００円
	ござ	２００円
	座椅子	２００円
	布団、座布団又は毛布（３枚まで１セット）	２００円
	収納家具（テレビ台、サイドボード、ワゴン等）	２００円
	収納箱	２００円
	食器棚	２００円
	ジョイントマット（厚さ５cmまで重ねて１セット）	２００円
	姿見・鏡	２００円
	スチールデスク	２００円
	タンス	２００円
	ついたて	２００円
	テーブル	２００円
	花台	２００円
	ビーズクッション	２００円
	ベッドマットレス（折りたたみ）	２００円
	リクライニングチェア	２００円
スポーツ　アウトドア　園芸　健康器具	バスケットゴール	９００円
	園芸・農業用機器（電動式）（刈払い機、芝刈り機等）	４００円
	健康器具（電動式）	４００円
	ゴルフクラブ（１セット）	４００円
	自転車	４００円
	卓球台	４００円
	一輪車	２００円
	植木鉢（プラスチック製）（５個まで重ねて１セット）	２００円
	植木鉢（プラスチック製以外）	２００円
	園芸・農業用機器（電動式以外）（スコップ、レーキ等）	２００円
	脚立・はしご・踏み台	２００円

	クーラーボックス	２００円
	健康器具（電動式以外）	２００円
	コンポスト容器	２００円
	サーフボード	２００円
	水槽	２００円
	スキー（板、ストック及び金具１セット）	２００円
	スノーボード（板及び金具１セット）	２００円
	清掃用具（ブラシ、ほうき、モップ等）	２００円
	テント	２００円
	トレリス	２００円
	バーベキューコンロ	２００円
	パラソル	２００円
車用品	スキーキャリア（１セット）	２００円
	バンパー	２００円
	ホイール	２００円
	マフラー	２００円
	ルーフボックス	２００円
子ども用品	三輪車	２００円
	そり（５個まで重ねて１セット）	２００円
	チャイルドシート	２００円
	ベビーカー	２００円
	ベビーゲート	２００円
	ベビーベッド	２００円
	ベビーバス	２００円
	歩行器	２００円
	遊具（ジャングルジム、すべり台等）	２００円
その他	大型複合機	９００円
	業務用の冷蔵庫、冷凍庫及びエアコンディショナー	９００円

	耐火金庫	９００円
	臼	４００円
	神棚	４００円
	金庫（耐火金庫を除く）	４００円
	スロット台	４００円
	除雪道具（電動式）	４００円
	ドラム缶	４００円
	仏壇	４００円
	ロッカー	４００円
	アイロン台	２００円
	運搬具（ショッピングカート、台車等）	２００円
	置物類（人形、ぬいぐるみ、剥製等）	２００円
	クリスマスツリー	２００円
	車椅子	２００円
	米びつ	２００円
	除雪道具（電動式以外）	２００円
	スーツケース	２００円
	漬物樽（プラスチック製）（５個まで重ねて１セット）	２００円
	バケツ（プラスチック製）（５個まで重ねて１セット）	２００円
	ひな檀	２００円
	物干し竿（２本１セット）	２００円
	物干し支柱（２本１セット）	２００円
	物干し用品	２００円
	ペット小屋・ケージ	２００円
	木の枝及び幹（直径３０センチメートル程度、長さ１５０センチメートル程度に束ねられたもの）	１００円
	剪定枝（直径４０センチメートル以内、長さ４０センチメートル以内に束ねられた１本の直径が１０センチメートル未満の	１００円

	もの）（１０束まで）	
	板状束（縦２００センチメートル、横１００センチメートル、厚さ５センチメートル程度に束ねられたもの）（木製以外）	４００円
	棒状束（直径３０センチメートル程度、長さ１５０センチメートル程度に束ねられたもの）（木製以外）	４００円
	その他板類（木製以外）	２００円
	その他棒類（木製以外）	２００円
	棒状束（直径３０センチメートル程度、長さ１５０センチメートル程度に束ねられたもの）（園芸用支柱）	２００円
	その他板類・板状束（縦２００センチメートル、横１００センチメートル、厚さ５センチメートル程度に束ねられたもの）（木製）	１００円
	その他棒類・棒状束（直径３０センチメートル程度、長さ１５０センチメートル程度に束ねられたもの）（木製）	１００円
	各品目に類似せず、最大の辺又は径が１５０センチメートルを超えるもの	４００円
	各品目に類似せず、最大の辺又は径が１５０センチメートル以内のもの	２００円

備考

この表に規定する手数料の額は、１セット等の単位の記載がないものについてはそれぞれの品目１個当たりの金額とする。

○恵庭市廃棄物処理施設設置条例

昭和５４年3月１５日

条例第５号

改正　昭和５９年3月２７日条例第１０号　昭和６４年1月６日条例第１号

平成元年１月８日条例第１号　平成１１年１２月１６日条例第２８号

平成２４年3月１日条例第１号　平成２４年6月１３日条例第２０号

令和元年６月２０日条例第１５号　令和２年２月２６日条例第９号

（設置）

第１条　本市に廃棄物の衛生的な処理を図るため廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵庭市焼却施設	恵庭市中島松４６１番地１
恵庭市生ごみ・し尿処理場	恵庭市中島松４６０番地１
恵庭市ごみ処理場	恵庭市盤尻２５５番地４
破砕施設	恵庭市盤尻２５５番地４
恵庭市リサイクルセンター	恵庭市島松沢１３１番地８

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　恵庭市し尿処理場設置条例（昭和４２年条例第１１号）は、廃止する。

附　則（昭和５９年3月２７日条例第１０号）

この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則（昭和６４年1月６日条例第１号）

改正　平成元年１月８日条例第１号

この条例は、平成元年２月１日から施行する。

附　則（平成元年１月８日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年１２月１６日条例第２８号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月１日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年６月１３日条例第２０号）

この条例は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則（令和元年６月２０日条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年２月２６日条例第９号）

この条例は、令和２年３月１６日から施行する。

○きれいなまちづくり条例

平成１５年３月３１日

条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、空き缶やたばこの吸い殻などの散乱を防止することによって、地域の環境美化を促進し、市民の生活環境の向上に役立てることを目的とします。

（定義）

第２条　この条例で使用することばの意味を、次のように定めます。

(1)　空き缶等　飲み物や食べ物を収納していた缶、瓶その他の容器類のことをいいます。

(2)　吸い殻等　たばこの吸い殻、紙くず、発泡スチロール、プラスチック製品、ナイロン、ビニール類、ガムのかみかす、犬のふんその他これらに類するものをいいます。

(3)　市民等　市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいいます。

(4)　事業者　市内で事業活動を行うすべてのものをいいます。

(5)　土地所有者等　市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいいます。

（市の取り組み）

第３条　市は、この条例の目的達成のために実施プランを定め、これを実施します。

２　市は、前項のプランを実施するに当たり、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、必要な協力を求めます。

３　市は、ごみの散乱防止の意識啓発に取り組みます。

４　市は、５月３０日をごみゼロの日に定め、市民等、事業者、土地所有者等の協力のもとに、全市的なキャンペーン及び清掃運動を実施します。

５　市は、空き缶、空き瓶等容器の再資源化を促進します。

６　市は、ごみの散乱防止のため、ボランティアグループなど自主的活動を行う団体等の育成に取り組みます。

（市民等の取り組み）

第４条　市民等は、屋外で自ら出した空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器に適切に収納しましょう。

２　市民等は、屋外で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れを持参し、吸い殻を持ち帰りましょう。

３　市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを入れるための袋等を持参し、ふんを持ち帰りましょう。

４　市民等は、自動車等からごみを捨てずに、そのごみを持ち帰りましょう。

５　市民等は、身近な地域における清掃活動に参加するように努めるとともに、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。

６　市民等は、ごみのポイ捨て防止のため、花などを植え、自然豊かな美しいまちをつくりましょう。

（事業者の取り組み）

第５条　事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の実践に努めましょう。

２　事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、それらの回収、処分及び再資源化に努めましょう。

３　事業者は、従業員に対し環境美化意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。

４　事業者は、ごみのポイ捨て防止のため、花などを植え、自然豊かな美しいまちをつくりましょう。

（土地所有者等の取り組み）

第６条　土地所有者等は、その土地にごみを散乱させないよう、看板や柵の設置など必要な対策を実行するよう努めましょう。

２　土地所有者等は、その土地にごみが散乱しているときは、適切な方法によって処理しましょう。

３　土地所有者等は、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。

（委任）

第７条　この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

附　則

この条例は、公布の日から施行します。

○恵庭市事業系廃棄物の受入等に関する要綱

令和元年９月２６日

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の処理施設における廃棄物の適正な処理に資するため、事業系廃棄物の受入等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年条例第４号。以下「条例」という。）及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成６年規則第８号）において使用する用語の例による。

（廃棄物の受入方針）

第３条　本市の処理施設において受入する事業系廃棄物を排出する者（以下「排出事業者」という。）には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）及び条例に従い、廃棄物の分別を徹底し、発生の抑制を図り、並びに資源化及び再生利用に努めるよう求めるものとする。

（廃棄物の受入手続）

第４条　事業系廃棄物の受入は、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書（様式第１号。以下「産廃等委託契約書」という。）により市長と委託契約を締結した排出事業者が排出したものに限り行うものとする。

２　市長は、前項の委託契約を締結したときは、当該産廃等委託契約書１通を当該排出事業者に交付するものとする。

３　契約期間は、契約の日からその日が属する年度の３月３１日までとし、市長又は排出事業者いずれかの者から解約の申入れがないときは、翌年度以降更新されたものとする。ただし、事業系廃棄物処分手数料の改定があった場合はこの限りでない。

４　排出事業者は、産廃等委託契約書の記載事項に変更があったときは、産廃等委託契約書を再提出することとする。ただし、次に掲げる記載内容の変更の場合は産廃等委託契約書に関する変更届（様式第２号。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、市長が変更届を受理したときは、当該委託契約に係る変更契約が締結されたも

のとみなす。

(1)　搬入車両の情報

(2)　排出事業場の情報

(3)　収集運搬の委託先の情報

(4)　契約期間

(5)　排出事業者名又は住所

(6)　連絡先

(7)　廃棄物の種類

(8)　年間予定数量の大幅な変動

（契約の解除）

第５条　市長は、排出事業者が正当な事由なく変更届を提出しなかったときその他契約の内容に違反したときは、書面による催告の上、当該契約を解除することができる。

２　排出事業者の責めに帰すべき事由により委託契約が解除となった場合における未処理の廃棄物は、排出事業者の責任において処理するものとし、市長は処理しないものとする。

（手数料の支払方法）

第６条　廃棄物の処分に係る手数料は、搬入の都度、現金により支払うものとする。ただし、廃棄物を継続して搬入する排出事業者のうち一括納付を希望する排出事業者が支払う処分に係る手数料は、口座振替の方法により支払うものとする。

２　前項ただし書の規定による口座振替は、本市の指定金融機関又は収納代理金融機関に口座振替依頼書が提出された排出事業者名義の口座でなければすることができない。

３　市長は、前２項の規定にかかわらず、口座振替ができないやむを得ない事情があると認めたときは、口座振替に代えて納入通知書により支払わせることができる。

４　一括納付による処分に係る手数料は、月末締めとし、納期限を翌月の２５日とする。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

（準備行為）

2　事業系廃棄物の受入に係る契約その他事業系廃棄物の受入の手続を行うに当たり必要な行為は、この要綱の実施の日前においてもすることができる。

附　則

この要綱は、令和２年７月６日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

恵庭市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可に関する基準

昭和62年 9月 1日実施 市長決裁
（平成 4年 7月 4日 一部改正）
（平成 6年 3月30日 一部改正）
（平成10年 3月30日 一部改正）
（平成28年 8月 9日 一部改正）
（平成31年 4月 1日 一部改正）
（令和 3年 4月 1日 一部改正）

（目的）

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号。以下「規則」という。）第17条及び第19条の規定に基づく一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可に関し必要な基準を定め、廃棄物の計画的な処理を図るとともに、生活環境の保全及び清掃事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（許可の判断基準）

第2条 規則第19条に規定する許可の基準の他、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

(1) 施設その他使用車両等を含め、廃棄物の飛散、流出及び悪臭の漏れのないようにする措置が講じられているか。

(2) 施設その他使用車両等は、自ら所有しているか、又は申請時に取得計画が確実であると認められるか。

(3) 施設の管理並びに使用車両の保管及び清掃等は、周辺の環境保全を保つことができる計画になっているか。

(4) 収集運搬車両には、許可番号を表示するなど、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを示すことができるか。

(5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

2 規則第19条に規定する許可の基準の他、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

(1) 処分を行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けているか。

(2) 前号の設置の許可を受けている場所が市内ではない場合、恵庭市へ処理施設を設置する旨の届出（設置場所変更申出書）が北海道知事に受理されているか。

(3) 廃棄物の飛散、流出、地下への浸透及び悪臭が発散しないように必要な措置を講じられているか。

(4) 一般廃棄物処理施設の入口に、許可番号を表示するなど、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを示すことができるか。

(5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

3 規則第19条に規定する許可の基準の他、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

(1) スカム及び汚泥厚測定器並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有しているか。

(2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有しているか。

(3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有しているか。

(4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有しているか。

(5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

(申請時に必要な書類)

第3条 規則第17条による申請書の提出があったときは、当該申請書のほか、次に掲げる書類を確認するものとする。

(1) 法人においては、定款の写し、登記事項証明書及び役員名簿

(2) 個人においては、住民票の写し

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまで又は浄化槽法第36条第2号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類

(4) 業務従事者名簿(責任者を含む。)

(5) 業務に従事するために必要な資格を証する書類

(6) 前年度の収支決算書

(7) 取扱事業者(所)名及び事業概要

(8) 一般廃棄物処理業においては廃棄物の収集運搬又は処分の予定量を記載した書類

(9) 一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽清掃業においては、運搬車両の一覧表及び車検証又は売買契約書の写し(取得又は取得計画が明らかになるもの)

(10) 運搬車両の写真(前方及び右又は左方向から撮影したもの)

(11) 事業所の所在地及び施設の配置状況を示す図面

(12) 納税証明書

(13) 施設又は運搬に使用する車両等を運転する者の免許証(表・裏)及び資格を証する物の写し

(14) 前条第4号に規定する労働安全マニュアルの写し

2 規則第20条第1項の規定による申請又は同条第4項の規定による届出があったときは、前項各号のうち変更があった書類を確認するものとする。

○恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱

平成２１年１０月２７日

告示第１１５号

（趣旨）

第１条　この告示は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年条例第４号。以下「条例」という。）及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成６年規則第８号。以下「規則」という。）の規定に基づく家庭廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収に係る有料指定ごみ袋、ごみ処理券及び令和４年３月までの燃やせるごみ用差額シール（以下「指定袋等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示で用いる用語の意義は、次に掲げるもののほか、条例又は規則で用いる用語の例による。

(1)　収納事務受託者　市長が指定袋等の保管、配送、在庫の管理、収納業務等を委託した卸販売事業者をいう。

(2)　取扱店　指定袋等を取り扱う店舗をいう。

(3)　取扱者　指定袋等を取り扱う者として指定を受けた者をいう。

（指定袋等の包装単位）

第３条　指定袋等の包装の単位は次の各号のとおりとする。

(1)　有料指定ごみ袋については５枚入りで１組、１０組で１ピース、５０組で１箱とする。

(2)　ごみ処理券（１００円券）については１０枚綴りで１冊、１００冊で１箱、ごみ処理券（４００円券）については５枚綴りで１冊、２００冊で１箱とする。

(3)　令和４年３月までの燃やせるごみ用差額シール（以下「差額シール」という。）については２０枚綴りで１冊、５０冊で１箱とする。

（取扱店の指定を申請できる者の要件）

第４条　取扱店の指定を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　現に小売業を営んでおり、市内に販売員その他の従業者が常駐する店舗を有する者

(2)　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の決定、会社更生法（平

成１４年法律第１５４号）の規定による更正手続開始の決定又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の決定がされていない者

(3)　市税を滞納していない者

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、取扱店の指定を申請することができる。

（指定の申請）

第５条　取扱店の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定登録申請書（様式第１号）に当該指定を受けようとする店舗の位置図及び法人にあっては登記事項証明書、登記の無い法人又は個人にあってはその他市長の求める書類を添付して市長に提出するものとする。

（取扱店の指定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、取扱店として指定するかどうか決定し、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定通知書（様式第２号）又は恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店不指定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。この場合において、取扱店として指定する場合は、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定証（様式第４号。以下「指定証」という。）を申請者に交付するものとする。

２　市長は、前項の規定により取扱店の指定をしたときは、当該取扱店を登録するものとする。

３　市長は、前２項の規定により取扱者の指定及び登録をしたときは、当該取扱者及び収納事務受託者と３者協定を締結するものとする。

（登録内容の変更）

第７条　取扱者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店変更届出書（様式第５号）により市長へ届け出るものとする。この場合において、次に掲げる事項について変更する場合は、法人にあっては登記事項証明書、登記の無い法人又は個人にあってはその他市長の求める書類を添付するものとする。

(1)　法人の場合は代表者の異動

(2)　店舗の移転

(3)　商号の変更

（取扱店の廃止等）

第８条　取扱者は、廃業等により指定袋等の販売ができなくなったときは、直ちにその旨を恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店廃止届出書（様式第６号）により市長へ届け出るものとし、指定証を市長へ返却するものとする。

（取扱者の責務等）

第９条　取扱者は、取扱店において市民等の求めに応じ、手数料を徴収し、指定袋等を交付するものとする。

２　取扱者は、指定袋等を恵庭市有料指定ごみ袋等発注書（様式第７号。以下「発注書」という。）により収納事務受託者から仕入れることとする。

３　取扱者は、収納事務受託者から指定袋等が納品されたときは、発注書に基づいた内容であること及び不良品等の有無について確認し、収納事務受託者が求めたときは、押印又は署名するものとする。

４　取扱者は、納品された指定袋等の中から不良品等を発見したときは、口頭又は恵庭市有料指定ごみ袋等不良品報告及び交換票（様式第１１号。以下「不良品届」という。）により、直ちにその指定袋等を添えて収納事務受託者又は市長に報告するものとし、収納事務受託者又は市長は、その指定袋等と同様の規格の適合品である指定袋等と交換するものとする。

５　取扱者は、市民から指定袋等の不良品等が持ち込まれたときは、その指定袋等を確認し、適合品である指定袋等と交換するものとする。この場合において、取扱者は、直ちにその持ち込まれた指定袋等を添えて口頭又は不良品届により収納事務受託者又は市長に報告し、その指定袋等と同様の規格の適合品である指定袋等との交換を受けるものとする。

６　取扱者は、指定袋等の在庫の状況について、市長が特に必要があると認めたときは、恵庭市有料指定ごみ袋等在庫管理報告書（様式第１２号）により市長に報告するものとする。

７　取扱者は、納品された指定袋等の数量に応じた手数料の額から、その数量に応じた取扱店手数料を差し引いた金額（以下「差引家庭廃棄物処理手数料」という。）を、収納事務受託者からの請求に基づき納付するものとする。

８　前項の取扱店手数料の額は、納品された指定袋等の数量に応じた手数料の額に１００分の６を乗じて得た額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する消費税及び地方税法

（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の額（以下これらを「消費税及び地方消費税相当額」という。）を加算した額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

９　取扱者は、指定袋等に係る書類について適正に保管し、市長から必要な報告を求められたときは、速やかに応じるものとする。

１０　取扱者は、指定証を取扱店の店頭に表示するものとする。

１１　取扱者は、市の廃棄物処理施策を理解し、協力するものとする。

１２　取扱者は、規則第１０条に規定する指定袋等について、全種類を取り扱うものとする。

（指定の取消）

第１０条　市長は、取扱者が第４条に規定する要件を欠いたとき、協定に違反したとき、又は不正な手段により指定袋等の販売を行ったときは、当該協定を解除した上、取扱店の指定を取り消し、登録を抹消することができる。

（取扱店の廃止等による清算）

第１０条の２　取扱者は、第８条の規定により取扱店の廃止等を行った場合において、在庫分の指定袋等を返還し、家庭廃棄物処理手数料還付申請書（様式第１３号）により市長に手数料の還付を申請することができる。この場合において、指定袋等の返還単位は１枚単位とする。

２　市長は、前項の返還及び申請が適正に行われたと認められる場合において、家庭廃棄物処理手数料還付通知書（様式第１４号）により取扱者に手数料の還付を行うものとする。

３　前項の規定により、還付を行う手数料は、返還を行う指定袋等の数量に応じた手数料の額から第９条第８項に規定する取扱店手数料の額を差し引いた金額を還付するものとする。

（収納事務受託者及びその事務等）

第１１条　市長は、指定袋等の円滑な販売及び手数料の確実な収納を行うため、収納事務受託者を定め、別に委託契約を締結するものとする。

２　収納事務受託者は、規則第１０条の２の規定による手数料の徴収のほか、指定袋等の保管、第９条第２項の発注書に基づく配送、在庫管理等を行うものとする。

３　収納事務受託者は、指定袋等の保管に際し、屋根及び壁を有する土地に定着した建物内に

おいて指定袋等の保管量に応じて必要な面積を有し、かつ、火災、荷崩れ及び盗難の防止措置を講じている場所を確保するものとする。

4　収納事務受託者は、指定袋等の管理については、常に適正に管理する体制を整え、取扱者からの発注の受付のため、２４時間通年受付可能な通信機器等を設置するものとする。

5　収納事務受託者は、取扱者からの発注書に基づき恵庭市有料指定ごみ袋等配送管理票（様式第１５号）を作成し、適正に在庫及び配送の管理を行うとともに、取扱店に指定袋等を配送したときは、取扱店から受領印又は署名を徴するものとする。

6　収納事務受託者は、毎月、納品した指定袋等の数量に応じた手数料の額及び第９条第８項に規定する取扱店手数料を取扱店手数料等決定通知書兼請求書（様式第１６号）により決定し、取扱者に差引家庭廃棄物処理手数料を請求するものとする。この場合において、１月の期間は、月の２１日から翌月の２０日とする。

7　収納事務受託者は、取扱者が指定した口座から差引家庭廃棄物処理手数料の口座振替をしたときは、取扱者に対して口座振替済通知書（様式第１７号）を送付するものとする。

8　収納事務受託者は、取扱店手数料相当額を、取扱店手数料請求書（様式第１８号）により市長に請求するものとする。

9　収納事務受託者は、取扱店ごとに集計した指定袋等の取扱実績について、毎月末日までに手数料収納内訳報告書（様式第１９号）により市長に報告するものとする。この場合において、集計する期間は、報告する月の前月の２１日から報告する月の２０日までの１月とする。

１０　収納事務受託者は、取扱者から収納した手数料を、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６４条及び恵庭市会計規則（平成９年規則第１１号）第６３条に規定する繰替払の方法により市長に納付するものとする。この場合において、収納事務受託者は、繰替払計算内訳書（様式第２０号）を市長に提出するものとする。

１１　収納事務受託者は、収納管理事務等に関する書類について、適正に管理及び保管するとともに、市長の求めに応じ提出するものとする。

１２　収納事務受託者は、収納事務等に関する実績について、報告様式をもって市長へ提出するものとする。

（手数料等の決定通知）

第１２条　市長は、収納事務受託者から報告された指定袋等の取扱実績に応じて、取扱店手数料及び家庭廃棄物処理手数料の額を決定し、取扱店手数料等決定通知書（様式第２１号）により収納事務受託者に通知するものとする。

（調査）

第１３条　市長は、手数料に係る収納事務等の処理状況について、必要な調査を行うことができる。

（補則）

第１４条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成２２年３月１日から実施する。

附　則

この告示は、告示の日から実施する。

附　則

この告示は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この告示は、平成２９年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この告示の実施の際現にこの告示による改正前の恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱第６条の規定により取扱店の指定を受けた者は、この告示による改正後の恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱第６条の規定により取扱店の指定を受けた者とみなす。

附　則

この告示は、平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この告示は、令和元年１０月１日から実施する。

附　則

この告示は、令和２年２月４日から実施する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この告示は、令和２年９月８日から実施する。

附　則

この告示は、令和３年６月２日から実施する。

附　則

この告示は、令和４年２月１日から実施する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

この告示は、令和５年８月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月４日から実施する。

○恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱

平成２２年４月１６日

告示第４０号

（目的）

第１条　この告示は、清潔で快適な地域環境を維持するため清掃を行うボランティアに対し、ポイ捨てごみ用ボランティア袋及び草木類専用ボランティア袋（以下「ボランティア袋」という。）を交付することについて必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を促進することを目的とする。

（ボランティア清掃）

第２条　ボランティア袋の交付の対象となる清掃は、個人又は団体が地域の環境美化を目的に道路、公園その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）を義務なく無償で行う清掃（以下「ボランティア清掃」という。）とする。

（ボランティア袋の交付）

第３条　市長は、ボランティア清掃を行う個人又は団体の代表者に対しボランティア袋を交付する。

２　ボランティア袋は、次の各号に掲げるボランティア清掃を行うものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数を限度に交付する。

(1)　個人　１０枚

(2)　団体　ボランティア清掃に参加する人数に２を乗じて得た枚数

３　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、前項の限度を超えて当該必要とする枚数を交付することができる。

（交付の申請）

第４条　ボランティア袋の交付を受けようとする者は、ボランティア袋交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、遅滞なくボランティア袋を交付するものとする。

３　第１項に規定する申請の受付は、別表に掲げる市の組織のほか、恵庭市環境美化等推進員

において行うものとする。

（ボランティア清掃の方法）

第５条　ボランティア袋の交付を受けた者は、次に掲げる方法により、ボランティア清掃を行うものとする。

(1)　ボランティア袋の交付を受けた者がボランティア清掃を行おうとするときは、事前に公共の場所を管理する者の了解を得てから行うものとし、ボランティア袋の使用方法、堆積場所等について当該公共の場所を管理する者と協議するものとする。

(2)　ボランティア清掃のうち、ごみ拾いを行う場合にあってはポイ捨てごみ用ボランティア袋を使用し、除草等を行う場合にあっては草木類専用ボランティア袋を使用するものとする。

(3)　ボランティア袋に収められたごみは、市の処理施設への搬入又は市に回収を依頼し処理するものとする。

(4)　ボランティア袋に収められたごみの回収を市に依頼するときは、団体によるときはボランティア清掃を行う日の３日前までに、個人によるときはボランティア清掃が完了する日に電話等により行うものとする。

２　ボランティア袋の交付を受けた者は、当該交付を受けたボランティア袋が不要になったときは、ボランティア袋を市長に返還するものとする。

（受付簿の整備）

第６条　市長は、ボランティア袋交付簿（様式第２号）を整備し、ボランティア袋の交付について管理するものとする。

（補則）

第７条　この告示に定めるもののほか、ボランティア袋に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この告示は、告示の日から実施し、平成２２年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２６年７月２３日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市感染症予防対策本部設置要綱、恵庭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱及び恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、平成３１年４月１日から実施する。

別表（第４条関係）

ボランティア袋交付申請の受付をする市の組織
生活環境部環境政策室廃棄物管理課
建設部管理課
経済部花と緑・観光課

○恵庭市資源回収奨励金交付要綱

平成６年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年条例第４号）第７条の規定に基づき、再生資源の回収を自主的に行う団体に奨励金を交付することにより再生資源回収の促進及びリサイクル意識の高揚を図り、もってごみの減量化及び資源の有効利用の促進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　資源　紙類（新聞紙、雑誌、本、ダンボール及び紙パックをいう。以下同じ。）、紙製容器包装類（雑がみを含む。以下同じ。）、瓶類、金属類（エンジンがついていないものに限る。）、布類その他市長が認めるものであって、再利用できるものをいう。

(2)　資源回収　資源を回収する行為をいう。

(3)　回収業者　資源回収を業とする者をいう。

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付の対象とする者は、町内会、学校、PTA、老人クラブその他市長が適当と認めた団体であって、集団で資源回収を行う団体（以下「資源回収団体」という。）とする。ただし、回収業者等の主として営利を目的とする法人を除く。

（資源回収団体の登録）

第４条　奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、恵庭市集団資源回収実施団体登録申請書（様式第１号）により、あらかじめ市に登録するものとする。

２　市長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、申請を受理すべきものと認めたときは、速やかに登録の決定を行い、恵庭市集団資源回収実施団体登録決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　前項の登録を受けた資源回収団体は、申請した事項に変更又は抹消が生じたときは、恵庭市集団資源回収実施団体（変更・抹消）申請書（様式第３号）により市長に提出するものと

する。

（奨励金の交付）

第５条　奨励金は、前条に該当する資源回収団体に対して交付するものとする。

２　奨励金の交付は、前条の規定に基づく登録がなされた日から起算する。

（奨励金の交付額）

第６条　奨励金を交付する額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、１００円未満の額は切り捨てるものとする。

(1)　資源回収団体が回収した紙類、瓶類、金属類及び布類　回収総重量に１キログラムにつき４円を乗じて得た額

(2)　資源回収団体が回収した紙製容器包装類　回収総重量に１キログラムにつき６円を乗じて得た額

（交付申請）

第７条　奨励金の交付を受けようとする資源回収団体（以下「申請団体」という。）は、恵庭市資源回収奨励金交付申請書（様式第４号）に回収伝票（様式第６号）を添えて市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の申請があったときは当該申請の内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、恵庭市資源回収奨励金交付決定通知書（様式第７号）により申請団体に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第９条　前条の規定により通知を受けた申請団体は、恵庭市資源回収奨励金請求書（様式第８号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、当該年度の１２月末日まで及び当該年度の翌年度の６月末までの年２回に分け、それぞれ奨励金を交付するものとする。

３　奨励金の交付は、申請団体が指定する口座への振込みにより行うものとする。

（奨励金の交付決定の取消し）

第１０条　市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付の決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2)　その他市長が特に必要と認めたとき。

（奨励金の返還）

第１１条　市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金を交付しているときは、申請団体に対し、奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成６年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　第５条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日から平成６年７月までの間に登録された資源回収団体に係わる奨励金の交付は、平成６年４月から起算する。

３　第７条の規定に係わらず、平成６年の交付申請手続きは、次のとおりとする。

(1)　上半期は、４月から６月までの回収分とする。

(2)　回収伝票は、回収業者から受取る伝票の写しとし、当該伝票に重量以外の計算単位が記載されている場合は、別に定める基準によって換算した数値によるものとする。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成３１年３月５日から実施する。

附　則

この要綱は、令和元年９月１７日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年６月９日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年９月２２日から実施する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の恵庭市資源回収奨励金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に回収した資源に係る奨励金の交付について適用し、同日前に回収した資源に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

○恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱

平成２２年２月１７日

（目的）

第１条　この要綱は、地域の美化並びにごみの減量及び資源化に理解があり、市と協働で市内の環境美化に取り組むボランティア活動に熱意がある市民を環境美化等推進員として登録することについて必要な事項を定めることにより、相互に協力して市内の生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させることを目的とする。

（環境美化等推進員の登録）

第２条　市長は、協働で市内の環境美化に取り組むボランティア活動に理解を持つ市民の中から次に掲げる方法により環境美化等推進員を登録する。

(1)　町内会その他これに類する団体の代表者からの推薦

(2)　公募

２　前項第１号の推薦は、恵庭市環境美化等推進員推薦書（様式第１号）によるものとする。

３　市長は、第１項の規定により推薦及び公募された者を環境美化等推進員として登録したときは、恵庭市環境美化等推進員登録完了通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（環境美化等推進員の活動）

第３条　環境美化等推進員は、市と協働して次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　環境美化に関する活動

(2)　廃棄物及び資源物の分別並びに排出マナーの向上に関する活動

(3)　リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動

(4)　不法投棄の通報

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が市内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために依頼する活動

２　市長は、前項の活動を円滑に行えるよう環境美化等推進員にスタッフベストを貸与する。

３　環境美化等推進員は、第１項の活動を行うときは、スタッフベストを着用するものとする。

４　環境美化等推進員が活動を行う範囲は、自己の居住する区域とするものとする。

（活動報告）

第４条　環境美化等推進員は、活動の状況その他環境衛生の向上に関することについて、定期的に市長に報告するものとする。

２　市長は、環境美化等推進員から報告された事項を精査し、環境衛生の向上に関する施策の推進に役立てなければならない。

（登録の取消し）

第５条　市長は、環境美化等推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1)　環境美化等推進員から登録の取消しの申出があったとき。

(2)　生活環境の保全又は公衆衛生の向上に反する行為を常習していると認められたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、環境美化等推進員として登録することが不適当である事由があると市長が認めたとき。

２　前項の取消しを行ったときは、恵庭市環境美化等推進員取消通知書（様式第３号）により通知するものとする。

第６条　削除

（災害補償）

第７条　市長は、環境美化等推進員がその活動の遂行中に受けた損害又は第三者に与えた損害については、市が加入する賠償責任保険、補償保険等の範囲内で補償する。

（活動に関する事務）

第８条　環境美化等推進員の活動に関する事務は、生活環境部において行う。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、環境美化等推進員登録制度の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年３月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２６年７月２３日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市感染症予防対策本部設置要綱、恵庭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱及び恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月４日から実施する。

○恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱

平成１６年３月１８日

告示第４２号

（趣旨）

第１条　この告示は、集合住宅におけるごみ保管場所の設置に係る協議その他集合住宅におけるごみの排出指導に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　ごみ保管場所　恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年条例第４号。以下「条例」という。）第２条第２項第８号に規定するごみ保管場所をいう。

(2)　集合住宅　条例第１４条第３項に規定する住戸数が２戸以上の住宅をいう。

(3)　管理者　恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成６年規則第８号。以下「規則」という。）第７条第２項に規定するごみ保管場所の管理者をいう。

（対象者）

第３条　この告示の対象となる者は、集合住宅を所有する者、集合住宅を建設しようとする者又は集合住宅の管理を請け負う者（以下「所有者等」という。）とする。

第４条　削除

（ごみ保管場所を設置する位置）

第５条　規則第７条第１項第１号のごみ保管場所を設置する位置は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)　集合住宅の敷地内であること。

(2)　市街化区域内にあること。

(3)　市が定めるごみ収集路線又は公道に面していること。

(4)　収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

（ごみ保管場所の構造及び規模）

第６条　規則第７条第１項第２号のごみ保管場所の構造及び規模は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)　収集作業が容易にできる構造であり、かつ、収集作業をするために必要な空間及び安全性が確保されていること。

(2)　ごみの散乱及び鳥獣による被害を防止することができる構造であること。

(3)　１住戸につき、おおむね１００リットルのごみを保管することができる規模であること。

(4)　ごみ保管場所の総保管容量が明確になっていること。

(5)　「○○アパート入居者専用」等と明記した掲示プレートを設けること。

２　前項第３号において、敷地の状況等によりごみの保管容量を満たすごみ保管場所を設置することができない場合は、次条に規定する管理者がごみ保管場所を清潔に保持するものとする。

第７条　削除

（管理者の責務）

第８条　管理者は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1)　ごみ保管場所の清潔保持に関すること。

(2)　入居者に対するごみの排出指導に関すること。

(3)　その他ごみ保管場所の適正管理に必要なこと。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１６年４月１日から実施する。

２　この要綱実施の際、現にごみ保管場所を設置している者については、市長は、当該ごみ保管場所に生活環境上著しい支障が生じていると認める場合に限り、この要綱に定める指導を行うことができるものとする。

附　則

この告示は、平成２９年５月３０日から実施する。

附　則

この告示は、平成３１年４月１日から実施する。

○恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱

平成２２年２月１７日

（目的）

第１条　この要綱は、家庭廃棄物及び資源物を適正に分別し、排出マナーを遵守している集合住宅に係るごみ保管場所（恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成６年条例第４号）第２条第２項第８号に規定するごみ保管場所をいう。以下同じ。）を、優良保管場所として認定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（優良保管場所）

第２条　優良保管場所の認定を受けることができるごみ保管場所は、別表に定める認定基準に適合するものとする。

第３条　削除

（認定申請）

第４条　優良保管場所の認定を受けようとするごみ保管場所を有する集合住宅の所有者又は管理者は、当該認定を受けようとする日の２か月前の日までに恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、前項の所有者又は管理者は、認定を受けようとする日の２か月前の日以後においても申請書を提出することができる。

（審査及び認定）

第５条　市長は、申請書を受理したときは、当該申請されたごみ保管場所について、認定基準適合チェック表（様式第２号）により審査する。

２　市長は、前項の審査の結果、優良保管場所の認定をしたときは、認定書（様式第３号）及び証票を交付する。

３　前項の証票は、認定適合マーク（様式第４号）とし、申請のあった集合住宅におけるごみ保管場所の数に応じて交付するものとする。

４　証票は、優良保管場所として認定されたごみ保管場所に掲示するものとする。

５　市長は、第１項の審査の結果、認定基準に適合しない項目があるときは、認定基準適合チ

ェック票の写しを添えてその旨を通知するものとする。

６　前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から１４日以内に市長に対して再審査の申出をすることができる。

７　前項の再審査の申出があったときは、市長は、当初の審査と同一の審査を行わなければならない。この場合において、なお認定基準に適合しない項目があるときは、市長は、認定基準チェック票の写しを添えて優良保管場所の認定をしなかった旨を通知するものとする。

（変更の届出）

第６条　優良保管場所の認定を受けたごみ保管場所を有する集合住宅の所有者又は管理者（以下「認定を受けた者」という。）は、当該優良保管場所の位置、ごみ保管場所の数その他ごみ保管場所に関する事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第５号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を確認しなければならない。この場合において、市長は、優良保管場所の認定を継続し難いような変更があると認めたときは、必要な補正を依頼するものとする。

（再認定審査）

第７条　市長は、優良保管場所について、毎年度再認定の審査を行う。ただし、その年度中に優良保管場所の認定を受けたものを除く。

２　第５条第１項及び第５項から第７項までの規定は、前項の再認定の審査について準用する。

（環境美化等推進員の協力）

第８条　市長は、第５条第１項及び第７項の審査（前条第２項において準用する場合を含む。）及び第６条第２項の届出の確認を行うに当たっては、環境美化等推進員に調査を依頼することができる。

２　前項に規定する調査の依頼は、恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度について（調査依頼）（様式第６号）をもって行うものとする。

（認定適合マークの返還等）

第９条　認定を受けた者は、優良保管場所の認定を受けたごみ保管場所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該ごみ保管場所に引き続き認定適合マークを掲げてはな

らない。

(1)　第７条の再認定の審査において認定基準に適合しないこととなったとき。

(2)　ごみ保管場所としての使用を廃止したとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、認定適合マークを掲示することができない事情が生じたとき。

２　市長は、優良保管場所が前項各号の事由に該当することを知ったときは、認定を受けた者に対して返還通知書（様式第７号）をもって認定適合マークの返還を求めるものとする。

（台帳の整備）

第１０条　市長は、優良保管場所に関する事務を適正に管理するため、申請、認定及び証票の管理に係る台帳を整備しなければならない。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年３月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２３年５月６日から実施し、改正後の恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年１２月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年１１月１７日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月４日から実施する。

別表（第２条関係）

認定要件	審査項目	内容	確認方法
（1） 入居者等への周知等	①入居・退去時の説明・指導等	入居・退去時に、入居（予定）者に対し、ごみ・資源物の分別・排出方法について、わかりやすく説明・指導等行い、理解を得ているか	書類・聴取
	②入居後の説明・指導・啓発等	入居後、入居者に対し必要に応じ、ごみ・資源物の分別・排出方法について、説明・指導・啓発等を行っているか	書類・聴取
（2） 集積所等の管理状況等	③集積所の設置状況	設置箇所（建物敷地内の設置・収集経路沿いの設置等）や集積容器又はごみ用ネットの容量が入居戸数に対応しているか等、基準を満たしているか	現地確認
	④不適正排出・不法投棄等の対策	集積容器及び集積所に、集合住宅専用看板等の表示やごみ・資源物の不適正排出及び不法投棄への対策は取られているか	現地確認
	⑤放置ごみ等の適正処理	集積所に放置されているごみは、管理者・所有者等で速やかに適正に処理されているか	現地確認・聴取
（3） 入居者等の排出状況	⑥ごみ・資源物の適正排出	指定袋等を使用し適正な分別・排出がされているか	現地確認

○恵庭市し尿処理券の返還の取扱いに関する要綱

平成３１年３月２９日

（趣旨）

第１条　この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成６年規則第８号。以下「規則」という。）第１３条第２項の規定に基づき、し尿処理券の返還に伴うし尿処理手数料の還付について必要な事項を定めるものとする。

（し尿処理手数料の還付申請）

第２条　し尿処理手数料の還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、し尿処理手数料還付申請書（様式第１号）に返還しようとするし尿処理券を添えて、市長に提出するものとする。

（し尿処理手数料の還付）

第３条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、還付の可否を決定するものとする。

２　し尿処理手数料の還付を決定したときは、し尿処理手数料還付通知書（様式第２号）により申請者に通知し、前条のし尿処理手数料還付申請書に記載された金融機関の口座にし尿処理手数料を還付するものとする。

３　し尿処理手数料の還付を行わないときは、し尿処理手数料還付不可通知書（様式第３号）に提出されたし尿処理券を添えて、申請者に通知するものとする。

（台帳管理）

第４条　市長は、し尿処理手数料の還付を行った場合は、し尿処理手数料還付台帳（様式第４号）により、返還されたし尿処理券及び還付したし尿処理手数料を適正に管理するものとする。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月４日から実施する。